

# 会報

第95号

国立大学協会

昭和57年2月

(第32卷第1号 通卷第95号)

# 会報

第95号

2  
月  
号



国立大学協会事務局

◇ 目 次 ◇

- エッセー  
教 育 所 感 宮城教育大学長 大塚 徳郎 6
- 《窓》 あやしくなった  
現代人の立構え 東京工業大学工学部教授 平沢弼一郎 128
- タンガニイカ湖詣で 京都大学理学部教授 川那部浩哉 131

事業報告

●諸会議議事要録 (10月～12月)

- 理 事 会 (10.29) \_\_\_\_\_ 11
- 会務報告  
協 議  
鳴門教育大学および鹿屋体育大学の加入について  
第69回総会日程について  
第70回総会の日時・場所等について  
委員の交代について  
各委員会委員長報告と協議
- 理 事 会 (11.11) \_\_\_\_\_ 18
- 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についての中間まとめ(案)について
- 第69回総会〔第1日目〕 (11.11) \_\_\_\_\_ 19
- 会務報告  
協議事項  
鳴門教育大学および鹿屋体育大学の加入とその関連事項について  
各委員会委員長報告と協議  
昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方に関する中間報告について  
その他(第2次臨時行政調査会の審議状況について、第70回総会の日程等について)
- 第69回総会〔第2日目〕 (11.12) \_\_\_\_\_ 30
- 当面する諸問題について  
(シンポジウム)北海道大学有江学長, 長岡技術科学大学川上学長, 名古屋大学飯島学長, 兵庫教育大学谷口学長
- 第36回事務連絡会議 (11.13) \_\_\_\_\_ 52
- 総会状況報告

大学入試センター連絡事項  
文部省連絡事項

第1 常置委員会 (11.10)	59
今後の検討課題について	
第2 常置委員会 (10.19)	64
アンケートのまとめおよび中間報告の作成について その他(共通第1次学力試験の試験場の問題について/昭和57年度共通第1次学力試験出願状況について)	
第2 常置委員会 (11.10)	67
中間報告のまとめについて	
入試教科目改訂専門委員会 (10.14)	69
アンケートのまとめおよび中間報告(案)のまとめ方について	
第3 常置委員会 (10.20)	72
「留年問題に関するアンケート」のまとめについて	
第3 常置委員会 (12. 8)	75
就職協定の問題について 留年問題についての今後の取扱いについて	
就職問題懇談会 (12.14)	81
大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務について	
第4 常置委員会 (11.10)	84
学生教育研究災害傷害保険の問題について 次回の委員会について	
第5 常置委員会 (11.10)	87
カナダ国大学学長の招待について 国立大学長の中国視察について 国内大学間の交流について その他(マレーシア国パートナー大学からの日本での研修依頼について/在外研究員の問題について/中国留学生の問題について)	



カナダ国大学学長招待準備委員会 (10.23)	92
カナダ国大学学長招待計画の経過報告について	
各訪問大学の日程説明について	
全日程の調整、整理について	
検討・確認しておくべき事項について	
第6常置委員会 (11.10)	95
臨調に関するその後の報告	
人事院における公務員給与の見直しの問題について	
次期委員長の選任について	
研究技術専門官制度問題懇談会 (11. 2)	100
研究技術専門官制度問題について	
医学教育に関する特別委員会 (11.10)	106
医学教育に関する昭和57年度概算要求について	
教養課程に関する特別委員会 (10.23)	108
教養課程に関するアンケート案について	
今後の検討課題について	
次期委員長の互選について	
図書館特別委員会 (11.10)	112
委員の補充について	
今後の検討課題について	
教員養成制度特別委員会 (11.10)	116
大学における教員養成の問題について	
特別会計制度協議会 (10. 5)	118
昭和57年度概算要求について	
第6次定員削減について	
●第69回総会国立大学協会事業報告	120
諸会合（各委員会主要審議事項）	
要望書その他の諸活動（対外諸活動／各国立大学への意見照会等／資料・連絡強化等）	
要望書等の受理	
刊行物	
●諸会合（昭和56年10月～12月末までの開催会議）	127

---

## 要 望 書

---

国立大学の授業料の改定について (要望) —————129

---

## 資 料

---

昭和57年度国立学校特別会計予算の概要について (事務連絡) —————129

大学等卒業予定者に関する「就職協定」の問題について (事務連絡) —130

---

## そ の 他

---

新規加入大学について —————132

学長等の異動 —————132

寄贈図書 —————133

## 教 育 所 感

宮城教育大学長 大塚 徳 郎

\*

国大協の編集の方から何か書くようにとの連絡があった。小規模の、単科の教員養成大学の学長である私などより適当な方が多くおられるのにと辞退したが、結局引受けざるを得なくなった。40年間教員養成の仕事をしてきた私にとって、書く事はおのずと教育に関する事になってしまったが、お許し願いたい。

\*

### —— 私たちがやらなければ

仙台市のある大規模中学校の校長が学長室に来ての雑談で、暴力中学生と教師との会話、その父親と教師との会話の一部を話したあとで、かれは「先生、私は早く退職したい」と、話を結んだ。これが多くの中学校長の偽りのない本心であるかもしれない。

昨年の暮に仙台近郊の新設中学校の校長が私の自宅に現われた。話はおのずと中学校の現状に及んだ。かれの中学校も他の中学校と余り変わりがない。かれは話の最後に、「しかし、先生、私たちがやらなければ」とつぶやいた。そのかれの横顔が非常に印象的であった。

昨今は、社会が悪い、家庭教育が悪い、学校の教育が悪いと、他人の責任にすることが、余りにも多過ぎる。「私たちがやらなければ」、このことは大切なことだと思う。

### —— 学校になぜ行かなければならないのか

、これもある中学校長と話しているうちに出てきた言葉である。学校に行くと言って家を出てくるが、教室には入らない生徒に、「なぜ、勉強しないのか、勉強しなさい。」、これは先生の生徒に対しての一般的な注意である。しかし、生徒は

「教室に出たってさっぱりわからない。自分は〇〇〇屋になるので、字が読めて、数が数えられればよいので、どうして、これから2年も学校に来なければならないのか」と言う。かれは中学1年生である。この考えは勿論誤まっている。しかし、現場の先生は、高等学校から大学へと進む生徒だけを対象としているわけでもないし、勉強に対して意欲もない、それこそ教室に出てもさっぱり授業内容がわからない生徒をも高等学校へ送り出さなければならない。

また、中学生は「先生はなぐることが出来ないでしょう」、「何をしたって、退学させられないでしょう」とよく言う。かれ等は、そのことを十分承知の上で行動している。

「ゆとりのある教育」、また、最もいやな言葉であるが、「落ちこぼれ」と言う言葉をよく聞くが、何に対して「落ちこぼれ」なのかを改めて問いかけたり、考えなければならないことは確かである。

#### ——なぜ、駄目なのか

昨年5月頃、教え子から来た手紙に書かれていたことである。大学を卒業すると、辺地の小学校に赴任して、4年間子どもの教育に献身的に当たって来た女の先生である。大都市に転任しようとして試験を受けた。その際に「あなたは小学校の免許状しか持っていませんね」と言われた。これが不採用の理由かどうかはわからないが転任の希望は叶わなかった。小学校の先生になるのに、小学校一級免許状だけでは、なぜ駄目なのか。採用側としては、小学校の免許状のほかに、中学校の国語とか、理科とかの免許状を持っていると言われることを期待したのだと思う。その理由がわからないわけではないが、先生が専門の勉強をするということと、多くの免許状を持っているということとは全く別のことである。

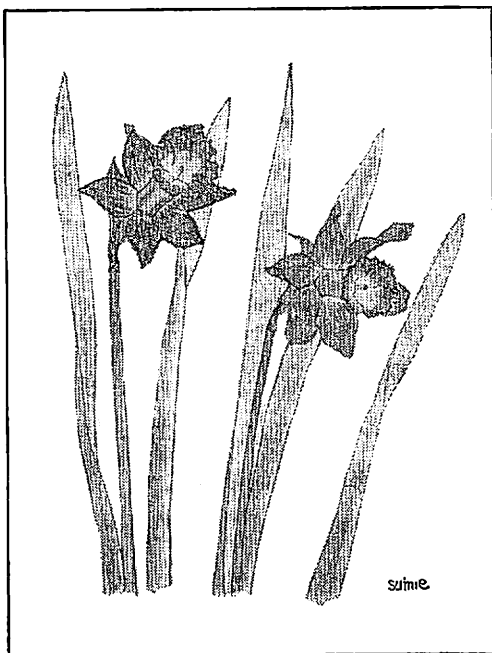
私の大学でも、小学校教員養成課程を主として、各課程の教育のより一層の充実をと努力を続けているが、学生はより多くの免許状を取得しようとする。これが、大学の教育の混乱を起こす一つの大きな原因となっている。

#### ——注意すべきことは別にある

正月に年賀に来た女の先生との話に出てきたことである。学校からの帰りにバ

ス停で缶ジュースを買って飲んだ。早速次の日に校長室に呼ばれて、教育委員会から電話があったと注意を受けた。教育委員会に電話をした母親は、「先生は子どもたちに途中で買い食いするなど教えているのに」ということであつたらしい。

これも、市内の小学校の女の先生との話にあつたことである。校長室に呼ばれて、「あなたのクラスの算数の進度は他のクラスより遅れているそうですね」と注意された。これを校長に電話した母親は、「他のクラスより遅れているので、うちの子は……」ということであつたらしい。



先生が教育に対しての意欲に欠けている、サラリーマン化している、など多くの批判を聞く。勿論先生側に問題がないということではないが、そのようにさせている他の要素が多くあることも考えてみなければならない。

#### ——もっともよい教員養成は

私は、戦前の師範学校の一教官であつた。戦後の学制改革で、その師範学校は総合大学に合併吸収された。その時、総合大学側の責任者の1人は、「すぐれた教員養成は総合大学においてこそ」と言われた。しかし、それから何年か経過して、その当時の総合大学側の責任ある人は「総合大学は教員養成に適していない」ということであつたという。大学の運営に一切関係のなかつた私には、どういふことなのかよくわからなかつたが、この言葉だけが強く記憶に残っていて、絶対に忘れることが出来ない。教員養成ということは簡単なことではない。本当に教育のことをわかつていない人が、理論だけで教育を語り、教員養成を問題に

したりすることはどんなものかと思ったりする。

「教育は国家の大計である」とか、「義務教育こそ」とよく言われ、それは全くその通りであって、何の言葉をさしはさむ余地はない。しかし、それに見合う措置を誰が真剣に考えているのだろうかと思ったりすることがある。

#### ——この子どもたちをどうにかしなければ

漁村の小規模校の先生の手紙にあったことである。大学を卒業してすぐ辺地の小学校の低学年を担当することになった。教室に行って、いざ授業をしようとした。ところが、だまって先生を見ている十数名の子どもに取りまかれて、自分はどうしたらよいか当惑した。いくら話しかけても、答えはなかなか返ってこない。思うような授業の展開にはならない。しかし、この子どもたちを、素直に自分の意見を、自分の言葉で述べられるような子どもにしようと、ファイトが湧いてきた。それへの努力が次の日から始まった。いろいろの方法を考え、努力を積みかさねてやってみた。その経過が細かく述べられていて、その結果、現在はこのようなったという報告であった。明かるい笑顔の子どもたちに取りまかれた先生の写真が添えられてあった。

子どもの教育には「この子どもたちをどうにかしよう」という意欲がまず必要であるが、意欲だけあっても、教育の仕事はすぐにはよい結果をもたらすわけにはいかない。それは長い月日の、たゆまない努力の積みかさねでしかない。その若い女の先生は、「自分の考えを自分の言葉で素直に発言出来る子」にするために、その後2年間の努力が必要であったのである。その間、この先生は、常に「この子どもたちをどうにかしなければ」という強い意志が貫ぬかれていたと言える。

#### ——子どもとともに

5年程前のことであるが、江戸時代の街道の調査に出かけた。女子学生3名と男子学生1名とで、その街道の一部にあたる5つの宿場町と、その間の街道を3日間で調査したことがあった。街道沿いにある石碑などを細かく調査しながら、すべてを一緒に歩いた。「先生、大丈夫ですか」、かれ等は私に何回も声をかけ

た。疲れたが、とにかく歩いて、調査結果を報告書にまとめた。これは、大講義室などでは得られない多くの体験と発見であった。

かれ等は各地に赴任して行って、その地で子どもと一緒に調べて、それを授業の中にこのように生かした、という報告をもらっている。その一つに、「私の考えで子どもを引っぱってしまったのではないかと反省しています。しかし、先生、歴史はおもしろかったよと子どもが言ってくれたことが、せめてのなぐさめです」と結んであった。

「子どもとともに」ということが、いかに大切なことであるかを知らされた。

#### ——この「つけ」は払わなければならない

戦後の窮乏生活から高度成長の時代を経過する中で、私たち大人が子どもに対して与えてきたこと、おこなってきたことが、現在、教育の世界で、「受験戦争」・「暴力教室」、あるいは「家庭内暴力」などの形になって返されてきている。すべての「つけ」がまとまって、私たちに突き付けられている気がする。それは、誰が悪かった、かれが悪かったということではなくて、私たち大人が全体で返さなければならない「つけ」であり、払わなければならない「つけ」なのではなかろうかと思う。

これは教育界だけの問題でないことも十分わかっているが、子どもの教育に直接関係している者にとっては、一層強く責任を感じなければならないと思う。

＊

「私たちがやらなければ」という管理者がいて、「この子どもたちをどうにかして」という意欲に燃えて、子どもたちとともに歩く先生が一人でも多くいたならばと思う。そうして、かれ等が働ける十分な環境を作ってやる必要があることである。

教員養成の仕事は、一人でも多くこのような教育者を養成して、教育の現場に送り出して行く努力をすることだと、しきりに反省させられる昨今である。

(おわり)

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会

日時 昭和56年10月29日(木) 12:00~16:30  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 平野会長  
香月, 沢田各副会長  
有江, 大池, 前田, 畑, 松田, 宮沢, 猪, 金子,  
館, 飯島, 堯天, 小西, 岡, 幡, 神田, 福見,  
中村各理事  
広根(第3), 野村(第4), 西川(第5)各常置  
委員長  
福田, 吉田各監事  
(オブザーバー) 松井専門委員(第2常置委員会)  
(大学入試センター) 加藤所長, 中村管理部長

平野会長主宰のもとに開会。

初めに会長から次のとおり挨拶が述べられた。

今回は、私が会長に就任してから最初の理事会であるが、よろしく願います。

本日は、新設大学の当協会加入および来る11月総会の日程その他についてご協議頂くためお集まり頂いた。

なお、このたび石塚理事(名古屋大学長)に代り飯島名古屋大学長が、また、斎藤理事(東京工業大学長)に代り松田東京工業大学長が、それぞれ新たに理事に就任されたのでご紹介する。

また、斎藤東京工業大学長(第2常置委員長)の退任に伴い第2常置委員会の委員長には猪新潟大学長が就任されたのでご報告する。

ついで、竹下事務局次長より配付資料の説明があったのち、議事に入った。

### I 会務報告

会長より、会務報告についてはお手許に「理事会会務報告」が配付されているので簡単にご報告したい、と述べられ、以下の事項について報告があった。

1. 東京外国語大学長の逝去について
2. 要望書の提出について
  - (1) 昭和57年度予算に関する要望書について
  - (2) 臨時行政調査会「第1次答申」に関する要望書について
3. 昭和57年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について
4. カナダ国大学学長の招待について
5. 特別会計制度協議会について
6. 審議会等委員の交代について
  - (1) 大学設置審議会(大学設置分科会)委員について
  - (2) 放送教育開発センター評議員について
  - (3) 大学入試センター評議員について



7. 日教組との会見について
8. 国大協宛要望書について

---

## Ⅱ 協 議

---

### 1. 鳴門教育大学および鹿屋体育大学の加入について

会長から、去る10月1日より開学された鳴門教育大学および鹿屋体育大学の加入に関し次の2件について諮られ、いずれも異議なく了承されたので、総会に付議することとした。

- (1) 当協会の加入について
- (2) 鳴門教育大学および鹿屋体育大学加入に伴う諸規則の改正について

### 2. 第69回総会日程について

- (1) 日程について

このことについて会長より次のように述べられた。

来る11月11日～12日開催の第69回総会は「資料7」の日程によって運営してよろしいかお諮りする。

なお今回は、予定の議題の審議は第1日に終了するよう取り運び、第2日の午前中は「当面する諸問題」についての自由討議に当てることにし、その討議の誘い水として数名の学長によるパネルディスカッションを行ってはどうかと考えたが、いかがであろうか。

これについて、現在の大学を取りまく情勢や大学の使命の観点から、総会において大学問題について活発な議論を行うことは有意義であるとの意見が述べられ、この日程案が承認された。

- (2) 学長懇談会の運営について

会長から、総会第2日午後に行われる学長懇談会の運営については、前例により司会を会長、副会長が交代して当たることとし、当面する大学の諸問題について自由討議を行うこととしたいのでご了承願いたいと述べられ、異議なく了承された。

### 3. 第70回総会の日時・場所等について

会長から、第70回総会日時・場所等について、会場借用の都合もあるので「資料8」のとおり予定してよいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

### 4. 委員の交代について

会長から、第5常置委員会西沢委員（高知大学教授）の高知大学長就任に伴う教員委員の補充ならびに学長の交代による特別委員会委員の選任について「資料9」のとおりにしてよろしいかと諮られ、異議なく承認された。

なお、以上の委員は理事会の審議で決定することになっているので、本日の承認により直ちに委嘱の手続きを取ることにした。

### 5. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、これについて協議が行われた。

#### (1) 第1常置委員会（前田委員長）

##### ① 放送大学について

放送大学の問題については、これまで再三文部省からその内容について伺っているのであるが、実際にはまだスタートしていないために、具体的にははっきりしていない点が多い。

それで、去る9月10日に委員会を開催して、文部省関係官からその後の進展の状況をきき、

それに基づき特に放送大学と既存の大学と関わる点について協議した。既存の大学と関わる問題としては放送大学の学習センターにおける面接授業への協力、学習センターの建設用地の提供、大学図書館の便宜供与、体育実技授業への協力等種々あるが、これらの問題や放送大学の管理運営に関わる問題については、今後の進展をみながら検討を続けてゆきたいと考えている。

なお、委員会における放送大学についての審議の様態については、「会報第94号」に掲載されることになっているので、これをご参照いただきたい。

#### ② 今後検討すべき問題について

これについては、当委員会のこれまでの審議の経過からして検討すべき問題は種々あると思われるので、これらの問題を整理したうまいつかのテーマに絞り今後検討していくことにしたい。

以上の報告に対し次のような意見の交換があった。

- 放送大学と既存の大学との関わりの問題であるが、放送大学は特殊法人であるので国立大学の管理運営面には影響はない。ただ、国立大学の教官が放送大学の非常勤講師に委嘱されるので、既存の大学が非常に影響を受ける場合があるが、両者のけじめをはっきりして対処する必要がある。
- この問題は、このまま成り行きに委ねておくべき問題ではない。そこで国大協として、はっきりしておかなければならない点は、はっきりしておくべきであろう。
- 放送大学の問題としては、例えば大学図書館の利用の問題あるいは単位互換の問題等も

あり、これをこのままずるずるの状態と認めるといことになる問題は今後に残ることになる。そこで、これらについては最初のうちに、はっきりと問題点を指摘しておくべきであろう。

- 放送大学については、国立大学として協力すべきところは協力するという立場に立ってはいるが、無理な協力はできないので、その点については、はっきりとしておきたいと考えている。

#### (2) 第2常置委員会（猪委員長）

##### ① 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目に関する中間まとめ（案）について

来る11月総会に提出することになっている「昭和60年度以降の共通第1次学力試験に関する中間報告」に関し、配付の「資料11」のとり取りまとめたので、この案についてご審議を頂きたい。ご了承が得られたらこれを総会に提出し、その承認を得たのち公表したいと考えている。私からはその大筋をご説明し、細部については加藤入試センター所長より説明して頂くことにする。なお、過般実施したアンケート調査の結果については松井専門委員よりご報告する。

以上の前置きののち資料に基づいて要点の説明があり、ついで松井専門委員より、配付資料「社会出題科目・数学出題科目関連図」を基に補足説明があったのち、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等に関するアンケート調査」の集計結果について報告があった。

以上の説明に対して、次のような質疑ならびに意見の交換があった。

- この「中間まとめ」は今回の総会で承認後公表するとのことであるが、これについて関係方面の意見聴取はしないのか。
- これについては、総会後大学をはじめ高等学校等にこの資料を配布して意見聴取をする考えである。
- この「中間まとめ」の「主文」のほかに「説明書」の部分も公表することにするのか。
- この「中間まとめ」というのは、本来的には高等学校をはじめ社会に対して、その趣旨を問う性質のものであるから、本文と共に説明書も付し一括して中間まとめとして一般社会に示さなければ、第三者の批判を求めるといふことにならないと思う。

以上のような意見があり、協議の結果、この「中間まとめ」の案を総会に提出することを承認した。

#### ② 試験場の設定に関する問題について

委員長より、配付資料「試験場問題に関するガイドライン」について説明があったのち、次のように述べられた。

大阪大学では、かねてより大阪府内の高等学校を試験場として使用しているが、これはガイドラインの1条（大学・学部の所在地（都・市・町）以外に今後試験場の設定はしない。）の原則に抵触することになる。しかし、大阪大学にあっては高校側が試験場を供与するに当たってローテーション方式を取っていることから、当初からこのような形で実施されてきたという経緯がある。

そこで、第2常置委員会ではこのような事情を勘案し、この問題については、ガイドラインは原則であってケースバイケースで処置しなければならない場合もありうるという見解の下

に、大阪大学の場合は当面止むを得ないという結論となった。

また、山口県の試験場の問題に関して、一部の県会議員から周北、周東、周南の地域の受験生のために徳山工専に試験場を設定してほしいという陳情書が提出されている。しかし、この試験場の地域割りの問題については、試験場設定のガイドラインの原則に基づき、地区連絡協議会において検討するという事になっているので、その検討の結果を俟って処置したいと考えている。

以上の説明について別段異議もなくこれを了承した。

#### (3) 第3常置委員会（広根委員長）

##### ○留年問題に関するアンケートの結果について

このアンケートは、前回第3常置委員会に所属する大学を対象として実施した予備的な第1次アンケートに続く第2次アンケートで、全国立大学を対象にして6月末に行ったものである。このアンケート調査では、学生の留年に関連があると思われる各大学の修学履修上の制度的な面についての把握を主眼として10問の質問を行った。その結果は配付の「資料12」のとおりである。しかし、この留年問題検討の主旨とするところの留年率を低下させるにはどうすればよいかという点については、これだけのデータではなお不十分であるので、今後さらに当委員会のメンバースクールにアンケート調査をして、留年の実態の把握に努めたいと考えている。そして、各大学が留年問題に対処する際の情報提供を果たすとともに、できれば留年を減少させる上に役立つコメントでもまとめたいと考えている。

なお、この「資料12」については、今総会へ

これを提出し報告したいと考えているのでご了承願いたい。

#### (4) 第4常置委員会(野村委員長)

##### ○学生教育研究災害傷害保険に関するアンケート(案)について

前回の委員会(6月17日)において、これまで第3常置委員会と合同で審議してきた学寮問題も一段落したので予てからの宿題となっていた学生教育研究災害傷害保険の問題を取り上げることになった。この保険は、本委員会の検討と要望活動を契機として発足したという経緯もあり、51年にスタートしてから5年を経過したということもあるので、この時点でこの制度の内容や運用について検討を加え、改善すべき点があれば改善策を関係機関(文部省・学徒援護会)に具申してはどうかということが本問題検討の趣旨である。それで、これに関する各大学の意見を徴するためアンケート調査を実施することを計画し、過般その素案を各委員に照会したうえ「資料16」のようなアンケート案を取りまとめた。ついては、この案により各国立大学にアンケートを実施することについて総会で了承を得たいので、そのことについて理事会のご承認を頂きたい。

これについて、協議の結果、若干設問のところに不備があるが、その点の修正は委員会に一任することにし、アンケート実施の件を今総会に提案することを了承した。

#### (5) 第5常置委員会(西川委員長)

##### ①カナダ国大学学長の招待について

予てご了承頂いているカナダ国大学学長の招待計画について、去る10月23日、訪問大学学長等を構成員とする「招待準備委員会」を開催し

て細部の取り決めを行った。3名のカナダ国大学長の滞日期間は12月9日より23日までの2週間で、その具体的日程は「資料13」のとおりである。

##### ②国立大学長の中国訪問について

当委員会の斡旋で、昨年10月「有志学長による中国視察」が実施されたが、諸種の事情でその参加人員は希望者の半数程度に絞られた。このことに関し前回の委員会で、参加できなかった学長およびその他希望者のために第2次訪中を計画してはどうかとの意見があった。それで、過般国立大学長に対し中国視察の希望の有無について照会したところ6名の希望者があった。そこで、第2次訪中の実現を促進したいと考え、過日文部省の担当官とこの件について折衝したところ、たまたま文部省の方でも国立大学長の訪中計画があるということを開かされた。これは本年春、諸沢事務次官が訪中された際に取り決められた話とのことである。そこで、同じ訪中計画が重なることになったが、受入れ側の事情を考えると一本に絞る必要があるため、文部省と打合せた結果、既に話が固まっている文部省の計画の方を進めることにし、その人選に当たっては国大協側の参加希望者のことを配慮するという事になった。その結果、4名の派遣学長のうち3名は国大協側の参加希望者ということになった。これに文部省側から2名が参加し、総勢6人で来る11月18日から12月1日までの2週間、中国を訪問することになった。なお、この人選に洩れた3名の参加希望学長には、以上の経緯を伝えてご了承頂きたい。

これについて、今回のこの訪中を、前回の国大協の訪中団に続く「第2次訪中団」という名

称にできないか等、若干意見の交換があったのち、この国立大学長の中国訪問の件を了承した。

### ③マレーシア国パータニアン大学からの日本での研修の協力要請について

予てパータニアン大学から依頼があったこの件については、その受入れについて検討した結果、関係大学から十分なお世話をするのはむずかしいとの回答があり、また国際教育協会の方と相談した結果でも、これには相当の経済的負担がかかり引受けるのは困難であるとの結論となったので、最終的には国際教育協会の方へ一任するというにし、断わりの返事を出して貰うことにした。

このあと、関連して留学生問題について若干意見の交換があり、国際化時代に対応する大学の事務組織の整備、職員の訓練等の必要性についての意見等が出された。

### (6) 第6常置委員会(畑委員長)

本委員会は大学財政に関する問題を始め定員問題、給与問題、学費問題等種々の問題を抱え、これらについて随時協議を行ってきたが、その後の状況を時間を追ってご報告することにする。

#### ①臨時行政調査会への対応について

臨時行政調査会(以下「臨調」という)の審議の動向に対し、去る6月16日と7月6日の2回に亘り要望を行ったが、去る7月10日に臨調より「行政改革に関する第1次答申」が政府に提出された。その内容を見ると、当協会が要望した点が殆ど顧みられていないので、国大協としてこれにどう対応すべきかということで、去る8月6日に大学財政小委員会を開いて協議を行った。その結果、文部省はじめ大蔵省、行政

管理庁等の関係方面に要望書を提出する必要があるとの結論となったので、会長、両副会長の了承を得て、緊急にこれを提出し陳情をした。

#### ②昭和57年度概算要求および第6次定員削減について

去る9月25日に委員会を開き、文部省から阿部審議官、斉藤人事課長等に出席を願って、昭和57年度の概算要求の経過と内容および今回第5次定員削減を切り換えて来年度より実施されることになった第6次定員削減の内容について説明を伺った。そのあと、第6次定員削減の実施に当たって文部省に配慮を要望すべき事項について審議し、教官の定員削減に関して次の4点を取り上げることとし、これを10月5日開催の特別会計制度協議会の席上で文部省側に要望することとした。

- 1) 教官の定員削減については、5年間の年次計画に弾力性をもたせること。
- 2) 規模の極めて小さい、いわゆる弱小大学等に対しては削減率を配慮すること。
- 3) 削減する定員を講座や学科目というような狭い範囲に割り付けず、学部単位として取り扱うこと。
- 4) 講座なり学科目に、定員削減による欠員が生じても、予算配分は従来どおりとするよう配慮すること。

この4点について特別会計制度協議会において要望したところ、できるものについては配慮するとのことであった。なお、その際、授業料問題、臨調で取り上げられている科学技術行政に関する問題等も論議された。

#### ③人事院における公務員給与の見直しの問題について

目下人事院で進められている国家公務員給与

制度の全面的見直しの動きに対して、これに遅れないよう対応するため、去る10月9日給与問題小委員会を開催して、大学の特殊性に基づく改善案をこの新しい給与制度のなかに織り込むことについて検討した。その中味としては、特に、先般取りまとめた研究技術専門官制度の新設を、この機会に実現するよう推進するということであるが、その他図書館司書、施設部関係技官、厚生補導関係職員等の処遇問題もある。なお、研究技術系職員の待遇改善問題については、各省庁直轄の研究所長会議あるいは文部省所轄の研究所長会議の方からも同じような趣旨の要望があるとのことであり、人事院としてはこれの一本化が望ましいとの意向のようであるので、来る11月2日にこれら関係者に集まってもらい、合同懇談会を開く予定にしている。

#### ④その他の問題について

以上のほか、本委員会が取り上げている問題として助手の待遇改善問題や非常勤職員に関する問題などがあるが、折をみて第1常置委員会とも連絡してさらに検討を続けることにしたいと考えている。

以上の報告があったのち、関連して沢田副会長（臨調参与）から、定員削減ならびに科学研究費に関わる科学技術行政の新たな構想の問題についての臨調における審議の状況について報告があった。

以上の報告に対し、科学技術庁において行われている科学技術の推進政策と文部省における基礎的学術研究充実の施策とは別個に考える必要があること、また最近実施された大学に対する行政監察には問題点が多いこと、などについて意見が述べられ、これに関連し委員長から次のような提案があった。

臨調の問題については、到底第6常置委員会

だけで対応しきれないので、国大協全体として考える必要があると思われる。それで臨調対策委員会というようなものでも設けることにしてはどうだろうか。

この提案について、会長から検討することにした旨述べられた。

このほか、受託研究費の問題、大学に対する行政監察の問題、学内事務機構のあり方等について意見の交換があった。

## (7) 教養課程に関する特別委員会

(神田委員長)

①本委員会では、55年11月に「——アンケート調査結果を中心とした——教養課程教育の実状」という調査報告書をまとめたが、これは各大学で実施したアンケート調査等の資料を基に教養課程教育の実状を紹介したもので、その中には教養課程教育の問題点が多く含まれている。それで、ただ実状を紹介するだけに止めず、そこに提起されている問題点について更に検討してみようかと考えた。そのため各大学の教官（できれば各専攻分野別）や大学院生に対し一般教育に対する考え方を調査し、その結果をまとめて教養課程教育のあり方についての何らかの方向性を示し、前報告書の総まとめをしたいと考え現在検討中である。なお、これと並行して、本委員会の各委員から、教養課程教育の現状を踏まえての将来の展望についての意見をそれぞれ提出して貰い、これを基に今後の検討課題を設定したいと考えている。

②高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育、特に教養課程教育のあり方の問題、放送大学と既存の大学の教養課程との関わりの問題等については、第1常置、第2常置各委員

会とも関わりのある問題であるので、今後これらの委員会と連絡を取りながら検討していきたいと考えている。

### ③委員長の交代について

私（神田委員長）は11月6日をもって任期満了により学長を退任することになったので、過去の委員会（10月23日）で次期委員長の互選を行った結果、須甲埼玉大学長が選任されたのでご報告する。

### (8) 医学教育に関する特別委員会

（猪委員長）

来る11月10日に委員会を開催する予定としている。医学教育に関しては種々問題もあるが、当面次のような点について検討したいと考えている。

#### ①医師国家試験と医学教育の問題について

この問題は、従来からも議論されているところであるが、厚生省、文部省等の考え方も十分

に伺ったうえで、国大協としての意見をまとめることにしたいと考えている。

②その他の問題として、大学院の問題、医師過剰の問題等があるが、これらの問題については、今後の課題として検討することにしたい。

### (9) 図書館特別委員会（広根委員長）

委員長早退のため代って竹下事務局次長より当委員会の審議状況について、当委員会では目下のところ主として学術情報センター設置促進と、これに対応する大学図書館の体制整備の問題を重点に審議が進められている旨、報告があった。

以上をもって本日の協議を終了し、最後に神田理事の退任に関し会長から謝辞が述べられ、これに対し神田理事から退任の挨拶があつて閉会した。

---

## 理 事 会

日 時 昭和56年11月11日(火) 12:00~13:00

場 所 学士会館(神田)203号室

出席者 平野会長

香月, 沢田各副会長

有江, 大池, 前田, 畑, 松田, 宮沢, 猪, 金子,

館, 飯島, 山村, 堯天, 小西, 岡, 幡, 田中,

福見, 中村各理事

広根(第3), 野村(第4), 西川(第5)各常置  
委員長

福田, 吉田各監事

平野会長主宰のもとに開会。

### 【議 事】

#### ◎ 昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についての中間まとめ(案)について

初めに、猪理事(第2常置委員長)より次の

ような説明があった。

今総会に提出する「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についての中間まとめ(案)」については、前回の理事会(10月29日)に諮り一応の承認を得たのであるが、その際、「主文」の部分については、単に結論を提示するだけでなく、それに至る経過、

背景等についても簡単に記述した方がよいとのご意見があったので、その後起草小委員において検討し修正を行い、配付資料のとおり取りまとめた。ついで、これについてご審議のうえ、これを総会に提出することについてのご承認を得たい。なお、3ページ以下の解説の部分

については、従前のものと殆ど変更はない。

ついで、修正箇所について説明があり、審議の結果異議なくこれを承認した。

なお、関連して、共通第1次学力試験の教科・科目の傾斜配点のあり方について若干の意見の交換があり、本日の議事を終了した。

## 第69回 総 会 (第1日)

日 時 昭和56年11月11日(水) 10:00~17:00

場 所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学長

平野会長から開会の挨拶があったのち、議事の順序の変更について諮られ、先ず協議題の1. 「本年10月開学された鳴門教育大学および鹿屋体育大学の当協会加入の件」が審議され、異議なくこれが承認された。ついで、会長から両大学長(鹿屋体育大学は江橋学長に代わり早川副学長が代理出席)の紹介があった。

関連して次の人事的事項について会長からそれぞれ報告があった。

### (1) 前総会以後における学長の交代について

(大学)	(前任)	(新任)
東京外国語大学	坂本 是忠	鈴木 幸寿 (事務取扱)
東京工業大学	斎藤 進六	松田 武彦
信州大学	加藤 静一	北条 舒正
名古屋大学	石塚 直隆	飯島 宗一
和歌山大学	筒井 信定	池田 芳次
高知大学	山岡 亮一	西沢 弘順
九州大学	神田 慶也	田中 健蔵
九州工業大学	浅原 照三	井上 順吉
宮崎大学	井上 由扶	三善 正一

### (2) 委員長の交代について

#### 第2常置委員会

(前任) 斎藤 進六(東工大)

(新任) 猪 初男(新潟大)

#### 教養課程に関する特別委員会

(前任) 神田 慶也(九州大)

(新任) 須甲 鉄也(埼玉大)

#### (3) 代理出席者について

大阪外国語大学長に代わり山田学生部長(第1日)が、愛媛大学長に代わり伊藤理学部長が代理出席された。

ついで次の事務的事項について説明があった。

#### (4) 会議資料について(事務局説明)

#### (5) 日程について

会長から、今回総会の日程については、去る10月29日開催の理事会において協議した結果、別紙(資料3)により会議を取り運ぶことになった旨および12日(第2日)の総会は、初めての試みとしてパネル形式により、数名の学長から「大学の当面する諸問題」について問題提起をしていただき、それを基に全体討議を行うことにした旨の説明があり、了承された。

## I 会務報告

会長から、前回総会以後の会務に関する諸事項について、それぞれ次のとおり報告があった。



## 1. 東京外国語大学長の逝去について

坂本東京外国語大学長には去る9月17日病気のため急逝された。ここに謹んで哀悼の意を表し、ご冥福をお祈りする次第である。

## 2. 要望書の提出について

(ア)昭和57年度予算に関する要望書及び(イ)臨時行政調査会「第1次答申」に関する要望書をそれぞれ関係各方面へ提出した。なお、同要望書の提出についてはその都度各大学にご報告した。

## 3. 昭和57年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について

昭和57年度の共通第1次学力試験の追試験は2地区で行われることになったが、実施大学として東京大学と京都大学で引き受けていただくことになった。

## 4. カナダ国大学学長の招待について

予て計画を進めていたカナダ国大学学長の招待については、去る10月23日開催の「招待準備委員会」において、その具体的招待計画が決定された。これに関して後刻西川第5常置委員会委員長から報告があるものと思う。

## 5. 特別会計制度協議会について

去る6月13日および10月5日に第46・47回特別会計制度協議会が開かれ、昭和57年度概算要求の方針、第6次定員削減の問題等について意見交換を行った。なお、今後その協議内容等を適宜判断し各大学にお知らせすることにしたい。

## 6. 審議会等委員の交代について

外部の機関から委嘱されている次の審議会等委員・役員の補充について、当協会へ推薦の依頼があったので、それぞれ後任の委員を推薦した。

- ①大学設置審議会（大学設置分科会）委員
- ②放送教育開発センター評議員
- ③大学入試センター評議員

## 7. 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る7月4日、畑第6常置委員会委員長が畠山大学部長等と会見し、意見交換を行った。

以上が全体としての活動概要である。

なお、その他の事項については別紙（資料15）「国立大学協会事業報告」をご参照いただきたい。

---

## II 協議事項

---

### 1. 鳴門教育大学および鹿屋体育大学の加入とその関連事項について

会長から、本件は鳴門教育大学及び鹿屋体育大学の本協会加入に伴う関係規則の一部を改正するものである旨述べられたのち、事務局から別紙（資料7）に基づき次のように説明があり、原案どおり承認された。

これは本協会の各関係規則中に「鳴門教育大学」及び「鹿屋体育大学」の名前を加え、また常置委員会委員の定数を改めるものである。また、これに伴い鳴門教育大学は第1常置委員会に、鹿屋体育大学は第2常置委員会に所属することになるので、ご了承いただきたい。

## 2. 各委員会委員長報告と協議

前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員会委員長から概ね次のとおり報告があった。

なお、これに関し会長から、第2常置委員会の報告と協議は、このあとの議題3。「昭和60年度以降の共通入試のあり方に関する中間報告について」において別途行いたい旨諮られ、了承された。

### (1) 第1常置委員会（前田委員長）

本委員会が取り上げている当面の問題は放送大学関係のことである。

この問題について委員会では、文部省から数回にわたりその考え方等を伺ったが、目下進行中のことでもあり文部省としても具体的なことになるとはまだはっきりしない面もあるようである。最近では9月10日に開催の委員会で文部省から島田高等教育計画課長、大谷企画官、放送教育開発センターからは有地事務部長に出席を願い、これに関して説明を受けた。

その席上、既存の大学に関連した事柄についての説明の要点は次のとおりである。なお、これについては、今後委員会内に小委員会を設け既存の大学と放送大学との関わりの問題を中心に十分論議をし対応していく考えである。

#### ○ 放送大学の設置認可について

昭和56年10月に文部省へ設置認可の申請を行い、昭和58年3月頃に認可、同年4月に大学設置となる予定である。開学は昭和60年4月の予定である。

#### ○ 学習センターの建設

各地区に学習センターを建設することになっており、予算的にまだはっきりしていない面も

あるが、建設は昭和59年度を予定している。なお、設置場所については、既存の大学用地を借用する予定である。既存の大学の建物は借用しない建前になっているが、場合によっては臨時的に借用することになるかもしれない。

#### ○ 学習センターの面接授業について

学習センターは各地区に設置されることになっているが、同センターには専任教官3～5名位と非常勤講師30名位が配置される予定であり、この非常勤講師の委嘱については関係各県に所在する既存の大学の協力を得ることになるものと思われる。なお、学生数は第1期計画の完成時（昭和63年度）には30,000人が予定されており、各学習センターには5,000人が配属され、学生は週1回交互にスクーリングを受けるので、毎日700名くらいがセンターに通うことになる。

#### ○ 図書館について

放送大学も大学として認可を受けるわけであるから、それに見合う図書館の設置を考えている。

#### ○ 体育実技等について

体育実技については、例えば既存の大学の公開講座あるいはその地域で行う体育実技にふさわしい行事等があれば、それに積極的に参加させ、単位を与えることを考えているようである。

以上の放送大学の問題のほか、当委員会の懸案事項として(ア)助手の待遇改善、(イ)高等学校学習指導要領の改訂に伴う教養課程の教育のあり方の問題、(ウ)大学院の博士課程設置の問題、その他講座制、学際領域の教育、国際協力、科研費・科技庁補助金、格差是正の問題等の諸問題がある。これらの問題を一遍に取り上げる訳にもいかないので、当面何が緊要であるかを検

討して今後取り組んでいきたいと考えている。

## (2) 第3常置委員会(広根委員長)

本委員会では主に留年問題の検討を行ってきた。この問題の検討のため過般各大学にアンケートを行い、その集計結果も一応まとまったのでそれをご報告したいが、その前に留年問題をどう考えているかについて一言したい。

留年に関しては、学生側からすればそれぞれの事情があろうが、大学側からみればいろいろ不都合な点がある。大学の管理運営面にも支障があるし、また教育面からみればクラスの志気にも影響する。それで、留年というものはできるだけ少ない方がよいと考える。このような観点から(ア)留年の実態を調査し、その情報を各大学に提供する、(イ)留年を少なくするための有効な防止策があればそれを取りまとめてみたい、ということで検討を進めているところである。

次に、今回行った「留年問題に関するアンケート調査」についてご報告する。このアンケート調査を行うに当たり、その設問については、学生部等の事務レベルで記入できるような事項に絞るよう配慮した。したがって、詳細な設問内容ではない点もあり、不足のものについては後日限定した範囲で補足調査を行ったうえまとめたいと考えている。

今回のアンケート調査では、その一項として学生相談所の設置状況についてもお尋ねしたが、これは学生相談室(所)では、現在行われている心理的な面のカウンセリングから更に範囲を広げて、勉学の仕方の相談等も行う必要があるのではないかとの観点からその設置状況を調べたものである。それによると約半数の大学にこれが設置されているが、その運営の内容については改めて調べたいとも思っている。

留年に関わる調査事項としては、修業年限・在学年数、休学年数、退学者の事由別実態、第2志望への入学状況、学科・課程への分化の時期、進路の判定時期と残留率、卒業時期の残留率等10項目について各大学の状況をお聞きした。その集計結果は配付の資料のとおりであるが、この調査によって留年の実態が十分把握されたとはいえないので、今後さらに本委員会のメンバースクールを対象としてより詳細な調査を行い、留年問題のまとめをしたいと考えている。

## (3) 第4常置委員会(野村委員長)

本委員会がその実現の推進を図ってきた「学生教育研究災害傷害保険」(以下「学生保険」という)が、昭和51年度に発足してから5年を経過した。その間に、その担保範囲として、従来の(ア)正課中の災害、(イ)学校行事中の災害、に加え、昨年5月から課外活動中の災害についても対象に加えるという改善が行われた。

当委員会では、この学生保険との従来の関わりの方針からして、この時点で同保険の在り方について種々検討し、さらにはこの業務を主管している財団法人学徒援護会に対し適切な助言をしていくということを去る6月の委員会で決定した。

それで、この学生保険の内容や運用について各大学の意見を求めることにし、そのアンケートの原案を一応作成したが、これを実施するについて文部省、学徒援護会と連絡をとったところ、学徒援護会では目下第2次学徒援護会将来計画懇談会を組織して今後の同会の事業について検討中であり、その中には学生保険の問題も含まれており、また学生の互助共済を育てる事業も検討されているとのことであつたので、そ

の結果をみたくてアンケート調査を行うということにした。

その援護会の報告書が9月に出来上がったので、同報告書の趣旨等を勘案し、委員長の許で「学生保険に関するアンケート」案を作成し、これを昨日開催の委員会に諮った。これに対し、この案の形式や表現に関し若干意見があったが、これを整理する時間もなかったので、本日は原案のまま提出し、ご意見を伺ったうえ所要の訂正をして各大学にアンケートしたいと考えている。

次にこのアンケート案の内容であるが、設問は次の5問から成っている。①被保険者の資格について、②担保内容について、③保険金（給付）について、④保険料（掛金）について、⑤学生保険の加入者数および大学独自の補償・救済制度について。

アンケート案の内容は概略以上のものであるが、この学生保険について調べてみるといろいろな問題点がある。それは、⑦正課中・学校行事中における災害事故と課外活動中における災害事故とに対する給付額に差があること、④文科系と理工・体育系の保険料に差があるが、実績では掛金の安い文科系の方が事故件数が多いこと、などを始めいろいろ問題点があるようである。しかし、余り詳しい調査をするのもご迷惑と思い、担当事務部で処理できる範囲のことをお尋ねすることにした。そして、その結果を基にこの保険制度全体の中で問題の多い所に焦点を絞って検討し、改善すべき点があれば要望することにしたと考えている。

#### (4) 第5常置委員会（西川委員長）

当委員会では審議された幾つかの事項についてご報告する。

#### ①カナダ国大学学長の招致について

本年度はカナダより3名の学長を12月9日から2週間にわたり招待することとした。日程は別紙（資料11）のとおりであり、東大・慶応・京都・大阪・広島・筑波の6大学のほか、文部省・学術振興会・民族学博物館等の機関を訪問することになっている。なお、帰国前日には国大協主催の懇談会、送別パーティを予定している。

#### ②有志学長による中国視察について

去る6月の総会時に開かれた委員会で、昨年10月に実施した「有志学長による中国視察」の選に洩れた学長のために第2次訪中団の計画を進めることが決定された。それで、これの具体化を図るため、まず全学長に対し訪中の希望の有無を照会したところ、6名の応募者があったので、これの実現について文部省に支援方を依頼した。ところが、たまたま文部省においても別途国立大学長の中国派遣計画が進められていることが分かり、調整の必要が生じた。その結果、今年度は文部省がイニシアチブをとり計画を進めていくことにし、その訪中メンバーの中に前述の応募者をできるだけ含めるよう配慮して貰うことになった。文部省の訪中計画は国立大学長4名、文部省関係官2名の計6名で、その4名の学長のうち3名は応募者の中から選んで頂いた。なお、訪中の日程は11月18日出発、12月1日帰国の2週間の予定である。また、訪問先は大学・研究機関および日本に留学させるための教育機関等である。

なお、国大協としての今後の中国訪問計画については、文部省の今後の出方をみながら対処していきたいと考えている。

#### ③マレーシア国大学からの研修学生受入れ依頼について

マレーシア国パータニアン大学より、同大学

の学生約30名を日本の大学で研修させたので、その手配をお願いしたい旨当協会に申し入れてきた。このような問題を国大協が取り扱うべきかどうか問題もあるが、もし可能性があるならばということで、前委員長の時に種々検討したが、世話をするための費用の問題等も絡み、受入れはむずかしいということになった。それで、この問題の処置について国際教育協会とも協議したところ、これには相当の経費を要し無理な点があるので、同協会より断わりの返事を出すということになった。

#### ④国内の大学間の交流について

本委員会の担当事項は「大学間の協力」ということになっているが、従来は主として国際交流の問題が取り上げられてきた。しかし、国内の大学間の交流についても検討すべき事項があると思われたので、昨日の委員会でこの問題を討議した。今後その実態等について調査をしたうえ、さらに検討を続けていきたいと考えている。

#### ⑤文部省在外研究員の問題について

在外研究員のうち短期研修の場合については種々問題があり、曾て文部省からも問題が提起されたことがある。例えば、観光が主となったり、語学の関係からホテルに閉じこもったりして研究活動が行われていないというような指摘があった。そのようなことから、この短期在外研究員の派遣に要する費用を国際研究集會に派遣させるための費用に振り向けたらどうかとの意見も出されている。この問題は予てから論議されていることでもあり、今後折をみて検討したいと考えている。

#### (5) 第6常置委員会(畑委員長)

本委員会では種々の問題を取扱っているが、

前総会以後の審議状況の概要については配付の「国大協事業報告」ならびに「会報第94号」をご参照頂きたい。そのほか、関係することとして特別会計制度協議会のこと、各省庁への陳情活動等があるが、主な事項として①臨調への対応、②第6次定員削減への対応、③人事院の国家公務員給与全面見直しへの対応、の3点についてご報告する。なお、その前に去る9月25日に開催された第6常置委員会ならびに10月5日開催の特別会計制度協議会において、昭和57年度の概算要求について文部省より説明があり、意見交換が行われたので、その概況をご報告する。

昭和57年度の概算要求は0シーリングにも拘わらず対前年度比5.1%増となっているが、人件費当然増があるため実質的にはこれを下回っている。このうち主な事項について述べると、教官当・学生当の積算校費は各2%増となっている。教官研究旅費については56年度はダウンしたが、57年度は減額はなし。特別研究教育経費は伸びており、学生定員については630人増となっている。また、学科新設も若干認められている。

次に委員会の審議事項の主要なものについてご報告したい。

#### ①第2次臨時行政調査会への対応について

第2臨調の審議の動向に対応し、去る6月総会の決議に基づき「昭和57年度予算に関する要望書」を提出したが、その後7月10日に臨調の「第1次答申」が政府に提出された。それによると、国大協の要望が配慮されている跡がみられないので、これへの対応について検討することにし、去る8月6日大学財政小委員会を開き協議した結果、この第1次答申に関する要望書

を関係機関に提出することとし、会長・副会長の了承を得て緊急にこれを提出した。同要望書内容については配付の「会報第94号」をご参照頂きたい。

第2臨調では、更に来年6月に向けて第2次答申のまとめの作業を進めているが、その中で国立大学に関わる諸問題が取り上げられている。その一つに科学技術行政の強化の問題があり、技術開発のために官・民・学の科学研究を科学技術庁の下で総合調整しようとの議論が行われているが、これは大学における基礎的学術研究のあり方に関わる大きな問題であり、慎重な対処を要すると思われる。

このように臨調においては、大学財政問題以外にも国立大学に関わる種々な重要な問題が提起されているので、国大協としてこれに機動的に対処できるよう特別な委員会のようなものを設置する必要があると思われる。

#### ②第6次定員削減に対する対応について

政府は臨調の第1次答申を受けて、現在実施中の第5次定員削減を本年度で打ち切り、57年度から5年間に5%の定員削減を行う第6次定員削減を実施することを決定した。この内容について本委員会および特別会計制度協議会において文部省側より説明を受けたが、それによると、その削減数は文部省全体として4,797人（定員の3.62%）であり、このうち国立学校は4,582人（同3.55%）である。この国立学校関係の4,582人の内訳は教官307人（同0.5%）、看護婦86人（同0.5%）、その他の職員（事務官等）4,189人（同8.25%）となっており、その削減率はいずれも第5次定員削減より上回っている。なお、教官・看護婦については、従来は削減の対象外とされていた。

この第6次定員削減の実施上の措置に関し、当委員会としては9月25日に委員会を開催し、10月5日に開催の特別会計制度協議会に臨む態度について協議し、次の4点を確認した。これは教官の定員削減に関するもので、

- (ア) 教官の定員削減については、その年次別削減計画に弾力性をもたせてほしい。
- (イ) 小規模学校の定員削減については特段の配慮をしてほしい。
- (ウ) 曾ての例では、削減を講座・学科目に張り付けていたが、これを学部単位とか広い範囲を対象としたものにしてほしい。
- (エ) 削減された場合にも不完全講座の場合と同様定員があるものとして予算措置を講じてほしい。

以上の4点を特別会計制度協議会の際に質問し、それに対し昨日開催の当委員会の席上で文部省側から次のような説明があった。

- (ア) 教官の定員削減について、その年次別削減計画に弾力性を待たせることについては、原則的に配慮することとし、個々に相談して対処するとのことである。
- (イ) 小規模大学、工業高等専門学校、附属学校等は元来定員の少ないところなので、削減の対象から除外することにした。しかし、全体の削減数は変わらないので、その分は他の大学がかぶることになる。
- (ウ) 削減を講座・学科目に張り付けることについては、そのようにせざるを得ない。
- (エ) 学年進行中の新設大学については削減の対象としない。
- (オ) 定員が削減された講座・学科目への予算配分は、昭和57年度については定員があるものとして措置したい。
- (カ) 看護婦の削減については、新規定員で減員

分をカバーしたいが、各大学平等というわけにはいかない。なお、新設医学系大学の看護婦は削減の対象から除外する。

(\*) その他の職員（事務官等）の削減は職種により削減率が異なり、特殊な職種は平均より低率となるので、一般事務職員がこれをかぶることになり、その削減率は8.5%くらいになる。

### ③人事院の「国家公務員給与制度の全面見直し」に対する対応について

人事院における国家公務員制度の全面見直しの作業は昨年からはじめられ、今年は調査段階として考課制度を中心に検討を進めているようである。そして、来年は各方面の意見をきき、58年度には法案を作成し、60年度から実施するという予定のようである。当委員会としても、この動きに対応すべく、大学の特殊性を主張し、教職員の処遇の改善を図るための作業を進めていきたいと考えている。特に本協会が数年来推進を図ってきた「研究技術専門官制度」については、この機会に実現を図りたいと考えている。なお、これについて人事院では、他省庁の研究機関や文部省の直轄研究所等でもそれぞれ同様の要望があるので、その調整を図ってほしいとの意向であるので、過日その方面の関係者との懇談会を開催した。しかし、他省庁の研究職の者と大学の教育職の者とは事情の異なる点もあり、その調整が今後の課題である。このほか関連して、学生補導関係職員、図書館司書、施設系技官等専門性をもっている職種の職員の処遇についても、この研究技術専門官制度の中に吸収できないかどうか検討を始めたい。

その他、本委員会の懸案事項としては、助手の待遇改善、非常勤職員の処遇、授業料のあり方等の諸問題があり、これらについても今後検

討していきたいと考えている。

なお、私は来る12月15日をもって任期満了により学長を退任するので、その後任について委員会で互選を行った結果、諸星東京農工大学学長が次期委員長に決定したので、ご了承願いたい。

（午後0時5分から午後1時まで休憩）

（議長を香月副会長に交代して議事を再開）

第6常置委員会委員長の報告に対し、概ね次のような質疑応答が行われた。

- 先程、教官の定員削減に伴う教官研究費の措置について説明があったが、研究旅費についてはどうなのか。
- 研究旅費は属人的なものであるので、従来と変わることはないものと思う。
- 学年進行中の新設大学については定員の対象にしないとのことだが、医学系以外の工業技術系、教育系の新設大学もこれに該当するのか、また、既設大学の新設学部も含まれるのか。
- そういうことである。ただ、大学院の場合もこれに含まれるかどうかは念を押さなかったので不明である。既設大学の新設学部も、国立学校設置法による定員のもの——医学部、歯学部などはこれに該当する。
- 授業料の値上げは必至の見通しか。
- 政府は行政改革の基本方針として「臨時行政調査会の答申は尊重する」ということを閣議決定しており、同答申では学生納付金の引上げを提言しているのので、来年度の国立大学の授業料の値上げは必至と思われる。

### (6) 図書館特別委員会（広根委員長）

本特別委員会では、学術情報システム確立の

ため、「学術情報センター」の設置・促進について検討している。この問題は国立大学図書館協議会と連絡を密にしながら進めているが、その経過の概要は次のとおりである。

昨年1月29日に出された学術審議会の答申「今後における学術情報システムの在り方について」を承けて、文部省では昭和59年度設置を目的に計画を進めている。そうすると、大学側としては情報の蓄積（データベース）に対応する資料目録の作成等の準備を進めなければならないので、その体制づくりの検討を進めたいと考えている。なお、これには大型計算機の整備充実が関連するので、この方面の検討も必要であるが、これは専門領域に属することであるので、委員会のみならず国大協として何かこのための審議機関を設けて取り組んでいく必要があるのではないかと思われる。

なおこのほかに、当委員会では数年前に「大学の研究・教育に関する図書館のあり方とその改革について」をまとめたが、この問題についてもさらに取り組んでいきたいと考えている。

以上の報告に関連して、松田情報図書館大学長から学術情報センターに関して、次のように意見を述べられた。

今回の新しい学術情報システムの展開ということは大学図書館への影響が極めて大きい。これは、大学図書館の果たしている学内における学術情報の提供の機能、その性格及び情報量という面で、従来のものとは異なる分野のことも要求されてくるのではなからうか。従って、従来の大学図書館の占めていた体系的な地位は大きく変わらざるを得なくなり、両者の相互的な体系をつくらなければ学術情報のある大学における学術情報のあり方がかなり混乱を来すのではないかとと思われる。

## (7) 医学教育に関する特別委員会

(猪委員長)

昨日委員会を開催し、文部省の医学教育課長にも来て貰って、次のような問題について協議した。

### ①医師国家試験改正の問題について

先般、厚生省の方から、国大協に対し医師国家試験の改善策に対する意見を求めてきた。この問題については、去る6月総会の際に石塚前委員長より、この問題については既に全国の医学部長、病院長会議で結論が出されているので、それを尊重し、秋の国家試験を廃止することについては慎重に取り扱うべきであるとの旨の申し入れをしたことが報告された。その後厚生省では、医師国家試験のあり方、改善策等を総合的に調査・検討するための常設の専門機関を設置することになったようである。国大協としてはこの専門機関に対してなんらかのかたちで意見を述べていくことが大事であると考えますが、この問題は公・私立大学にも関係することでもあり、医学部長会議などの意見をきいたうえで慎重に対処していきたいと考えている。

### ②大学院の問題について

この医学系のポストグラデュエートの問題については、従来からの議論をふまえ、さらに検討していきたいと考えている。

### ③医師過剰問題について

この問題については、情勢分析を行い、さらに検討していきたい。

以上の報告に対し、次のような質疑応答が行われた。

○ 医師過剰との関係から医学部、歯学部の新増設は認めない、あるいは医学部の定員を削ってはどうかという話しもあるようにきいているが、そのような動きがあるのであろう



か。

- そのことについては、余り深入りした議論はしなかった。

#### (8) 教養課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

当委員会では昨年11月に「——アンケート調査結果を中心とした——教養課程教育の実状」を発刊したが、その後の検討課題について検討を続け、前委員長の時代に次のような方針が決定され、それに基づいて今後の作業を進めていくことにしている。

前回まとめた調査報告書の中には、教養課程の在り方に関する種々の問題点が含まれているので、これを更に追求して何らかの方向を見出したいと思い、各大学に対しアンケート調査を実施することを検討している。一方、本委員会の委員に対し教養課程に関する意見を提出して貰っているので、その両者の結果を基にして今後の検討課題を設定したいと考えている。

このほか、(ア)高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育（特に教養課程教育）のあり方の問題、(イ)放送大学と国立大学教養部との係わりの問題、についてもさらに検討していきたいと思っている。

以上の報告に対し、次のような質疑応答が行われた。

- 第3常置委員会では、留年問題について検討しているが、この問題について第3常置委員会と協議されたことがあるのであろうか。
- 留年問題は教養課程の問題にも関わる問題であるので、今後は同委員会とも連携をとりながら進めていくことにしたい。
- 教養課程のあり方に関しては、これまで折にふれいろいろ意見が出されているが、それ

にどう対応していくのか。

- 教養課程のあり方については、大学の形態の相違等もあって種々な意見が出されている。それで、それらの点を詰めてみたいと思いい、目下検討中のアンケート案では、各専門課程の教官や大学院生等を対象にして個人的な意見をきいてみることなどを検討している。

#### (9) 教員養成制度特別委員会 (井沢委員長)

従来からの問題である教員免許制度、資格制度の見直しの問題を中心として検討を行っている。この中には教育実習、カリキュラムの基準、教員採用制度、教員の需給等の問題も含まれている。目下のところ、教員養成の現状について問題点を出して貰っており、来月頃からはこれのまとめに入り、次回の総会にはその概要を報告したいと考えている。

#### (10) 大学格差問題特別委員会 (丸山委員長)

格差是正の一環として、「人文・社会系学部」の拡充整備についての要望書が前回の総会で採択されたが、今後、さらに懸案事項を整理し検討課題を設定していきたいと考えている。

### 3. 昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方に関する中間報告について

香月議長より、これより第2常置委員会の報告を兼ね本議題についての協議に入りたいと述べられ、これについて猪第2常置委員会委員長より次のように報告があった。

昭和57年度から実施される高等学校学習指導要領の改訂に対応する昭和60年度以降の国(公)立大学における共通第1次学力試験についての「基本的方針」は、既に昭和55年11月の

当協会の総会において決定、公表されたが、その中の一項として「国語・社会・数学・理科の4科目については、原則として、高等学校教育課程における必修科目のほかに選択科目を加えて出題する方向で検討する。」とあるので、専らこれを中心に検討を続け、このたび資料8「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についての中間まとめ(案)」を取りまとめた。

この「中間まとめ(案)」を取りまとめるに当たっては、これの素案とこの案がまとめられるに至った経緯の説明書を各大学に送り意見を求めた。その結果の概要は配付の「アンケート調査の集計結果(抄)」のとおりであり、いずれ更に整理のうえ各大学にお送りする予定である。なお、ご参考までに、この素案に対する公立大学側および高等学校側の反応について申し上げますと、国立大学の回答結果と大体似たような傾向がみられている。

それで、これらの結果を踏まえ、また現行の共通1次試験の趣旨および今回の高校学習指導要領改訂の趣意を踏まえ、この「中間まとめ(案)」を作成した次第であるので、ご審議のうえご承認を頂きたい。

ここで「中間まとめ(案)」の主文の部分の朗読があり、ついで次のように付言された。

ただいま朗読したのが本案の骨子であるが、これだけでは理解しにくいので、この案ができるに至った経緯と理由を述べた「説明書」を付することにした。なお、「社会」の出題科目の部分は複雑で分かりにくい面があるので、加藤入試センター所長および当委員会の松井専門委員より補足説明をお願いすることにする。

ついで、松井専門委員から、別紙「社会出題科目関連図」および「数学出題科目関連図」に

基づき、原案決定に至る経緯について詳細な説明があり、また加藤所長からこの「中間まとめ(案)」作成に至る経緯および職業高校出身者に対する選択科目に関する代替科目の問題の検討の経過と今後の見通しについて説明があった。

以上の説明があったのち、猪委員長から次のように述べられた。

本総会においてこの「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についての中間まとめ(案)」の承認が得られたら、総会終了後の記者会見でこれを公表すると同時に、各国立大学にこれを送付して来年4月末頃までに意見を求め、また、これと並行して高等学校側の意見をも求め、これを基にさらに検討を重ねたうえで来年秋には最終的な結論を出したいと考えている。なお、過般のアンケートでお尋ねした「共通第1次学力試験の実施上の問題」についての各大学の意見については、これを更に整理分析したうえで検討することにしていく。

以上の報告があったのち、議長から、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についての中間まとめ(案)」の賛否について諮られ、原案どおり承認された。また、これを公表することについても併せて承認された。

#### 4. その他

##### ① 第2次臨時行政調査会の審議状況について

議長から、沢田副会長に第2次臨時行政調査会の最近の動向について説明を伺いたい旨述べられ、沢田副会長(第2次臨時行政調査会参加)より、さきの第1次答申の経過および現在

の審議状況、特に科学技術行政に関わる問題について説明があり、これに関し種々の意見交換が行われた。その主要な論点は、科学技術行政と学術行政の位置づけ、基礎的学術研究の重要性、大学における基礎研究と応用研究のあり方、文部省の科学研究費と科学技術庁の科学研究調整費との関係、等であり、目下臨調で論議されている科学技術行政の一元化に対してはその動向を見守り、慎重に対処していくことになった。

このあと会長から次のように述べられ、了承された。

臨時行政調査会において提起されている国立

大学に関係する問題に対応するための特別委員会の設置については、理事会でも検討した結果インフォーマルなものとし、会長、副会長、第6常置委員会委員長、その他若干名の学長をもって構成することになったが、そのように取り計らってよろしいであろうか。

#### ◎ 第70回総会の日程等について

会長から、次回第70回総会の日程等について、別紙（資料13）のとおり、昭和57年6月22日（火）および23日（水）の両日、国立教育会館において開催することについて諮られ、異議なく了承された。

以上をもって本日の会議を終了した。

---

## 第69回 総 会（第2日）

日 時 昭和56年11月12日（水） 10：00～12：30  
場 所 学士会館210号室  
出席者 各国立大学長

---

### ◎ 当面する諸問題について

はじめに平野会長から、本日の午前中は自由討議に当てることとし、その討議の方法等については、10月29日開催の理事会で、今回はパネル形式として数名の学長から「大学における研究・教育の現状と問題点——国大協の活動に関連して——」をテーマに問題提起をしていただき、これをもとに全体で意見交換を行うことになったのでご了承頂きたい、と述べられた。

ついで、パネルの発言者として北海道大学有江学長、長岡技術科学大学川上学長、名古屋大学飯島学長、兵庫教育大学谷口学長の4学長をお願いした旨の紹介があったのち、各学長より概ね以下のような趣旨の提言があった。

### ○ 北海道大学 有江学長

昨日もお話がありましたが、大学の教育・研究に関する「物の確保」につながるお金というメディアについては、これまでもいろいろご討議がありましたので、ここでは視点を変え「人の面」について少し論じてご批判を仰ぎたいと思います。

まず、「人の面」としてとりあげたいのは、教師像についてであります。

大学を構成する人としては、教師がおり、それを数の上ではるかに上回る学生がおり、また、行政面を司る事務官等がおりますが、いまは暫く教師と学生に視点をおいて私見を述べ、さらに、その背景を考えることにより問題が浮き彫りにされると思いますので、若干の蛇足を加えさせていただきながらお話し申し上げます

す。

私共が現在いかなる背景のもとにおかれているかということについては、いろいろな見方があると思いますが、新聞などを見ても、日本の片すみで論じられていることが直ちに外国に伝えられるというように、情報化が非常に進んでおり、その副産物として、いろいろなものの価値観の多様化をいつも意識しているわけであります。

価値観の多様化といいますが、いろいろなことが考えられますが、私はまず、学生諸君の立場にたち、学生気質のことをとりあげる必要があると思います。

昨日も、第3常置委員長が留年問題に関して、学生の中には、大学に入って自分は一体どちらの方向に進むべきかという幼稚な疑問を持つグループもなきにしもあらずという実態をも踏まえてこの問題に取り組んだとの考えを申されておりました。

また、私共の身近にいる学生にしても、専門コースへ進む時に点数が高くないと自分の望む途へ進むことができないというようなことから、勉学の途を歩むよりは、つい安易に単位の取り易い途を選ぶという、誠に情けないというか、嘆かわしい様相がなきにしもあらずであります。

一方、昨日もいろいろ議論がありました。現代は国際化時代ともいわれ、現在の日本の繁栄それ自体も国際的な競争の場において成り立っております。このようなことを踏まえて、日本はいかに在るべきかを考えながら、大学の行き方あるいは在り方について議論すべき時代であると思います。

他方、我々がかつて対象とする必要があるとは思ってもみなかった成人教育あるいは生涯教

育というようなことも社会的な問題になってきており、この一環としての放送大学もいよいよ発足の運びに至っております。このように、大学が関わる範囲は、将来的に拡大こそすれ縮小するようなことは全くないものと思われま

す。大学紛争を経験し、大学がいかに在るべきかの議論を経て、ようやく沈静化した現状において、私は、世情の動きと共に身にふりかかっております第2臨調の動きがどのように方向づけられるかに大きな関心をいただいております。

以上、現在の大学を取りまく背景として考えられることをいくつかとりあげてみましたが、これだけでも私は大変なことだと思

います。そこで、このような背景のもとで、私共の大学の使命はいかなるものであるかを考えますと、私が北大において学生諸君に語りかけ、あるいは活字にすることが今までにもしばしばありましたが、常に同じことを申しております。即ち、大学の使命は、人類の英知の伝承と真理の探求にあるということでありま

す。非常に抽象的ではありますが、どなたからも異論の出ない端的な言葉ではないかと私は信じております。これに加えて学生諸君に常に申しますことは、大学の使命が只今申しましたことを第一義とすれば、さらに第二義、第三義があっても構わないということです。第二義としては、例えば、大学での勉学を終えたあと、自分の最も志向する職を確保することができて、それを軸にして豊かな人生を過ごすということ、それは真に結構なことでありま

しょう。また、大学に入って体を鍛えよう、スポーツもやろう、いろいろな趣味も生かそうと、これもまた良い事でありま

しょう。しかし、第一義とする目的は、先程私が申したようなことであって、もし、この一義、二義の順序を変えるようなことがあ

ば、もはやこれは大学に来る価値のないことであると私はいい続けております。

さて、教師の任務は、いつもいわれますように、教育と研究であります。ところで、本日のテーマを見ますと、なぜか研究が優先されており、教育があとまわしになっております。しかし、法令の定めるところでは、「大学は教育と研究の場である」ということで教育が先行しております。

本日配付されました川上先生の立派な刷り物を読ませていただきましたが、私は川上先生のご意見に全く賛成であります。

教育の真髄は、やはり、明確な講義と、はっきりした研究指導のもとで研究の術を教え、思索の方途を教えることにあると思います。言い換えれば、創造性を常に学生諸君に期待することが教育の本来の姿であると思います。

さて、教育に対比して、研究が教師の任務であることは当然であります。いろいろな面で研究業績がその評価の対象となるのもその現われであります。また、それは、研究を志向する教師が常に学生の前に於いて、学生の規範となる学究的な態度を示し、さらに、その研究成果を求められ期待されているものであると思います。

このように、教育と研究が一体となっている場合は、大学は常に若い青年を相手にその成長を見とどけ、世の中に送り出すわけですから、その教育の効果という面から、教師の評価あるいは能率というものにふみ込まれる面があるのではないかと思います。

一つの例として申し述べますが、北海道大学は法学部において画期的な方法を実施しております。それは、学部を教育部と研究部それに一般教育等に分け、現在54名いる教官を、教育部

に36名、研究部に15名、一般教育等に3名配置し、3年間教育に従事し、1年間は研究部に所属する形態であります。もちろん、教育部に所属していても教官の研究的活動は阻害されるものではありません。教官の数からみても、教育に2、研究に1の割合をとっていること自体、北海道大学法学部が教育のウェイトを相当重視していることの証左であると思います。

学生教育において一番問題となりますのは、教養部の問題ではないかと思えます。これについては、国大協に「教養課程に関する特別委員会」がおかれ活動されておりますが、その成果を期待している次第であります。

高校教育と大学における教育との落差を埋めるために私共は、基礎教育あるいは一般教育というように標榜しながら、専門教育と直結した一貫性のある大学として教育の門戸を開いているわけであります。青年期に一般教育を提供して、多様化し、あるいは現代化しつつ、常に変化してやまない教育に主導性を持たせ、また、それを実施するために単一科目、総合科目、演習科目、実験科目などを適宜配置して運営しているのが実態であろうかと思えます。

細かいことは省略しますが、北海道大学の例を一つあげますと、北大には制度上の教養部がなく、いわゆる北大方式あるいは全学支援方式と申しまして、教養部の教官は文学部、理学部あるいは工学部などにそれぞれ所属しており、教養部の担当の講義に向かうような考え方で運営しておりましたが、皆さんの大学と同様にいろいろな問題を抱えながら、やっとこの春三つの柱をたてて、その実現に努力しております。

一つは、各学部において学科目の大講座制化をはかり、教養部の先生方も大学院の講義を担当すること、二つは言語文化部を設立し、語学

の大きな全学共用施設としてのプールとすること、三つは、これらを実現することにより教養部を制度化することであり、これらの背景には限られた時間では説明できない多くの要素を含んでおります。

このように私は、教養部の問題に一例をとって、教官の問題の一つのベースにしようと思うわけですが、私共の教養部においては、教官の立場が学部との立場といろいろな面で差異があるということも一つの問題であると思っております。これは、やはり、研究業績の評価なり教育業績の評価をいかにすべきかということに関連があるかと思っております。

研究業績の評価については、先般行われました行政監察の際、その質問の一項として、教官の業績に関する評価システムについて学長の見解をメモとして提出せよという事項がありました。これに対する私の考えは、昨日いろいろご意見がありましたことと少しも変わるものではありませんが、大学の研究活動は、主として基礎研究を中心とした創造的な活動であるべきであります。この活動は、外部からの不当な干渉を排した自由な環境から生れるべきものであって、現在は、それを保障する諸制度が関係法令によって確保されているのであります。しかし、その反面には、最近の遺伝子組換え実験あるいは放射線関係のように専門的知識に基づく英知によって規制すべき面もあります。

現在のように専門領域が非常に分化してやまない状況のもとでは、研究業績の評価はその領域の学者同士の有機的な評価に待つほか方法がないのであります。

そこで私は、行政監察における回答として、現在は、教官の採用あるいは学会等における研究発表に対する評価、学会誌等への投稿並びに

その掲載論文の評価、研究活動をベースにした各種賞の選考あるいは科学研究費補助金その他の研究費を確保するための審査など、最も合理的かつ適切な評価が行われていると考えるので、別途評価方法を考える必要はないということをお答えした次第であります。

このように、研究業績の評価は、いろいろな点で現在は円滑に運営されていると思っております。

さて、残る問題として教育業績の評価についてでございますが、その具体案はとて言葉で申し上げるほど簡単なものではありません。ただ、一ついえることは、私共教育者同士あるいは研究者同士の相互評価が何らかの方法で確立されなければならないということでございます。

よき教育を経て日本の将来の展望を技術の開発に求め、あるいは社会性のある青年に求めるためには、どうしてもよき教師が得られなければならないものと思っております。私共の過去には素晴らしい人格を持った教師が身近に多くいたと思うのでありますが、今はこの年になり、よき教師が身の回りに誰だろうと常々心がけておりますが、なかなか見出し難いような目まぐるしい時代になっております。よき教育の場を確保するためによき教師をつくるにはどうしたらよいか、我々はもう一度根本に立ちかえって考える必要があると思っております。

会長から、本日のテーマの副題として——国大協の活動に関連して——とのご指示ですが、私は本年5月以来皆さんに加わったばかりであり、目下勉強中であります。ただ、考えるには、国大協は単なる陳情団体あるいは苦情処理の機関に墮することなく、我々国立大学を抱える代表者として、政府の各種の機関に対し、対等の立場を堅持しつついろいろな議論が生れるべきであり、国家百年のガイドたるべき

ことを願うべきものであると思います。具体的に申しますと、文部省もやはり政府の機関として私共を代表しているものと心得ており、我々は文部省と一体となって、これからの将来に向けて力を致すべきものと思います。

私は最近、国大協では常置委員会が最も活動的な場であることが次第に判ってきました。また、常置委員会には、事務官の人が何人か加わっていることも判りました。事務官の方々は、行政の代表として大いに私共とともに発言していただき、行政的な感覚をもって国大協における議論の輪を広げるとともに、その整理に寄与していただきたいと思っております。

## ○ 長岡技術科学大学 川上學長

かつて私は、日本の理想とする学校の目的や入試のあり方という問題について或る雑誌に意見を書いたことがあり、本日その写しをお配りしました。

### §1 日本の理想

一体日本はどういう理想をもった国であってほしいかということから考えていかなければならないと思います。日本は文化国家であるといわれますが、それは叙情的であって叙事的でないとは私がかねがね思っております。文化国家とは何かというとき、私はそれは独創性のある国でなければならないと思っております。すなわち、独創日本の建設こそ、我が国の理想ではないでしょうか。

### §2 日本の現状

そこで日本の現状はどうかと申しますと、現在は大変旨くいつているのではないかと国民の多くはそう思っているかもしれませんが、一方、外国からは金儲けばかりしているとかかなり

憎まれている面もあります。私が一昨年の11月、アメリカの「ナショナル・アカデミー・オブ・エンジニアリング」の総会に行ったときに、あるアメリカ人から「日本は欧米で発明した自動車やカラーテレビをとりあげて安く売り込み、米国に失業者を出したり、経済に圧迫を加えたりして誠にけしからん国であるから原爆でやっつけてやりたい気持である。」といている人がいると聞かされた。これは、アメリカ人の気持からすれば割合自然な気持であるかもしれないと思っております。要するに先進諸国を念頭においた国際社会には、模倣は盗みと同様悪徳であるという考え方があります。従って、特許は切れても自動車やカラーテレビは欧米人が考え出したもので、それで金儲けをするということは、彼らにとっては、多少ねたみはあるにしても許せない気持があることでしょう。

一方、安い賃金で同じ製品を作り続けていれば、発展途上国から追いつられる心配もあり、かつての繊維製品の例にみられるようなことも起こり得ると思います。このような訳で、どうしても日本で独創的な製品を作り出す必要がありますが、その必要性和重要性を痛感する次第であります。それが出来ないで、その原因がどこにあるかということが問題であります。

またノーベル賞などの受賞者も少ないと思えます。京都大学の福井教授が受賞されたことは大変喜ばしいことではありますが、私は、各大学にもっと多くの受賞者が出ていただきたいと思えます。そのほか、OECDの報告でも指摘されているように、社会科学の分野でも日本の研究成果は、世界に誇るべきものがないといってもよい位貧弱であると思っております。こういう状態について、欧米人の中には、日本は知的

\*「日本の理想・学校の目的・入試のあり方」FOP——将来を指向する技術（昭和56・10）

には野蛮国としか考えられない、とはっきり書いてある人もある位であります。このように先進諸国と対等につき合うにはやはり獨創性をもって対応することが重要であると思います。

### §3. 先人達の警告

このようなことについては、昔から先人達が警告しております。中江兆民の「一年有半」の中にも日本には哲学がないと、「何事をなすも深遠の意無くして淺墓を免れず」と書いておりますが、これは80年たっても少しも変わっていないのであります。

また、ドイツ人のベルツ博士は、東大の医学教育のために大変貢献したということですが、彼は、次のように述べております。即ち、「西洋各国は、諸君に教師を送り、彼らに種を播き、その種から日本の中でひとりでに樹が生えて大きくなるようにしようとした。しかし、日本では、彼らから科学の成果のみを引き継ぐだけで満足し、その成果をもたらした精神を学ぼうとしない。」と。これは岩波文庫の「ベルツの日記」の中に書いてあります。これも丁度80年前のことです。

### §4. 獨創を阻むもの——教育汚染論

このような訳で、日本には獨創性のない秀才がひしめき合っております。これではいつまでたっても日本は良くなりません。その原因はいくつもありましようが、私は、教育が悪いからであり、教育に汚染されているから獨創性がないものと思います。

そもそも教育とは Teaching であります。それであるのに Education を教育と訳したのは大誤訳でありまして、一体誰が訳したものであるか大分調べましたがよく判りません。明治初年にこのように訳されたようであり、はじめ外国の書物を翻訳するときは“教導”と訳してあ

ったものを明治5年頃改訂のときに“教育”とされたようであります。先年中国に行ったときに、英中辞典を買って引いてみたら“教育”と訳されており、多分当時の誰かがこれを真似たのではないかと思います。

明治初年に、西欧の実証主義的な学問がとり入れられたのでありますが、学生を鍛練する方法としては、西欧的な Education を採用せず依然として「教育」ということをやっていたことは大きなまちがいであったと思います。

それでは、日本の教育が全く駄目であったかといいますと、私は二つのよいことがあったと思います。その功績の一つは「前例の記憶屋」を育て、日本の官僚制度を確立させたこと、第二は、「類題の解き屋」を育て、生産技術の成功をもたらしたことであります。前者は主として法学部、後者は主として工学系にあたるものであり、自動車やカラーテレビの成功はまさに後者にあたると思います。この二つは大成功だったと思いますが、獨創性は全分野で開発されていない。これは罪の最たるものです。

### §5. 学校の目的を考えなおそう

考えてみますと、日本の学校では、専ら知識の競争をさせておりますが、実社会では知恵の競争が行われております。そうだとすれば、学校にいる間に知恵を磨くことを主たる目的とすべきではないか、それが西欧の Education であると思います。

そこで Education に相当する日本語でよい言葉はないかと私は、東京工大にいたとき国語の先生に考えていただいたことがあります。日本にも中国にも才能を引き出すという概念がないから、適当な言葉はないであろうといわれ困っているわけであります。

結局、私は学校の主な目的は学生の知能を開



頭することであると思います。そのためにまず教育をするものであって、それはあくまで補助的手段である。ところが、日本では補助的手段であるべき教育を主な目的としているのではないのでしょうか。これは大きな誤りだと思います。ここ20年来、大脳生理学が大変進歩したそうであり、或る学長に伺ったところでは、大脳生理学的にいうと大脳における記憶する場所と思考する場所は、別々の部分であるとのことで、大体記憶は脳の左半分、思考は右半分だそうです。日本では結局左の脳を刺激することばかりやっていて、右の脳を刺激することをおろそかにしているようであります。私は、これから大脳生理学の研究者と一緒に何か同好会のようなものを作り共に考えてゆくべきであろうと思っております。

#### S6. 入試のあり方を考えなおそう

上述のように「教育」はあくまで目的ではなく補助的手段であると思います。そこで入学試験の在り方としては、高校卒業の学力の有無（知識のつまっている量）を判定するというより、もっと本当に必要なことは、その子に「考える力」「考え出す力」があるかということであり、それが一番重要なことであると思います。そのためには、内申書で、高校の先生に十分観察した結果をいただき、さらに例えば小論文や問答をやってみてその子に十分考える力があるかどうか判定するのがよいと思います。

オックスフォードやケンブリッジなどの入学試験の方法を聞いてみると、問答を主にして、2、3時間位、1人の学生に先生が3人位立会って、その子に考える力があるかどうかということ判定しているとのことであります。私は、この方法が一番よいだろうと思います。

また、全科目にわたって優れた者を定員の

50%位、特殊な科目に優れた者を50%位入学させるようにしてはどうかと思います。

しかるにわが国の新しい入試制度である国立大学共通第1次学力試験は、物知りの度合を測るものであって、その点数を重視することであるから、私は絶対反対であります。これは単に高校卒業の資格の認定にとどめ、具体的には、①平均点以上を合格とし、合否のみを示し、その点数は学生にも大学にも示さない。②高校別に統計をとって高校のランク付けを行い、これを公表して高校の努力目標とすることがよいと思います。

日本では、大学や高校に対する比較検討が非常に遅れていると思います。アメリカでは、各大学について、5年に1回位、各学科目毎にランク付けがされ、20位まで大学毎のランクがつけられて競い合っております。日本ではそのようなことはありません。共通1次の点数で大学のランク付けができたという人もありますが、これは間違ったことで日本のためにならないと思います。しかし、高校のランク付けに一つの物指しができたのだから、これは活用してもよいのではないかと思っている訳であります。

兵役のない現在の我国では、青年を鍛練するには入試しかないといわれた人もあります。しかし、記憶だけを強制する現在の共通1次はむしろ有害で、「考える力」または「考え出す力」を鍛練すべきだと思います。

#### S7. むすび

さきほども述べたように、学校の主な目的は知能を開頭することであり、教育は、そのための補助的手段であるべきと考えます。大学教授は、学問や技術を創造するとともに学生の知能開頭を助成する者であり、従って大学は、学問技術を創造する所であるべきと思います。

また、これは欧米人がいうところでありますが、学生というものは、「光を発すべきもので、燃料をためこむ壺ではない」“Student is a lamp to be lit, but not a bottle to be filled.” ということでもあります。この言葉からしますと、日本では、どうも知識の壺をはかろうとするところが多く、学生を壺のように考えているのではないか。これはまちがいであらうと思います。

以上、本日は日頃考えておりますことの一端を申し述べました。これについては、いろいろご意見があらうかと思いますが、ご批判を承りたいと存じます。

#### ○ 名古屋大学 飯島学長

会長から、本日何か話題を提供するようご指名を受けました。その任ではないと思ひますし、またどのようなことを申し上げたらよいか唯今なお迷っておりますが、思いつくままに若干の感想を述べまして責をふさぎたいと思ひます。

私は、昭和44年から8年間、広島大学の学長をつとめ、その後暫くの経過を経て今年再び名古屋大学長をお引受けすることになったのでありますが、1970年代と対比して、今の時点で日本の大学が、一つの曲り角に来ている、ある種の転回点にさしかかっているという印象を強く受けております。

昭和44年の5月に私ははじめて国大協に出席いたしました時には、いわゆる紛争重症校が国立大学の中に多数あり、総会の席にまでラディカルな学生が押しかけてくるかもしれないというような状況であり、国大協総会の雰囲気も大変重苦しく、沈んだものでありました。それがその後各大学の努力で次第に回復し、紛争の解

決とも関連して大学改革ということが非常に強くいわれるようになります。今から考え直してみますと、現在、議論されているほとんど全ての問題が、国大協の大学改革論議の過程の中でとりあげられていたように思います。それらの議論は大部分が論のままで終り、実現に向ったものは必ずしも多くはありませんが、それでもその時期を契機に国立大学についてもかなりの変革がこころみられたこと、ここに申し上げるまでもないでありましょう。しかし、今から考えますと、あの時期に大学改革といわれた事柄のなかにはいろいろと異なった方向の問題が含まれていたものであり、なかには全く相反する方向の事柄が同じ「大学改革」という枠のなかでとりあげられるという状況も存在いたしました。例えば、管理運営の問題というのは非常に多く議論された課題のひとつであります。それをどのように改革するかについて、一方では学長はじめ大学の管理者の権限を強化し、それによって大学の正常化をはかるべきであるという考え方があり、他方では、大学の管理運営の体制をより民主化して、教授会の構成の拡大、会議の公開、学長等の選出の広汎な層の参加をはかるべきであるという考え方がありました。しかもその双方の考え方も必ずしも本質的な意味で十分に対決し、議論を尽くすというのではなく、いわば双方が雑然とした形でムード的包括的に議論され、結局のところ大学改革という事が一種の情勢的な流れのなかで表層化した傾向を否定することができません。しかも、その傾向が高度成長期の拡大的施策と相関して、いわゆる新しい形態の大学の創設などが、このところ十年ほどの間にすすめられたのでありますが、今からみれば、努力の結果、総合して改善にみるべき点があった事は否定できないまで

も、本来改革論議のなかで煮つめるべきものが煮つめられずに残った点も少なしとしないのではありますまいか。そして結局のところ大学改革は、量的拡大に置き換えられ、質的改善はおしなべてなおざりにされた感があります。1970年OECDの教育視察団が日本の高等教育政策について指摘したところの、日本の大学の質的なたちおくれ、これには研究・教育の内容ばかりでなく、教員組織、経常経費、研究費、あるいは施設設備なども含まれますが、この点についての改善は今日においてもなお十分でないとしなければならないのであります。しかも、そのような経過をたどる間に、高等教育をめぐる状況は急速に変貌し、また社会経済的事情は1980年を境として低成長、さらには行政整理が課題とされる時代に入ったのであります。

このように現在、大学は以前とは異なった社会的環境の中におかれており、従来とは異なった観点で問題を考えてゆかなければならないところに立たされております。すなわちある意味で大学もまたひとつの時代的変換の節目に際会しているという事ができると思われませんが、その変換の節目というのは、大学にとって単なる外的条件の変化を意味するだけではなく、かなり本質的な課題をもふくむものであるかもしれません。先般、かのローマ・クラブが第6レポートなるものをまとめましたが、そのなかで、ローマ・クラブの専門家グループは教育について検討を加え、世界全体としてみて、現在、教育、ことに高等教育のレベルの問題が非常に重要度を増していることをあらためて指摘しております。そしてその場合、重要であるのはあたらしい形および内容の高等教育であるというのが彼らの主張であります。その主張によりますと、人間が人間の力で解決してゆかなければな

らない困難性は、80年代以降ますます増大してゆく見通しであり、しかも従来のオブティミスティックな科学万能のパターンのみではそれは克服できず、その成り行きは楽観することができない。東西問題であれ、南北問題であれ、あるいは経済問題・資源問題であれ、あらゆる事象のあらゆる面において人間がこれらの問題に対処し、それを克服するあたらしい力を何とかして身につけなければ人類社会の将来は大変危い。そのためにはあたらしい形の教育を是非開発しなければならないというのがレポートの主旨であります。私は、このローマ・クラブのレポートは、強いていえばややテクノクラシー的なニュアンスが強い点でなおいろいろ問題点をふくんでいると思いますが、しかし国際的視野からみても、また日本自体がおかれている状況からみても、人間の知的創造的能力をどのように切り拓いていくべきかに即して、高等教育が一つの重要な曲り角にきているとする彼らの主張には注意をはらうべきものがあるとしなければなりません。従って、ここで私共がお互いに研究・教育の質的な面をどのように改善・充実してゆくべきかを考えるのにあたっては、これらの状況把握がひとつの重要なポイントになりうるであらうでしょう。

そこで、ただ今、有江、川上両学長からもお話がありましたようないろいろな問題をこの際考えてゆかなければならないのであります。日本の国立大学の場面に問題を限定してとりあげるといたしますと、大学における研究・教育の内容そのもの、あるいはそのあり方について論ずることはもちろんもっとも本質的な事柄であります。一面において日本の国立大学の質的改善の条件は文教行政、学術行政あるいはそれらに作用されるところの大学の組織や財政の

たて方と密接不可分の関係にあり、差当っては後者について検討を省くわけにはいきません。すなわち教学のあるべき姿についてフィロソフィーを確立し、それを十分に固めていかななくてはなりません、それと同時に教学のあるべき姿を現実に実現するための諸条件について十分な検討を加えてゆく必要があると思われるのであります。いわゆる臨調ムードのつよい現状において、これらのポリシーの改善を図るということは大変難しいことには違いありませんが、本来あるべき高等教育像を求めてゆくためには、これらの点の是正に向けて、たえず考え、たえず要求してゆかなければならないことは、現在といえども依然として変わらないのではありますまいか。

例えば、いま大学における教育について論ずべき事柄のうち、学部教育はもちろんもっとも重要であります、それをはさむ形で、一つには一般教育の問題、またもう一つには大学院教育の問題があります。このふたつの問題は多年の懸案でありながら、しかもいずれもまだ最終的に解決しておりません。また、これらは絶えず新しい課題をはらんでいきますから、私共としてはどうしても不断にこれらの問題に取り組まざるを得ないという事もできましょう。この一般教育と大学院教育の問題は先程申しましたかつての大学改革論議の中でも絶えずとりあげられてきたのであります、その時点で果してこれらの問題がそれぞれの教育的内容に即して、いわば純粋な形で議論されてきたのかと申しますと、実は必ずしもそうではなく、しばしば大学の研究・教育の組織的・財政的条件と絡んで扱われ、あるいはむしろ後者が主な関心の対象となってきたことは否めません。

申すまでもなく日本の国立大学の財政の建て

方は、同じく講座であっても実験系と非実験系とではその基準経費が違いますし、加えて博士課程であるか修士課程であるか、あるいは学科目制であるかによって経費配分の上でかなりの格差があります。この格差は前々からの努力により若干ずつ改善されてきてはおりますが、それがなお厳然として存在しており、それに加えて大学院については、一般に大学院固有の組織・財政があるのではなく、いわば学部とコミの形になっておりますから、そのため大学院についての議論は、果して真に大学院教育が必要であるのか、あるいは大学院教育がいかなる現実にあるのか、さらには何を期待して大学院をおくのかという本質の問題からややもすれば焦点が外れ、大学の組織・財政的条件の格差解消対策として、博士課程あるいは修士課程設置の要求がなされるということに転化しやすいのであります。

一般教育の問題でも、その内容をどうするか、一般教育の先生方の教育力をどう高めてゆくかという問題とほとんど密着して、一般教育担当部局が学科目制の形をとっており、研究条件、待遇、教育負担などの上で格差的ハンディキャップを背負っている、まずそれを解決しなければならないという形で、問題が組織・財政上の条件に転化する。そして議論は、これらの条件のあり方との絡み合いの中で混乱して前進しない。あるいは、場合によって論点の本質を外れて、条件の改善がむしろ主目的であるという方向に進みがちになります。このような焦点の混乱はもちろん望ましいことではありませんが、おしなべて国立大学のおかれている行財政のシステムが、そのような混乱を生ぜしめざるを得ないというところにひとつの問題があるのであり、この点を是正するという事が、むずか

しい事ではありましようが、検討されなければなりません。すなわち、国立大学の質的改善を実現するためには、経済的な問題と学問的な問題をいわば機械的に組み合わせてしまっている現在の国立大学の行財政のあり方について、改善への途を探し求めなくてはならないのであります。

60年代以降大学は量的に拡大しましたが、しかし、たとえば大学にとって一番基本的な経済基盤である教官当積算校費をとりあげてみましても、いわゆる高度成長期に国の財政規模が毎年およそ20%~30%位伸びている時期に、実は最大7%か8%程度しか伸びてきませんでした。この数字が国立大学のこの間の規模拡大にかかわらず、質的改善ないし充実が妨げられたことの一端を如実に物語っております。図体は大きくなったが、それを構成する単位的部分はずしろやせてしまっているのであります。昨日の第6常置委員会の報告をうかがいますと、来年度は0シーリングとはいいいながら2%~3%の校費の伸びを要求しているとのことであり、もちろん増えないよりはよいのですが、物価の上昇等を考えればこれではあきらかに実質ダウンであります。単年度でなく、積年の実質ダウンが長期的に大学の体質に及ぼす影響を考えますと、これは決して軽視することの出来ない事柄であります。このような議論をいたしますと、この教官当積算校費の問題は、大学以外の政府機関の諸研究所等の経費と連動するものであり、国立大学だけを引き上げる訳にはゆかないのだという答えが返ってまいります。大学の本質と大学以外の政府所管の研究所等の使命ならびに本質とが明らかに異なるということは極めて明白な事実であります。この明白な事実を財政当局なり、行政当局が直視しないという

ところにまず問題があります。もちろん、その是正は行政技術上大変難しいことでありましようが、しかしもし、政府がいうがごとく行財政改革を本質的に考え、そして国家の経費をより有効に使うという精神をもって前向きに考える姿勢があるのであれば、このように改善の必要のあるものについては真面目に改善を図るべきであり、そのことを我々も是非とも要求すべきものであります。もちろんその是正を論ずるにあたって、大学が怠慢であり、そして、やるべきことをやらず、しかも無駄使いをしているという点があれば、我々は自己批判し、それに対して徹底的な自制を加え、またしかるべき批判は受けて立つべきでありましよう。明治以来の大学関係の諸先輩の御努力の恩恵でありましようが、私共が聞いておりますところでは、大学の教官当積算校費あるいは学生当積算校費のように、使途について自由度の高い経費は政府予算において他にはないということでありましよう。これは、必ずしも充分とはいえないまでも我々の先輩が大学のために長い間かかって作ってきた下さったひとつの良い習慣だと思っております。逆に今のように管理の強い財政あるいは行政下にあつては、このわずかな大学の自主性もいわば眼の上のコブのような存在であり、なるべくならばそのような使途自由性を縮小ないし制限してゆこうという動向がないわけではありませぬ。昨日もお話がありましたプロジェクト的な経費助成は、たしかに有効な一面、自主性の制約をまねく傾向をも内包するものであります。

ところで反面、実は大学の側にも、大学の中で話し合つて合理的自主的に予算を配分することが非常に難しい、あるいはその能力がないということ、時によると、年度末になつても、まだ学内での予算配分が決まらないというよう

な事態が絶無であるとはいえないために、いっそのこと文部省からすべてヒモつきで、使途指定をしてもらった方が万事スムーズにゆくという意見がないわけではありません。しかし、もし仮にそうであるとすれば、それは明らかに大学の自主性の放棄であります。我々が、我々に与えられた最小限度ではあるが自由度をもった予算を大学の質的改善に自主的にあててゆくだけの部内的運営に自信がないということであれば、我々は大学の管理運営の責をお断りする以外に途はないのではありますまいか。

いずれにしても大学側と行政側が相協力して、あるいは仕事のための経費、あるいは組織そのものについて、もう少し現実的かつ弾力的に柔軟に対応できる諸条件を実現しなければなりません。それと同時にすべての国立大学が基本的条件において格差がないということと、万事が画一的であるということとは別問題であり、全国立大学が画一的である必要はないと私は思います。従って、それぞれに自由度を保ち、そしてそれぞれの大学の独自性ということがある程度実現できるような要求をすすめると同時に、我々の中では包括的に与えられたある程度の自主性に責任をもって対処する体制をつくる。そのことが今後の大学の質的改善のもっとも重要な基礎をなすものであるといわねばなりません。このような基礎の上にたって、はじめて一般教育のあり方、あるいは大学院のあり方等をそのものの教育的研究の内容自体に即して創造的方向で議論しうる展望がひらけるのではないのでしょうか。さきほど有江学長から、北大法学部の大講座制について御説明があり、これも大学改革の過程の中に生れてきた新しいゆき方として、注目に値するものであると思います。このように、大学が決心をし、責任をもつ

て、とにかく物事を試行できるような諸条件を少しでも広げてゆく努力を加えなくてはならないのであります。

昨日も、研究体制の見直しについて若干発言いたしました。具体的にたとえば、自然科学系では、施設設備、ことに研究教育の基礎となる機器類をどのように維持し、更新してゆくかについて現状では合理的な財政的システムがある訳ではありません。耐用年数や更新年限の問題にしても、新しい機器は技術の進歩がはやく性能が急速に変わってゆきますが、そういう変化に対し、財政的にどのように対応してゆくかということについての方針なり見通しを欠いております。そして、いわば漫然と施設整備費の中で機械的に割り当て、その枠の範囲内で個別ケース的に文部省の担当官と話し合い、競い合い、場合によってはお互いに足を引張り合いながらわずかに整備がすすめられてゆくという有様では、果して世界的レベルにおくれないだけの学問的創造の基盤が確保出来るのかどうかさぶる疑問であるというのが現状であります。一部の大型プロジェクトについては次第に配慮が加えられつつありますが、基本的栄養といふべき日常の設備などについては耐用年限とその更新の問題は極端に言えば明治以来の会計法の枠の中に埋没しているといってもいいすぎではないというのが実態であります。先日、行政管理庁がいくつかの大学を監査しましたが、私共の大学での調査項目の中に機器をどれだけ有効に使っているか、また有効性を失ったものはどうしているのかという調査項目がありました。確かにこれは重要な事柄であり、我々は多額のお金を国民の税金から頂いてものを買っているのでありますから、それらの機器が果して効率よく利用されているか否かを絶えず考えなくて

はなりません、更新や利用についてのダイナミズムを支える制度的・運用的基盤は充分に与えられないまま、行財政の帳面ずらを合わせるための、いわば近視眼的視野のみから、いたずらなる能率主義を表面的に強制されるというのでは、研究は死んでしまいます。科学行財政そのものが体質的に改善されなくてはならないのではないのでしょうか。

社会科学および文科系について申しますと、昨日も学術情報センターのお話がありました。文献、図書、資料の充分なデポジットおよび情報の有効円滑な利用が、研究・教育の根幹的条件となりましょう。情報の問題はもちろん自然科学系でも重要であります、社会科学系や文科系の分野ではドキュメンテーション、なまの資料、情報を集め整理してゆくことがとくに重要であり、おそらくこの傾向は今後ますます重要度を増すでありましょう。例えば、世界的な政治・社会情報や経済的な動向などについて考えてみましても、現在わが国の官庁や企業等ではかなり大がかりなりサーチオーガニゼーションを持ち、ドキュメンテーションの基礎を固めつつあります。そしてこの事はいうまでもなく大学にとっても不可欠の事柄であります。このドキュメンテーションの整備という面で、自然科学系における機器の整備と同じように国立大学について果して十分な配慮がなされ、また、それに応ずる行財政的配慮がされているかと申しますと、実はここにもまた問題があります。また我々大学のメンバーが粒々辛苦して作り出す種々な研究成果やデータのパブリケーションやコミュニケーションの問題にしても、近代的な要求に対処すべき組織ないし運営のあり方がさらに検討されなくてはなりません。

その他大学には、最近いろいろな仕事があふ

てまいりました。しかし、それらに対応するために組織や財政の手当が並行してついていっているかといいますと、これも必ずしもそうではありません。それにはまず大学自体が対応の仕方を考えなくてはなりません、諸条件の整備も不可欠であります。例えば、国際交流に関連した留学生の問題にしても、その増大に応じた教官サイドの問題、留学生の世話をする事務職員の問題、大学としての組織あるいは体制の問題、語学の問題、補助的サービスの問題等々を含めいわば場あたりの、対症的な措置の積み上げのみでは到底処理しえなくなるであろう状況が目前に見えております。また、現在の日本の大学は、外国の先生方をもっと自由にもっと大がかりにスタッフとして迎え入れる必要があります、それも大学の体質改善の大切なポイントのひとつであります、残念ながらその実現は遅々としてすすみません。同様に民間人を国立大学に迎える場合にも様々な法制・制度上の制約があって、その円滑化が妨げられております。これらの問題は確かに大変難しい点があるにはちがいませんが、日本の大学が国際的連帯のなかに受け容れられ、ひいて日本が国際的社会的なかで平和的に地歩を占めてゆく上にきわめて重要な施策であり、行政の発想の転換が是非必要であります。それと同時に我々はデータを明示し、所論を明らかにして、外部に対しても説得を重ねてゆくべきであると思います。

以上思いつくままに、いろいろと申しのべてまいりましたが、与えられた時間がつきましたので、このへんで私の話を終えたいと思います。未だ申しのべたい事は一、二に止らず、たとえば一般教育につきましても戦後新制大学発足の時期に考えられた意味での「教養」というものが今日なお成り立つものであるかどうかどう

か、今日の社会における基本的なものの考え方あるいは理念ないし哲学とはいかなるものであるか、これらの基本問題へのふみ込みがなければ、単に総合コースをこころみるという程度の外形的なオペレーションだけでは一般教育の問題は解決しないのではないかなどいろいろの論点がありましよう。それらへの言及は割愛させて頂きますが、いずれにしても、ものごとの本質に迫るために妨げとなる諸条件の改善をめざして国大協は責任をもって前へ進まなければならないと存じます。

#### ○ 兵庫教育大学 谷口学長

「大学における研究・教育の現状あるいは問題点」というテーマで発言するように、総会へまいります直前にお話がありました。勿論格別の用意はありませんが、その責任を果すために個人的な経験を通じて日頃感じておりますことを若干述べたいと思います。国大協の常置委員会や特別委員会等の検討事項と重複する面があると思いますが悪しからずご了承願います。

第一の問題は、大学の教官に対する教授法の勧めということでもあります。昨年の民主教育協会の機関誌 I D E (1980年8月号, No. 212) 誌上で、欧米における大学教授法 (College Teaching) について、広島大学大学教育研究センターの先生方のご寄稿があり大変興味深く読ませていただきました。大学の教官は、研究が主で教育が従と考える傾向は、現在でも抜き難いものがあると思います。

研究については、問題が深く掘り下げられておりますが、教官のもう一つの重要な任務である学生の教育ということについては、果して十分に検討が加えられてきたかどうかということでもあります。このことは特に一般教育担当の教

官の場合に端的に現われるのであります。つまり私は、「大学教官は研究者として自ら学ぶ者であると同時に教える者なのであり、われわれは専門の知識を修得する技術とともに、教える技術をもマスターしなければならない。」(同誌、喜多村和之「大学における Teaching の問題」) という主張に謙虚に耳を傾ける必要があると思います。

第二の問題は、最近カリキュラム編成のときに、境界領域あるいは実際的な分野をテーマにした、例えば、風土と芸術、人間と宗教、あるいは、宗教と科学などという様々な題目がとりあげられ、総合科目あるいは総合的分野等の名称のもとで、広い領域からの探求が志向されております。そのような場合は、一人の教官ではとてもこなし得ないことは当然でありまして、数名の教授あるいは助教授が共同して担当する例が非常に多くなっております。しかし、実態はどうかといいますと、それぞれの教官が自分のやりたい事だけをやって、そしてなんとか辻褄を合せるということがしばしば行われ、悪くいえば寄木細工であって、本来の総合科目とか総合的分野としての授業科目の趣旨、目的は十分に達せられておらないように思われます。これは私共の大学における反省でもあります。学生に対しては非常に意欲的なカリキュラムの編成を提示しておりますが、果して実績があがっているかということになりますと、私は大変危惧の念を抱いているのであります。このことは、他の大学においてもあるいは問題になり得るのではないかと思います。大学教官に教授法をもっと研究していただきたい理由がこの点からもうなずけるであろうし、それがひいては大学の研究の促進にも役立つだろうと思います。

先程3人の先生方からも大学における教育と



いうことの重要性についてそれぞれご発言が  
ありましたが、私も同感でありまして、本日こ  
こにこの問題を取りあげたことに意義があったと  
自信を持たせていただいた訳であります。

次に私は、過去の経験を中心にしたテーマと  
して大学図書館の在り方をめぐり若干の考えを  
述べさせていただきます。

図書館情報大学ができて、その方面の研  
究が進み、将来大いに貢献されるものと期待し  
ているのであります。また、国大協の図書館特  
別委員会も、過去においていろいろなレポート  
を出しておりますし、現在においても学術情報  
センターの構想についても検討されているよう  
であります。図書館が大学の教育研究の中心的  
機能を果たしつつあり、その点からも研究・整備  
が随分進んでいることは否定できません。

しかし、今後問題がない訳ではありません。  
その一つとして、私は、図書館長の選考の  
在り方や館長職をどのように位置づけるかとい  
うことが図書館全体の運営に関わる重要な問題  
であると思います。図書館長の選考規則は、立  
派なものが各大学にある訳ですが、私の過去に  
おける所感からしますと、館長職はとかく榮譽  
的なポストのごとく考えられやすいようであり、  
館長に併任されますと、これで一息つける  
というようなムードがみられるように思いま  
す。このようなことであれば、結局、館長は名  
目的な存在になりやすく、況や識見をもって主  
導性を発揮するようなことは及びもつかぬこと  
といえます。私は、図書館長になられた場合  
は、図書館について、その本来の使命や機構、  
運営上の諸問題について十分に関心をもって務  
めていただきたいと思ひますし、またそのよう  
な館長を選考されることを念じています。

図書館に関するもう一つの問題は、特に文科

系の教官について共通的にみられる図書館の利  
用、特に文献の利用についてであります。図書  
館に収蔵されている文献はもともとどなたの研  
究成果であっても、それは公共的なものであり、  
国の財産であって、私物化してはならない  
ものであります。しかし、それが研究室等に移  
管されて固定化されれば、貴重なものが十分に  
合理的かつ高度な利用の対象とはならなくなる  
という懸念があります。

私共の大学は創設途上にありまして、現在図  
書館を新築中であります。これから整備する段  
階にありますのでやりやすいともいえますが、  
当初から、各教官室に図書館資料の持ち込みを  
最小限にとどめるという申し合せをいたしてお  
ります。重要な資料は図書館に行けば共通に利  
用できる体制を厳然として作ってゆく方針です  
すめております。私の過去の経験から申します  
と、一旦それぞれの研究室などに移管されたも  
のを、中央図書館に集中する体制に戻すことは  
とてもでき難いのであります。我々は、図書館  
の資料の合理的かつ高度な利用ということにも  
っと関心をもち、図書館のもつ機能をもっと十  
分に生かして使うことが必要であろうかと思ひ  
ます。

次に、第三の問題であります。これは、主  
として教員養成の大学・学部に関連のある一つ  
の問題であります。昨年秋の国大協総会におい  
て質問事項として私から申し上げたことであり  
ますが、教員養成の大学・学部における実地教  
育を推進するために、附属学校は勿論必要であ  
りますが、私はこれ以上に適当な方法で協力学  
校というものを、出来れば制度的に確立するこ  
とを求めたいと思ひます。実地教育を重要視す  
ることは極めて緊要な課題でありまして、制度  
面から申しますと教育職員免許法の改正にもつ

ながらような問題も含んでおります。なお、実地教育の方法論の問題としましても、現行のように附属学校中心の実地教育については不備・不十分さを指摘せずにはおれません。もっと公立学校などで実地教育を行う必要があると考え、協力校体制確立の必要性を痛感するのがあります。このことについては、52年3月に欧米のいくつかの教員養成関係の大学を歴訪したときに痛感したことでありますが、過去においては附属学校をもっていたアメリカなどの大学が現在はほとんどもっておりません。協力学校に切り替えてきたのであります。日本においても免許状取得希望者が多い場合は、必然的に協力学校の問題が出てくるのでありますが、現状では極めて場当り的なことになっており、理念にもとづいた体制がとられておりません。こういうことは、教育大学あるいは教育学部をもつ大学の共通の課題であると考え申し述べた訳であります。

これらの問題のほか、予算に関連のある問題で私が最近体験したことを一、二述べたいと思います。教育・研究の国際交流については、最近は制度的な面でいろいろ整備されてまいりましたことはご同慶の至りであります。しかしながら、そこにも種々の問題・隘路があります。最近私共の大学において、学内共同利用施設である「学校教育研究センター」に予定した定員が十分につかないことから便宜的に客員研究員が措置されました。そして、そのうちの1名に教授クラスの外国人客員研究員が認められたのであります。過日その選考を行いました。米国某大学に在職の候補者からの手紙によれば、「授業能力の開発」に関するプロジェクトには大変関心をもっているが、サラリーは半額となり、旅費の支給は本人に限られ、さらに宿舍等

もかなり不利になることなど、いろいろな条件を勘案した結果、応じかねるという返答がありました。そのため、やむを得ず現在は、国内の何らかの機関に属してわが国に在留している外国人研究者に、客員研究員としての役割を果たしていただくことができるかどうか検討せざるを得ない状態であります。あるいは、サバティカル・リープにある教授と折衝せざるを得ないのではないかと考えています。客員研究員、特に外国人客員研究員の場合は、制度的には認められましたが、実施上は非常に隘路があり、困難性がありますので、早急に打開の途を考える必要があると思います。

最後に、最近私が関心をもっている調整手当について少し述べたいと思います。これは人事院規則等との関連で、国大協が直接とりあげる事項ではないかもしれませんが、我々自身共通に関わっている問題でありますので申し上げる訳であります。ご承知のように新設大学では、相当な規模での教官選考あるいは公募等を行っておりますが、人事交流を妨げるようないろいろな要因があります。その一つは、例えば、公私立大学から国立大学に迎える教官の場合、最終的に非常に妨げとなる問題は、給与が大幅にダウンすることです。教授・助教授の場合、一般的にいえば10万円前後ダウンするのが普通であります。そのような場合は、最終的な段階で先方から断られることがあり、そのため私共も非常に当惑することが多いのであります。これは国立と公私立大学間のことであります。国立大学相互の場合であっても、地域によっては調整手当が非常に問題になります。調整手当は昭和21年の臨時勤務地手当をその起源として、42年8月の調整手当新設に至っているのであります。当初の精神は大体引継がれて

きております。各地域毎の官民の給与の均衡をはかることを第一義とされ、併せて物価及び生計費の地域差の実情にも対処することとされております。昭和21年頃の実態からいえば、現在の調整手当が乙ないし非支給地域となっているような所は、生計費が一般的に安いとみられておりました。しかし現状ではこのような所の方が、総合的な生計費は却って高くつく場合もあるようであります。この辺はもっと資料的に検討すべきところであるかと思いますが。調整手当は、地域により甲、乙の支給地と非支給地の三つにランク付けされており、甲は8%と6%、乙は3%となっていることはご承知のとおりです。同じ兵庫県内にありましても、兵庫教育大学は、郡部にあって0%の非支給地であります。但し、暫定措置で3年間は継続して前任地の支給率となっておりますが、3年後には全員が0%となります。甲地あるいは乙地から0%の地域にくる場合は、相当に不利な条件を背負わされることとなります。そして、このことがまた人事交流の隘路ともなることは自明であります。このようなことは、現状に即して調整手当の制度そのものが妥当であるかどうか、妥当でないとなればどう修正したらよいか、ご検討いただきたいと思います。国大協の関係常置委員会等で勿論検討されているとは思いますが、最近痛切に感じたところでありますので、敢えてこの機会に述べさせていただきます。

平野会長：ありがとうございました。このあと30分程度時間がありますので、只今のご発表に関連した意見をいただきたい。勿論、日頃お感じになっていることでも結構であります。発言はお一人5分間程度にお願いしたいと思います。

ついで、次のような質疑応答ならびに意見交換が行われた。

- 川上先生にお伺いしたい。先生は曾て、望ましい入試の在り方ということに関し、現代の受験産業の問題や専門学部への進学指導の問題などから、今の高校教育が歪められているので、いわゆる有名大学が、特定の高校から特定の学部へ入学させるときに一定の人員制限を考えた方がよいのではないか、という趣旨のことを言われたように思うが、今でもそのような考えをお持ちなのであろうか。
- 考えてはいるが、いうべき立場にないので申し上げなかった。私は、日本には東大を志望する学生が多いのであるし、東大は国の税金で作った大学であるから、東大に入りたい人はどしどし入れてはどうか、場合によっては、関東地区の大学は全部東大にしてしまえばよいというような暴言まではいたことがある。

高校が受験過熱状態にあるということは、要するに、どれだけ知識が詰まっているかをテストしているからであろうと思われる。私は、どれだけ考える力を持っているかということ进行测试することは非常に大事なことだと思っている。東大を出たのち、どう伸びてゆくかを知りたいものである。

一つの高校あたりの人数を制限して入学させるというような考え方は、公務員の採用についてもいえることであると思う。或る外国人記者は、日本の上級公務員の70%は東大法学部出身者である、だから東大に入りたがるのは当然であると書いている。これを改めるには東大出身者を制限していわゆる八ヶ岳方式にするより他にないと思うが、しかし、東大から来る人は実際に有能であるから仕方が

ないともいわれている。

アメリカはいわゆる八ヶ岳方式であって、ハーバード大学が一番良いといっても肩を並べている大学がいくつもあるので、あまり弊害はないといわれている。アメリカでは、各大学別、各学科目別のレベルの比較が5年に1回出されているが、非常によいことだと思う。日本でも検討してみてもどうかと思っている。要は、特定の大学に集中しないようにこれを幾つかの大学にバラ播いた方がよい。国家公務員採用の場合も同様である。そうすればこれが高校教育にも影響を及ぼすことになる。また、入試の在り方については、知識の詰め込みよりも考える人を養成する立場にたって行すべきであると思う。

○ 理工系あるいは医学その他各分野を問わず、独創性よりも、いかに知識が詰め込まれたかがテストされている。これは大学がそうであると同様に卒業してからもそうであり、おそらく企業も同じであると思う。これは、日本の社会全体にかかわる問題であって非常に難しいことであり、私自身前からどうしたらよいか考えていることである。

また、外国人がしばしば指摘することであるが、彼らは、日本の教育制度に対する羨ましさと軽蔑をいつも合せ持っているようであって、羨ましさというのは、小学校、中学校から大学あるいは大学院まで全部一様になっていることである。従って共通1次試験などが成り立つ訳である。外国ではこの均一化は絶対成り立たないのであって、成り立ち得るのは高等学校位までである。

東大の場合は概ね優秀な学生が来ていて、詰め込まれたキャパシティというかボトルが大きいから、東大出身者を採用するというこ

とは当り前のことである。先程、日本にはノーベル賞受賞者が少ないという話があったが、もともと日本の教育は、そういうものが出るようには出来ていないのである。その点については外国人は軽蔑の念を持って、日本では、品質管理された人間が巨大な生産に動員され、大量生産には非常に大成功しているといっている。このことは、金儲けにはよい訳である。しかし、個々の能力はどうしても劣るから、ノーベル賞受賞など出ないようにしているのである。こういうことを変えるにはどうしたらよいか。川上先生はしばしば創造性の開発をおっしゃっておられるが、私は、それは日本ではほとんど不可能に近いと思っている。

これは、日本の社会全体が明治以後の100年間位のうちに、そういう形態になってしまっている訳であって、これをどうするかは確かに大きな問題である。川上先生がこのことを重要な問題として指摘されることに対して大変敬服しているが、一方で絶望感が共存していることを申し上げた次第である。

また、飯島学長が大学財政の問題について発表され、昨日はまた臨調の問題が出ていたので、これについて若干申し述べたいと思う。ニューヨーク市が破産したとき、市の予算を一様に25%削減したことがある。ニューヨーク大学も、そのためにまず非常勤職員を全部削り、経費も有無をいわせず25%切ったといわれている。こういう荒療治が行われたのであるが、このようなことは我が国では到底できない。

また、私が2年前に、身体障害者のための大学を作るということで英国の或る有名な盲人のための大学に行った際に聞いたことであ

るが、英国では小・中学校の先生が余るとい  
うことから50の師範学校を廃止し、その対  
策の一つとしてその盲学校が作られたそうで  
あるが、それでも、このために1,000人余り  
の失業者が出たといわれている。こういう強  
硬なやり方は日本では考えられないことであ  
る。このように大学問題を考えるとき、外国  
の事情について国大協も関心を持っていただ  
きたいと思う。

次に、日本のように予算が全て項目指定  
で、大学の自治を完全になくしているところ  
は世界中にないと思う。勿論ソ連にもない。  
ソ連との学术交流を経験してみて、日本の方  
が自由がきかないということを感じた。大学  
財政について、せめて1%程度の自由裁量が  
任せられれば、日本の大学もかなり良くなる  
のではないかと考えている。アメリカでも全  
部自由という訳ではないが、ヨーロッパの各  
大学にしても学長に最終的な責任を持たせて  
いる。例えば、百億円の金が出ているとすれ  
ば、これを人件費に使おうと、物件費に使お  
うと、大体どこの国においてもその中でほぼ  
自由に使わせている。これは世界の常識であ  
って、大学自治の根幹だと思う。人員につい  
ても1,000人なら1,000人を自由に使ってくれ  
と、それもアジャストできるようになっている。  
わが国ではそれができないようになっている。  
日本では、大学の自治が別な意味でも  
大変さわがれているが、人事権や自治権は我  
々にはない。

私は、制度が違うということを申し上げて  
いるので、これが全部悪いと申している訳で  
はない。せめて、全予算の1%位は自由に使  
えるようにしていただきたい。旅費なども現  
代の研究は昔と異なり、ダイレクトなコミュ

ニケーションが非常に大切であるから、この  
点も十分に考慮していただきたいと思う。

さきほど外国人客員研究員の処遇について  
の話もあったが、私は大学予算の1割が自由  
になれば大変画期的なことだと思うが、せめ  
て1%位の自由度を持たせるよう国大協など  
が働きかけるべきではないかと思う。そし  
て、各大学が各々その特色を出すために使用  
し、その結果を文部省に報告するようにすれ  
ばよいと思う。

大学財政における自由化の問題は、本来  
は、人事をも含めたいのであるが、まだまだ  
そこまでゆかないのであって、苦しい中で特  
色を持たせようとしても持たせようがないの  
である。私共筑波大学では、国際交流計画を  
大きく推進しているのであるが、直ぐ壁に突  
き当たってしまう。それは、諸規則自体、講座  
制が考えられたときに、そこにはりつくよう  
に出来ており、自由な交流は出来ないよう  
になっているのである。

また民間との給与の格差の問題について  
も、恩給などと同様、国立大学の方が民間よ  
り悪いのである。従ってこの面からも交流が  
出来ないようになっている。これが国際交流  
になると、あらゆる法律が妨げになっている  
ように思われる。こういう点を一つ一つ解決  
してゆき、モビリティを大きくして、メタボ  
リズムを回復しなければならないと思う。

我々は、予算の問題や、交流実施上の障害  
となっている問題点等をよく検討し、大学財  
政の在り方の根本にメスを入れて、既定方針  
であって仕方がないとか、どうにも動かさな  
いものだということではなしに、もっと国立  
大学の強化についてお互いに競い合う必要が  
あると思う。そうすれば、我々は国民の税金

をもっと有効に使えることになる。本当に国民のためになる大学を作るには大学の予算の自由化こそ緊急な課題であると思っている。

- 川上先生のご発言に関して意見を申し述べたい。

先頃開催された関東甲信越地区学長会議においても話が出た問題であるが、創造性の開発という川上先生のご意見には全く賛成だが、大学の体制というものは必ずしも独創性のある先生を尊重するようなものとはなっていない。例えば、学部長あるいは学長というものは、行政的な手腕だけが、重視されているように思う。私は、独創性のある研究業績をあげた人をもっと優遇するような措置を講じなければ、独創性のある若い人は出て来ないと思っている。そういう意味で、例えば、アメリカのリサーチ・プロフェッサーのようなポストを作って、指定職とするような措置が講ずることができるように国大協が真剣に取り組んでいただきたいと思う。

これにはもう一つの側面があると思う。例えば、国大協の第6常置委員会で教官の待遇改善の問題についてご努力されておられるが、財政当局にはなかなか聞いて貰えない。そこで、業績のある教官を優遇するということを突破口にして推進すれば、大蔵省も聞いてくれるのではないかと思われるので、是非国大協でとりあげるようお願いしたい。

- 筑波大学の福田学長のご発言は勿論その通りであると思う。

アメリカ、イギリス、ヨーロッパあるいはオーストラリアなどでは、最近の財政事情の中で、大学や研究所の予算が大幅に減らされ、あるいは場合により、研究所そのものが閉鎖されるような状況が進んでいることは十

分承知している。例えば、欧米では、或る研究所のプロジェクトが全面的に転換され、今までのスタッフは有能な人も含めて全員解雇して新しいスタッフと入れ替えるという非常にラジカルな改革も行われている。私共もそういう考え方なりそういう事態があり得るということを終始念頭におかなければならないと思う。有名なトレドの結核研究所には門の所に「この療養所の存在目的は、一日も早く世間から、この療養所が消滅することである」というスローガンが掲げてある。或る分野では、当然その仕事なくなることが使命の達成になるという面がある。ただ、日本の場合には、それを無くす前の水準がどこまでいっているかということを考える要がある。

また、さきほど、学校卒業生の配分と社会体制についてのお話があったが、大学だけではなく社会全体の中にエラスチックなダイナミズムが確保されなければ、大学だけでそれを行うことは非常に困難であるということは事実である。我々は、スクラップアンドビルドのスクラップの方についても躊躇することなく検討してゆく必要がある。

また、大学の経費の一部を大学が自由に使えるようにすることは大変重要なことだと思う。以前文部省が、国立大学のレベルでそれに類した施策をやや断片的に実施した形跡がある。しかし、そのように扱われた大学の経費が大学運営の場では、平等に分けるという考え方のもとで結局各講座当り数万円程度の配分にしかならないということで、この趣旨が生かされないということがある。このことについては、一方で大学側の考え方の問題として我々の方で明確な方針をもって受け止めて自主的に運営してゆく、そして他方、政府の

方でも大学の自主性を認めるといふように双方ですすめてゆけば、これはそれ程難しい問題ではないと思われる。

- 創造性を開発する指導という私の所論に対して悲観的な発言があったが、むしろ激励して頂きたいと思う。人間の自主性を育てるということであるが、アメリカなどでは日本と同じようなことをやっても考え方が異なる場合が多い。例えば、幼時教育のようなものからして日本と違っている。産れた子供に乳をのませるときに、乳が出ないと、日本では母親の方で乳が出るように努力するが、アメリカ人は、子供の方に吸い方を促すようにするといわれている。自主性の涵養は幼い時から行われているのである。またイギリスでは、モーゼの十戒に1項を加えこれを11番目の戒律と称して、子供に対し、すべて自分で考え、他人の真似をしないように教えている。高等学校までは教科書なども家に持ち帰らないというように相当に自由にやらせているが、大学に入るときびしい教育が行われている。

日本では、中世以来、性善説に基づいて学生は勉強するものであるとされて来たが、アメリカなどでは性悪説に立って、学生は先生がたたき込んで勉強させるものだと考えられているようである。これでは個性がなくなるといわれるかも知れないが、独創性ということは、大学に入る前に既に仕込まれているといえます。日本人は能力はあるのであるが、教え込まれてばかりいるので自分の考えが出て来ないのだと思われる。

また、さきほど発言された方のご意見の中に、先頃の関東甲信越地区学長会議における論議についてのお話であったが、私もそのご

意見に賛成であります。その理由は、日本の社会には管理職手当というのがあり、管理職になると給料が上がる。これはあまりよくないと思うのであるが、会社などにもそういうものがある。何か大事な仕事をしようとしてもそれよりは管理職になった方が手当がよくなる仕組みであるから、そちらの方へすぐ向いてしまうことになる。これに対して大学で研究成果をあげた人を優遇する方法はないかとのご意見であったと思うが、私共の大学は小さい大学であるので、学内措置で出来ないものかどうか考えてみたいと思っている。なお、会社で管理職手当がつくため管理職の方が有利となるのが独創性を伸ばすことの妨げになっているという意見であるが、これについて或る会社の事例であるが、発明に能力のあった方で人柄もよく技術の責任者となり65才で定年となったが、会長の許しを得て、特別研究室を作って貰って現在も活躍している人がある。このように能力のある人に会社が永久職を与えるような事例が出て来ている。このことからいっても、我が国においても独創性の開発ということは決して絶望的ではないと思う。ただ、日本人には素晴らしい能力があるのに教え込んでばかりいるから独創性が育たないのである。つまり「教育」に汚染されているといふことができるのである。

- 教官の在外研究、特に短期のものや海外出張は、国際会議などが夏に開かれることが多い関係もあって夏の時期に出かけることが非常に多い。しかし、これについては、私が先年ドイツ連邦共和国で公使を4カ年程勤めていた時、現地でのいろいろな経験をしてヨーロッパでは日本と事情が大変違うことを痛感した。夏休みの時期に教官の方が多数日本から

来られるのであるが、ご承知のように受け入れる方の承認がないと出張して来られないので、その斡旋方を依頼する手紙を度々いただいた。某々先生のところに何月何日に行くから用意して待ってくれるようにというものである。ところが、7月から9月の間は大学の研究室は閉ざされ、教授は大体休暇で不在であり、仮に開いていてもその機能は極めて低下している状態である。それなのにその時期に最も多くの方が出張して来るのである。依頼を受けた私は、止むなく日本の事情や習慣を説明して多くの教授に引見方を頼んだ。相手は、そういう事情なら仕方がないが自分はいないし研究室は半分しか開いてないがそれでよいかというのであるが、とにかくそれでも紹介状をとって差し上げ、それを持って多くの方が外国出張して来られた。

大体、夏は実質的には全く研究成果は上がらないものと考えてよいので、これくらい国費の無駄遣いはないと思う。それから、在外研究で出張の際、文部省は、定位置の指定をしている。例えば、ECの研究に行きますと、ドイツ一国で研究せよといわれる。ご承知のように、ECはいろいろな国で成り立っており、一国での研究では目的の達成は不可能である。このような苦情をよく聞かされた。また、ドイツにおりまして、例えば、ボンで研究している場合、70キロ車に乗れば、ベルギーに入ることができる。一方、北の国境へは1,700キロも走らなければならない。距離の問題もあるが、EC諸国間ではお互いにパスポートを利用せず身分証明書だけで自由に出入りさせている。このようなことを考えると、海外出張の場合に定位置を指定することは大変おかしなことであると思われる。

以上、私の経験を通して痛感したことをご参考までに申し上げた次第である。

最後に香月副会長より次のように述べられた。

会長の企画で大変有益なお話を伺うことができ、刺激されることが多々あった。各学長から、お聞きしたいこともあるが時間の都合もあり、本日はこの程度で止めたい。

ただ、先程来の先生方のお話の中で、これからの大学あるいは現在の大学に共通して要求されるものは、教官の質、あるいは教官の質そのものでなくても大学の質の改善であるというお話があった。また、教養部、大学院の問題は現在の大学にとって大変重要なポイントであるというお話もあった。

本日は、学部の話が出なかったが、大学の教育、研究の柱となっているのは学部である。それで、その学部というものが現在の状態でよいものかどうかについても考える必要があると思う。その学部は、名称は変わらないが、内容は次第に変わって来ている。工学部、医学部、薬学部など学部の名称を特に変える必要はないと思うが、内容的には大きな変化を起こしている。名前というものは恐ろしいもので、私はそういう名称がついているということが教育にしても、研究にしても、自らその内容を規制してしまう恐れがあるような気がするのである。

また、大学においては学部の自治ということが非常に尊重されている。本日のお話の中にもあったが、今日の大学の管理運営は、学部の自治を尊重しつつ行われている。大学の質を上げるために、仮に管理運営が必要であるとすれば、教育の問題にしても、研究の間



題にしても結局、金と人の面での扱いをどのようにしてゆかかということがポイントになるものと思う。勿論限りある人間であるし、金も国の予算という枠があり、その使い方もいろいろあると思われるが、そうすると、必然的に大学の学部構成あるいは学部の内容というものを、大学全体が抱えている、例えば教養部、大学院、あるいは図書館などの問題を、どのようにして学部の問題として取り上げてゆかかということが焦点になるのではないかと思われる。

本日お集まりの先生方は、おそらく大学というものは、こういうものであるというお考えをお持ちだと思う。法律にどう書いてあるからというようなものではなく、大学は後継者を作るために教育をすすめ、また未知未開

のものについての研究をすすめてゆくという基本的な本質は、どのような大学でも変りないと思う。また、大学に特色をもたせることを求めるといってお話があったが、いろいろな大学がそれぞれ特色を持つようになって、それぞれの大学が自分だけで、我々が目指している大学を形づくることは恐らく難しいことであろうと思う。そのためにこそ国立大学が一緒になり国立大学協会というものを作っている意義があるものと思っている。

概ね以上のような討議が行われたのち、平野会長から、今回は初めての試みであったが有益な意見を伺うことができたので、今後もこのようなパネル形式による会をつづけてゆきたい旨挨拶があり、閉会した。

---

日時 昭和56年11月13日(金) 10:00~15:00

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(説明者) 大学入試センター中村管理部長

(事務連絡) 森嶋人事課任用班主査、齊藤大学課長、井上学生課長、植木会計課長、川村学術課長、田保橋情報図書館課長、菱村企画連絡課長

---

### 第36回事務連絡会議

開会に当たり平野会長から次のような挨拶があった。

事務局長各位には平素大学運営にご尽力頂き、この機会に学長を代表して厚くお礼申し上げます。

来年度は、0シーリングによる予算編成に加え、新たな第6次定員削減が課せられるという誠に厳しい状況となり、大学運営は一段と困難が増すものと思われるが、今後ともよろしくお願ひしたい。

今総会における議事内容の詳細については後刻事務局長から報告があると思うが、今回は初めての試みとして、2日目の午前中に「大学に

おける研究・教育の現状と問題点」というテーマのもとに、4人の学長(有江北大、川上長岡技科大、飯島名大、谷口兵庫教大)にそれぞれの立場から格調の高い話を伺い、それをもとに全体で討議を行うという機会をもった。この内容については、いずれ会報に掲載されるので、ご一読願えれば幸いである。事務局長の仕事は地味であるが、現実の問題に取り組み、大学の円滑な運営のためご尽力の程お願ひする。

以上のような会長の挨拶があったのち、石塚事務局長より最近人事異動により新たに就任された以下の事務局長の紹介があった。

谷本周太郎（旭川医科大学）  
根本 松彦（東北大学）  
上田 一郎（お茶の水女子大学）  
大石 達郎（京都教育大学）  
山本 一夫（和歌山大学）  
近藤 純一（島根大学）  
初見 忠男（鳴門教育大学）  
大井 久弘（香川大学）  
平松 清（大分医科大学）  
矢尾板末一（鹿児島大学）  
岡田 参郎（鹿屋体育大学）

ついで、竹下事務局次長から配付資料の説明および会議日程の説明があったのち、次のように今総会の状況報告が行われた。

## I 総会状況報告

### 1. 会務報告

初めに石塚事務局長より、今総会では、会務報告に先立って鳴門教育大学および鹿屋体育大学（いずれも本年10月に開学）の当協会加入の件が諮られ、これが異議なく承認された旨報告があったのち、別紙配付資料「第69回総会概況」および「第69回総会国立大学協会事業報告書」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。（詳細は総会議事要録参照）

- (1) 東京外国語大学長の逝去について
- (2) 要望書の提出について
- (3) 昭和57年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について
- (4) カナダ国大学学長の招待について
- (5) 特別会計制度協議会について
- (6) 審議会等委員の交代について
- (7) 日教組との会見について

### 2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙配付資料「第69回総会概況」および「第69回総会国立大学協会事業報告書」にもとづき、総会における議事の概要について次のように説明があった。

#### (1) 各委員会の委員長報告と協議について

前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長よりそれぞれ報告があった。（詳細は総会議事録参照）

#### (2) 昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方に関する中間報告について

これについて猪第2常置委員長より提案され、これが取りまとめの経緯ならびに趣旨の説明があった。そして、これについて協議が行われた結果、この案が承認された。

#### (3) その他

#### 1) 臨時行政調査会におけるその後の審議状況等について

臨調における第1次答申（7月10日）以後の審議状況について沢田副会長（臨調第1部会参与）より、臨調では来年の基本答申に向けて去る9月より4つの部会（第1部会＝行政の基本的あり方、第2部会＝行政組織の合理化、第3部会＝国と地方の行政の関係、第4部会＝特殊法人等のあり方）でそれぞれ検討が始まり、第1部会においては週1～2回のペースで部会がもたれ、目下各省庁からのヒアリングが行われている旨報告があった。また、今後予定される科学技術行政についての審議にあたっては、学術行政の必要性和大学の基礎研究の重要性を認識してもらえよう部会で極力訴えていきたい旨述べられた。

これについて、科学技術行政と学術行政の位置づけ方、科学研究費と科学研究調整費の関

係、大学における基礎研究と応用研究のあり方等について、国大協のとるべき基本姿勢についての意見交換があった。これに対して会長より、臨調に対する対応策を検討する特別委員会（インフォーマルな性格のもの）を設けることが諮られ、これが了承された。

以上で総会第1日目の議事を終了し、2日目の午前中は会長の挨拶にもあったように、「大学における研究・教育の現状と問題点」と題するテーマのもとに4学長の意見陳述とそれにもとづく討論が行われた。また、午後は文部省より関係係官の出席のもとに学長懇談会が開催された。学長懇談会では、文部大臣の挨拶（事務次官代読）があったのち、大学の当面する諸問題について種々懇談が行われた。その内容は、①学術情報システムの開発について、②国立大学合格者の入学辞退率の増加について、③研究教育機関と事務組織の問題について、④日本の学位制度について、⑤国立大学の研究と教育に果たす役割について、等であり、それぞれ学長からの提言に対し文部省関係官から説明があり、意見交換が行われた。

以上で第69回総会の全日程を終え、ついで午後4時半より会長、両副会長、関係委員長が出席して記者会見を行った。

以上をもって石塚事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

---

## II 大学入試センター連絡事項

---

中村大学入試センター管理部長より、共通第1次学力試験に関し次のような説明があった。

事務局長各位には平素より共通入試の実施についてご尽力を賜わり、この機会を借りて感謝申し上げます。

初めに、このたび確定した「昭和57年度共通

第1次学力試験志願者数」について、お手許配付の資料に即してご報告申し上げます。

昭和57年度の国公立大学に対する受験志願者総数は352,743人で、これは56年度に比べ、4,890人の減となった。その内訳は現役が228,778人で対前年度比1,047人の減、既卒者が122,656人で、同じく3,817人の減である。また、全国の高等学校卒業（見込み）者総数145万人に対する現役の国公立大学志願率は15.8%で、56年度はこれの率は16.1%であった。このように、57年の国公立大学志願者数が減少したのは、ここの二年全国的に大学の進学率が低下してきていることの反映ではないかと考えられる。来年度以降の共通第1次学力試験志願者数の見通しであるが、高校卒業生総数の見込みが58年度が152万人、59年度148万人、60年度が丙午出生の関係で137万人に激減するものの、61年度には160万人に上昇し、その後漸増しながら67年度にピークの180万人に達する見込みで、このため今後進学率が急激に落ちない限り58、59年度の志願者数は57年度と同程度、60年度は大幅に減るものの、それ以降は卒業見込み者総数の増に伴って増えていくものと思われる。

次は、試験場設定の割付については、お手許配付の「受験地別志願者数」にもとづいて今後決められることになるが、確定ししだい各大学宛ご通知したい。

次に、共通第1次学力試験実施に関する今後のスケジュール等についてであるが、来る12月25、26の両日に入試実施担当者会議を開催し、試験実施について細部に亙り打合せを行う予定である。また、試験問題用紙の各大学への輸送については、関東周辺大学は来年に入ってからとし、それ以外の地区は年内の12月中旬から10日間くらいの間に行うこととしたいので、よろ

しくご協力いただきたい。

(以上で午前の会議を終了し、午後1時より会議を再開)

### III 文部省連絡事項

文部省から関係官が出席し、それぞれの所管事項に関し概ね次のような説明があった。

#### 森嶋人事課任用班主査

##### ○第6次定員削減計画について

国家公務員の第6次定員削減については、過般(7月10日)提出された臨時行政調査会の第1次答申にもとづき、去る8月25日の閣議においてその基本方針が決定され、さらに9月11日の閣議において各省庁別の定員削減目標数が策定された。その後、文部省ではこれの細部の取扱いについて国大協とも連絡をとりながら関係機関と調整を行った結果、このほどその具体的な内容が確定した。

その全体の概要というのは、第5次定員削減計画(昭和55年度から59年度までの5年計画、全省庁平均4.17%、総削減数22,672人)を56年度で打切り、57年度より新たに第6次定員削減として56年度総定員の5%に当る27,179人を5年計画(61年度完了)で削減しようというものである。

このうち、特別会計関係については全体で3.55%(4,582人)の削減で、これの内訳は、「その他の職員」が平均8.25%(4,189人)、教官・看護婦等が0.5%(教官307人、看護婦等86人)となっている。ただし、海事職、教務、特殊勤務(南極隊員等)については積算上(4.7%)より低率の削減に抑えるため、大部分の大学が実質8.5%程度の削減率になることになる。なお、国立学校設置法機関についても今回削減

の対象に含まれることになったが、これについては別途軽減措置を執る考えである。以上の削減実施方針にもとづき、このほど各大学別削減数(教官を除く)が確定したので、この11月10日付をもって各大学長宛送付した。各大学においては今後、これにもとづいてそれぞれ削減計画を作成のうえ来る12月10日までに文部省に提出願いたい。

#### 斎藤大学課長

##### ○第6次定員削減計画について(教官等)

昭和57年度から実施される第6次定員削減においては、これまで(第3次~第5次定員削減)削減の対象外とされてきた教官および看護婦等の医療職についても削減対象に含まれることになったが、その削減率については配慮が加えられ、全省庁平均5%に対し10分の1の0.5%ということになった。ただし、その削減の割当てにあたっては単科大学や附属学校等の弱小部局については削減率の端数処理上その対象から除外せざるを得ないと思われるので、これらの大学を除いた実質削減率は0.612%という数字になるが、各大学においてはこれをご了承のうえご協力願いたい。

ところで、教官の削減割当てについては、講座もしくは学科目ごとに貼り付けることにならざるを得ないので、ご了承願いたい。なお、定員に伴う当校費についてはこれまでの財政当局との折衝から、57年度については従来的人数にもとづいて配賦される見通しである。ただし58年度以降についても同様の措置が執れるかどうかは問題があると思われる。

次に、看護婦等の医療職についても今回から0.5%の率で削減が課されることになったが、これについては、新規の定員をつけることによ

って削減分をある程度カバーできるように措置したい。

なお、国立学校設置法機関についても今回削減の対象に含められることになったが、これについては学年進行等整備状況等を斟酌のうえ別途救済措置を講ずることとしたい。

#### 井上学生課長

##### (1) 学寮における経費負担区分について

一昨年、学寮における経費負担区分について相当数の大学が会計検査院より不適正の指摘を受けた。これについてその後、関係の大学においてそれぞれ改善の努力が払われた結果、大部分の大学ではその改善がすすんでいるようであるが、なお一部の大学では依然問題点が見られるようなので、これらの大学においてはさらに努力をお願いしたい。なお、改善に当たり、老朽寮の建直し等必要な場合には改築について考慮するつもりである。

##### (2) 学費値上げ反対等のストライキに対する措置について

最近、国立27大学(21大学、47学部)の学生自治会等において、学費値上げ反対等のスローガンを掲げたストライキが決議されている。これまでのところ、各大学ともキャンパスは概して平穏であるようであるが、今後予算編成過程で財政再建施策が公にされてくるにつれ、学園で学生の動きが活発になってくることも考えられるので、学生の指導管理に遺漏のないよう対処願いたい。

なお、国立大学の学費については、先の臨調第1次答申に学生納付金の引上げが触れられているが、文部省では引上げるべきでないとする立場から、今回の概算要求には計上していない。しかし、今回の臨調答申もあって、今後財

政当局との予算査定折衝の場においてその要求が出てくることが考えられる。その場合には国大協とも相談したうえで慎重に対処したいと考える。

#### 植木会計課長

##### (1) 昭和56年度予算の執行について

###### ① 予算の節約について

昨今の国の財政事情から、本年度も昨年度に引続き経費の節約をお願いしたい。これについては本年度の人事院勧告の取扱いが未定のためなお流動的であるが、収収の低迷や予想を上回る災害復旧費の支出などもあり、昨年と同程度の5%程度の節約になるものと思われる。

###### ② 受託研究費等の予算執行について

本年度の受託研究費等の予算執行については、その限度額を民間企業等からの寄付金に見合う額に増額することとし、過般関係大学より提出願った年内計画に従ってその追加配分を行うこととなった。

###### ③ 事務の簡素化について

行政事務の簡素化については広い分野にまたがる問題であるが、このうち会計事務に限れば過去数回に亘ってその簡素化がすすめられ、これ以上の簡素化を行おうとすれば、会計法規そのもの手直しも考えなければならないといっても過言でないというところまできている。しかし、行財政改革の一環として一層事務の簡素化を推進しなければならない状況にあるので、過般開催の経理部課長会議でもお願いしているが、事務局長各位にも適切な案があればご教示願いたい。

##### (2) 昭和57年度予算編成について

昭和57年度文部省概算要求についての査定作業が目下大蔵省ですすめられているが、来年度

も財源確保が困難な状況にあるため、今年度の国家公務員給与の人事院勧告の取扱い如何とも絡んでくることであるが、予算全般に強い圧縮がかかることは避けられないものと思われる。文部省では、このような厳しい状況下における概算要求の中で、特に教官および学生当積算校費については対前年度比2%増の要求を行っている。これは他省庁の直轄研究機関が概ね0%であるのに対し、異例の数字といえるもので、文部省では今後、これの実現に向って最大限の努力を払っていききたいと考えている。

### 川村学術課長

#### (1) 学術審議会の審議情況について

文部省では、学術研究体制の改善についてはこれまで昭和48年の学術審議会の答申に則ってすすめてきたが、最近の激化する社会変動や、科学振興に対する社会的要請の高まりといった状況に対応するため、昨年11月に文部大臣より学術審議会に対し改めて「学術研究体制の改善のための基本的施策」について諮問を行った。その諮問の内容は、①学術研究の計画的推進のあり方、②すぐれた研究者の養成・確保のあり方、③学術研究に対する社会的要請への対応のあり方、④学術研究の国際交流・協力の推進のあり方、の4本を柱としている。そして取敢ず来年1月頃を目処にこれの「中間まとめ」の答申をいただきたいと考えている。

#### (2) 科学研究費補助金の事務執行について

来年度の科学研究費補助金の概算要求額は、政府の科学振興推進政策に伴い本年度より22億円増の380億円という異例の伸び率となった。

ところでこの科学研究費補助金については、従来各大学、国大協からこれの交付時期を早めてほしい旨要望をうけていたが、書類事務処理

の合理化に努めた結果、本年度より5月下旬に交付内定、7月に交付決定とすることとなった。なお57年度については、更に申請書類の記載（研究内容の説明）を簡略化し、研究者の負担軽減も図っていききたいと考えている。

#### (3) 大学の社会的要請への対処について

このことについては、本年7月に学術審議会の専門小委員会より「中間まとめ」の答申を得ているが、その内容の基調となっているのは、大学が学問の自由を基盤としながらどのように社会的要請に対処していくべきかということである。文部省ではこの「中間まとめ」にもとづき産学協同の拡充を図るため、昭和57年度概算要求において、本省内に新しく「研究協力室」の設置を要求している。そして今後、産学協同をすすめていくについてはこれまでの受託研究活動のほか、プロジェクト事業等への国立大学教官の参加（個人）ということにも対応していきたい。ところで、そのプロジェクトの一つに本年度スタートした新技術開発事業団（科学技術庁の外郭団体）による創造科学推進事業（初年度6億円の予算で4つのテーマを研究。1つのグループは20~30人の研究員で構成され、5年間を期限とされている。来年度以降、更に規模が拡充されることになっている）があるが、この事業にはすでに2つの国立大学から教官が参加している。そして今後、国立大学の教官に対しこの種の事業への参加要請がふえることが予想されるが、この点で若干懸念されるのは、公務の服務との関係ということである。そこで、各大学においてはこのようなプロジェクト参加、或いは受託研究についての話が生じた場合には文部省と緊密な連絡を取るようお願いしたい。

## 田保橋情報図書館課長

### (1) 放射性同意元素の取扱いおよび動物実験の安全管理について

放射性同位元素の取扱いについては、昨年一部の大学において発生したR Iの紛失、汚染事故を契機に昭和50年に作られた「安全管理」の見直しを検討することとし、昨年10月にこれの調査研究委員会を設置して検討をすすめてきた。これが去る10月に「放射性同位元素等の安全管理」として報告書にとりまとめられた。そこで、これを去る10月16日付をもって自然科学系学部を有する大学宛送付した。今後、放射性同位元素等の管理にあたっては、これに従って措置されるようお願いしたい。なおこれに関連して、各大学においてはオーバーフロー等の異常が発生した場合には速やかに文部省へご連絡願いたい。

次に、動物実験の安全管理についてであるが、これについては過去、昭和50年～53年にかけて実験動物のラットが媒介する流行性出血熱という病気が動物実験に携わる者の間で頻発し、これによる死亡者も出たことがある。その時は、これの予防対策を講じた結果、次第に沈静化し、その後終息したかに思われていたが、これが最近息を吹き返し、これによる死亡者をまた出した。このため、去る7月10日付でこの流行性出血熱の予防についての通知を医学部、歯学部等を有する大学宛送付した。関係大学においては、この注意を徹底し、もし疑わしい症状が発生した場合には速やかに文部省にご連絡願いたい。

### (2) 学術情報システムについて

学術情報システムの実施については、来年度の概算要求で学術情報センターの創設準備室を要求し、その実現に向って鋭意努力をすすめて

いるところである。そこで、これに関する各大学の対応について二、三お願いしたい。その一つは、学術情報システムの学内のあり方について学内のコンセンサスを得る要があるので、これについてしかるべき委員会を設けて検討を行っていただきたい。次に、各大学の有する学術情報資源を将来、全国共同利用に対応できるようにまず、学内における共同利用の促進を図られたい。このためには学内に分散している図書類の集約化ということも併せて考えられなければならないと思われる。また、大学図書館が目録図書提供のサブシステム機能を有するようになれば、これは同時に学内の省力化にも繋がることになるので、この点から大学図書館の見直し、合理化をお願いしたい。

## 菱村企画連絡課長

### ジャイカ（国際協力事業団）に対する協力について

最近、わが国では発展途上国の人材養成等に対する協力の気運が高まり、これに伴ってジャイカを通して国立大学に対し種々の援助の協力要請がふえているが、これまでに国立大学の教官がこのジャイカを通じて海外に赴いた数は約150名で、逆に国立大学が海外から受け入れた数は約2,000名に近い。そして、最近ではその技術協力の内容が高度化するとともに長期に亘るプロジェクト案件もふえてきている。そこで、国立大学の教官がこれらの協力関係に関与される場合には、①協力案件に関するジャイカとの交渉は大学の事務局を窓口として行ってほしいこと、②ジャイカから国立大学に対し協力要請があった場合には、その内容を文部省にも連絡してほしいこと、③ジャイカからの教官派遣等の協力依頼については本務に支障が生じない

よう慎重に判断にあたってほしいこと、以上3点についてご配慮願いたい。

以上をもって本日の会議を終了した。

---

## 第1常置委員会

日時 昭和56年11月10日(火) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

黒田、長谷、山本、谷、井上、川上、館、吉利、山田(敏)、山村、山田(一)、大藤、岡、福見、石神各委員

下沢、坂井、安盛、望月各専門委員

---

前田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、明日から開催される国大協総会に本委員会の活動報告を行う必要があるため、本委員会が今後どのような問題に取り組んでいくべきか、目下検討中の放送大学の問題も含めてご協議願いたい。

ついては、このことについて過般開催の専門委員会で種々検討を行いそのレジメ(「放送大学について」=高田専門委員作成、「懸案事項と今後のすすめ方(案)」=下沢専門委員作成)を作成願っているため、まず下沢専門委員よりその内容について報告願ひ、それをもとに本委員会の今後の検討課題についてご協議いただきたい。そして、それを明日の総会に報告することとしたい。

以上のように述べられたのち議事に入った。

### 【議事】

#### ◎ 今後の検討課題について

初めに下沢専門委員より、配付資料「懸案事項と今後のすすめ方(案)」をもとに委員会のこれまでの審議の経過、懸案事項等について概ね次のような説明があった。

#### (1) これまでの審議経過について

本委員会の過去10年間の主な審議事項は次のようである。

#### ① 中央教育審議会・高等教育懇談会の報告に対する意見具申について

「高等教育の改革に関する基本構想」(47年4月中央教育審議会答申)、「高等教育の計画的備整について(前期計画)」(51年3月高等教育懇談会答申)に対し、それぞれ答申が出た後に第1常置委員会としての見解を表明し、高等教育の政策の策定に対し要請を行った。

#### ② 大学院問題について

新設大学へのマスターコースの設置促進、総合大学院方式、連合大学院方式によるドクターコースの設置方について検討をすすめた。これは、その後大学院の設置基準および学校教育法の改訂が行われ、これによって各大学にマスターコースの設置がすすんだ。

#### ③ 教官の待遇改善について

教官の待遇改善については以前、第6常置委員会において任期制(8年程度)を導入し裁判官並にその待遇の引上げを図ってはどうかという試案が出されたが、これは国大協全体の賛意が得られず立ち消えになった。



またその後、助手問題について第6常置委員会と合同で検討を行った。この助手の問題については、研究後継者としての本来の助手の待遇改善ということと、助手の中でも技官職に相当する任務にある者の処遇のあり方という二つの側面がある。このうち前者については、「俸給の3等級格付け」ということを提起し、毎年関係方面に提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」の中にも謳っている。また、後者については、「研究技術専門官制度」という別建て職階を提起し、昇給の頭打ちの解消を図ろうとしている。なお、この「研究技術専門官制度」は現在文部省で検討中ということである。

#### ④ 放送大学について

放送大学については、文部省等から説明受けながら協議を行っていて、目下審議継続中である。

#### (2) 懸案事項について

次に、以上の(1)の審議事項のうち、懸案事項として残されていると思われる問題は次のようである。

##### ① 高等教育の整備計画について

目下、高等教育の後期整備計画の見直しが取沙汰されているが、これについて国大協の方から積極的に意見を述べていくかどうか検討の要があると思われる。

##### ② 大学院ドクターコースの設置について

新設大学のマスターコースについては最近その設置が認められるようになってきているが、ドクターコース（積上げ方式）については認められていない。そこで、これの打開策として浮上してきたのが総合大学院方式あるいは連合大学院方式によるドクターコース構想であった。しかし、これについてはこれまで

で総合大学院方式によるものが一、二認められたが、連合大学院（農水産系・工学系）については、農水産系の方が創設準備室が設置されたものの、それ以後具体的進展をみていない。今後これについて本委員会としてどのように対応していくか、あるいはこれとは別の形でのドクターコースの設置が考えられないかということについても検討の要があると思われる。

##### ③ 教官の待遇改善について（特に助手問題について）

助手の問題については、技官的職務の助手については新設を要望している「研究技術専門官制度」の方で待遇改善を図っていく方針であるが、本来の研究後継者としての助手については「3等級格付け」という従来の方針に止まらず、制度的に一步踏み込んで、たとえば「講師化」といったことについても検討してみる要があるのではなからうか。また教官組織全体について制度面から見直してみることも必要かと思われる。

##### ④ 放送大学について

放送大学の問題については、過般の専門委員会で既存大学と放送大学との関係を主に検討が行われ、これを高田専門委員にまとめていただいているので、これを後で報告したい。

##### ⑤ 高等学校学習指導要領改訂に伴う教養課程のカリキュラムについて

高校の新教育課程実施に伴う一般教育のあり方については、本委員会と第2常置委員会および教養課程に関する特別委員会の三者による合同小委員会で検討中である。

#### (3) 国立大学が当面している諸問題（私見）

次は、過般の委員会に私見として提示したもので、「今後の検討課題」を協議する際の参考

までにご覧願いたい。

- ① 人事の停滞と大学の活力の低下
- ② 講座制のメリット・デメリット  
たとえば、講座の名称に縛られて研究体制に弾力性が失われていないか。
- ③ 学際領域の開発・導入に対する諸障害  
(例)

学際領域の学部教育のあり方について  
科研費、科学技術庁補助金等の研究費の  
配分のあり方について

- ④ 共通1次試験の導入に伴う大学間格差（輪切り現象の顕著化）の問題
- ⑤ 大学間の格差是正と悪平等とのバランス  
(例)

先端的研究の実施機関

- ⑥ 国際協力に関する種々の障害  
(例)

外国人の宿舎

事務機構の整備

長期の滞在・派遣に対する制度上の措置

#### (4) 提 案

これは私見であるが、以上の問題については概ね昭和46年6月に国大協大学運営協議会で作成した「大学問題に関する調査研究報告書」の中に盛られているので、これの見直しを行うことを手始めに本委員会の「今後の検討課題」を絞っていったら如何かと考える。

以上のような報告および説明があったのち、概ね次のような意見の交換があった。

- 過去において講座制のもつメリット・デメリットといったことについて検討したことはないのだろうか。
- それについては大学紛争当時、大学運営協議会で「大学改革」について種々検討された際に議論となったことがある。その時の意見

の方向としては、講座制はその人的構成および研究施設が固定されその運用が閉鎖的であるので、その弊害を除くため、教授・助教授の差別をなくし一つの講座は一人の教授によって代表される「新講座」（必要に応じてこれにフェローを置く）制に変えてはどうかというのであった。しかし、それは国大協全体の合意が得られず、そのため棚上げの形で今日に至っている。

- 新設大学への博士課程の設置については、大学が資格要件を満たしていても文部省はなかなかその設置を認めようとしないので現状である。
- 総合大学院や連合大学院構想についてその後何か新しい動きは見られるであろうか。
- 連合大学院構想については、その後その設置形態を拠点大学方式（例えば四国では、愛媛大学の農学部博士課程をのせて、それに香川大学や高知大学から教官が参画する）に変更して、本年度の概算要求が提出されている。
- その大学院構想では、施設の整備が拠点大学に限られること、旅費の手当特に大学院生に対するその支給が困難であること、など管理運営上の点で依然として問題点が残されている。その点、総合大学院構想の方にはそういった問題点はないと思われるが、昨今の国の財政事情と相俟って、やはりその設置に対して文部省の姿勢は消極的のようである。
- 研究後継者の養成という点からも新設大学に博士課程が設けられることが望ましい。もし、連合大学院方式や総合大学院方式による設置がどうしても難しいものなら、これとは異なる形の博士課程が考えられないものであろうか。

- 助手問題については、「3等級格付け」という方法でその待遇改善を図るということ以外に、制度の面から助手の「講師化」を図ることの是非についても検討する要がないだろうか。
- 過去において、助手の講師振替えが本人限りということではあったが、例外的に認められたことがあった。
- 以前、教官の任用について一定の期間（8年程度）を定める契約制の導入のことが論議された際、助手についてもその任用に一定期間（3年程度）の契約制を導入し、名称もその職務にふさわしく「研究員」といった名称に改めてはどうかということが論議されたことがある。
- 助手の講師化については「教育への参加」とい観点からこれを希望する声がある。それというのも、相当の年齢に達し講義担当能力も十分に備えていながら、制度上正式には講義等の教育指導ができないためである。
- その助手の講師化を学内発令で措置できるようにしてほしいという希望も強い。
- それは、能力のある者に途を拓くことにはなるが、これが安易に行われると、大学の活力にマイナスの作用を及ぼす恐れも生じてこよう。
- 助手のうち文科系のその任用はほとんど2～3年の期限で契約が行われていて、長期に亘って在職するケースは少ないようである。一方、理科系のそれは、学問の性格もあるのであろうが、長期間に在職する者が相当数いるようで、その中には、先に第6常置委員会と合同で検討のうえ文部省に提起した「研究技術専門官制度」の方に移行した方がベターと思われる者もいる。

- 助手問題について、本委員会として今後どのような方針ですすめていくか検討の要があるが、場合によっては再度第6常置委員会と合同で検討することも考えられよう。
- 高校学習指導要領の改訂に伴う大学の一般教育の問題については、すでに本委員会と第2常置委員会および教養課程に関する特別委員会の三者による合同小委員会が何度か開催され意見交換を行ったが、具体的な検討は新しい教科書の刊行をまっけて行うことになっている。

ここで、下沢専門委員より、過般の専門委員会（10. 21）で検討した「既存大学と放送大学の関係」について、その審議内容をまとめた高田専門委員作成のレポートをもとに概略次のような説明があった。

放送大学は完成時で約30,000人（1学習センター5,000人）の在学が予定されており、スクーリングの際には1学習センターにつき毎日700人程度の学生の受講が予想されている。これにより放送大学が既存大学に及ぼす影響として考えられることは、人的な面からは、相当数にのぼる教員の派遣（専任教員＝本部45名、学習センター5名×6カ所、その他客員教員、非常勤講師）の問題がある。この場合、教員の放送大学への参加は、放送大学と当該教員（非常勤講師）およびその属する大学・学部の間の問題であるが、ただ専任教員については任期制が予定されているので、任期終了後の処遇の問題について予め検討しておく必要があると思われる。次に施設面からは、学習センター建設用地の提供、放送大学生の図書館の利用、体育実技施設の提供等の要請が考えられるが、既存大学にこれを受け容れるだけの用地や施設体制が整っているかどうか疑問がある。また、制度・カ

リキュラムの面からは単位互換、編入学の問題などの問題が指摘されている。

以上の説明に対し次のような意見の交換があった。

- 放送大学の問題は、実質的には放送大学と関係大学間で協議されるべきことであるが、本委員会として放送大学をどのように位置づけるか明確にしておく必要がある。
- 高等教育行政の問題について、国大協はこれまでどちらかという受身の姿勢で対応していたが、この問題について今後、国際情況を展望しながら、こちら側からも積極的に意見を表明していく必要もあるのではなからうか。
- 「国立大学が当面している諸問題（私見）」の①，②，③は大きく一つに括ることはできないものであろうか。
- その④の「共通入試実施に伴う大学間格差」の問題については、第2常置委員会に属する問題とした方がよいと思われる。
- 科研費については、その総体自体が低いうえに配分も旧帝大系に偏る傾向が見受けられる。これについては従来、格差是正という観点から問題点が指摘されているが、一方、先端的研究とかプロジェクト研究への重点配分の必要性ということもいわれている。科研費の配分の格差是正は難しい問題と思われるが、いずれにしろ科研費そのものの増額を図っていく必要がある。

次に、研究者の待遇改善についてであるが、国立大学の教官と他省庁直轄研究所の研究者の俸給を比べると、前者が後者より劣っている実態がある。これは制度上の違いからくるものであろうが、是非改善されなければ

ならない問題である。

- 国際協力に関することであるが、わが国では外国人留学生、特に大学院生の受入れ体制が欧米諸国に比べ見劣りがする。我々日本人の国際感覚を養成するという点からももっとこの受入れ枠の拡大を図るべきであろう。
- 国費留学生以外の留学生についても授業料の減免措置などを取り入れて、もっと留学生の受入れ体制を整備する必要があるのではなからうか。
- 大学院レベルの留学生の数は、筑波大学など特定の大学を除くと、全体としてはここ何年か増えていない。これは、アメリカなどの方が博士の学位取得が比較的容易で、またアフタケアなどもよいのに対し、日本では依然として博士号の取得が容易でないということにもよるのではないだろうか。この点について留学生から、別枠による博士課程を考慮してほしいという希望が出されている。
- その問題については第5常置委員会に属する事項と思われるので、第5常置委員会の方と連絡をとりたい。

以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、本日の会議を終了した。

本日は、本委員会の「今後の検討課題」について、過去に行った審議内容を振り返りつつご意見をいただいた。これまでの議論から、今後の本委員会の検討の方向としては「大学の研究教育機構」ということが大きな枠と考えられるが、今後これを具体的にどこに焦点を絞って検討をすすめていくかについては、専門委員の意見も聞いたうえで決めたいと考える。

なお、放送大学の問題については今後、小委員会においてさらに検討を続けたい。

日 時 昭和56年10月19日(月) 14:00~17:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 斎藤委員長

猪, 吉田, 帷子, 伊藤, 秋田, 福田, 金子,  
五十嵐, 丸井, 井沢, 脇坂, 谷口, 深瀬, 片山,  
井上, 松山各委員

小林, 猪岡, 松井, 金子各専門委員

(オブザーバー) 宮崎新潟大学教授(入試教科目  
改訂専門委員会委員)

(大学入試センター) 加藤所長, 中村管理部長

## 第2 常置委員会

斎藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 新たに就任された  
次の委員および専門委員の紹介, ならびに本日  
オブザーバー参加の宮崎新潟大学教授(入試教科  
目改訂専門委員会委員)の紹介があった。

(委 員) 井上 順吉(九州工業大学長)

(専門委員) 松井 栄一(京都教育大学教育  
学部教授)

(専門委員) 金子 照基(大阪大学人間科学  
部教授)

### 【議 事】

#### 1. アンケートのまとめおよび中間報告の作成 について

初めに猪委員より次のように述べられた。

来る秋の総会に提出する予定の「昭和60年度  
以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等  
に関する中間報告(案)」の取りまとめについ  
て, 本委員会に先立ち午前開催した中間報告案  
起草委員会において「昭和60年度以降の共通第  
1次学力試験の出題教科・科目等に関するアン  
ケート調査」の集計結果を踏まえ協議を行った  
結果, これがほぼまとまったので, これについ  
て本日ご協議願って本委員会案を取りまとめ,  
これを理事会に諮ったうえ総会に提出すること  
にしたい。まず松井専門委員よりその内容の説

明をお願いする。

ついで松井専門委員より, アンケート調査集  
計結果および中間報告案について, 配付資料を  
もとに概ね次のような説明があった。

まず, アンケートの集計結果からご報告する  
と, Iの「出題教科・科目」についての各大学  
(93大学)の原案(「昭和60年度以降の共通第  
1次学力試験のあり方」に表示された教科・科  
目)に対する賛成率は, 国語, 数学, 理科, 外  
国語の4教科についてはそれぞれ97, 87, 86,  
90%という高率を得た。しかし社会のそれは62  
% (58大学)にとどまり, 原案に対する修正意  
見は20大学より出されている。その修正意見の  
内容は区々で特定の方向性は見出せないもの  
の, この提出意見に対して今後何らかの検討を  
加える必要があるのではないと思われる。

IIの「試験形式」については, 単一形式を前  
提とした設問の仕方であったが, 過半数を超え  
る53大学が「意見なし」で, 「意見あり」とあ  
った中では, 文系・理系のコース別出題, 複数  
型(メニュー, アラカルト)等の希望意見があ  
った。

IIIの「実施上の諸問題」については, 分類別  
にすると, 出題教科・科目について, 出題につ  
いて, 選択科目間の得点差の調整について, 自  
己採点について, 輪切り・序列化について, 傾  
斜配点について, 実施期日について, 試験場に

ついて、入試制度について等の諸項目に関し47大学より意見があった。

次に、中間報告案については、原案（松井専門委員作成）を叩き台にして中間報告起草委員会および小委員会において検討した結果、これを「主文」（「出題の形式」および「出題の教科・科目」に関して簡潔に表示したもの）と、「説明資料篇」（原案を改編・修正したもの）との二部で構成することとした。

そして、この協議の結果にもとづき作成した主文（案）の内容は次のとおりである。（ここで松井専門委員作成の主文（案）の朗読があった。）

I 「出題の形式」については、単一の試験出題形式とする。

II 「出題の教科・科目」については、①国語は、「国語Ⅰ」と「国語Ⅱ」をあわせて「国語」として出題、②社会は、「『現代社会』と「倫理」及び「政治・経済」を合わせたもの」、「日本史」、「世界史」及び「地理」の4科目として出題し、「『現代社会』と「倫理」及び「政治・経済」を合わせたもの」1科目と、「日本史」、「世界史」及び「地理」の3科目のうちから1科目を選択し、計2科目を解答させる。（注記＝略）。③数学は、「数学Ⅰ」と、「数学Ⅱ」と「確率・統計」、「代数・幾何」及び「基礎解析」の共通部分を合わせて「数学」として出題する。（注記＝略）。④理科は、「理科Ⅰ」、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の5科目を出題し、「理科Ⅰ」1科目と、「物理」、「化学」、「生物」及び「地学」の4科目のうちから1科目を選択し、計2科目を解答させる。⑤外国語は、「英語Ⅰ」と「英語Ⅱ」を合わせた「英語」と、これに準じた「ドイツ語」及び「フランス語」の3科目を出題し、1科目を選択解答させる。

以上が主文（案）の内容である。

次に、説明資料篇の改編・修正の内容は次の通りである。

まず、内容構成についての変更は、中間報告原案3頁のⅠ「新高等学校学習指導要領に基づく教育課程とそのとらえ方」をⅡとし、5頁のⅡ「共通第1学力試験の試験形式等」をⅠとして入れ替える。同じく5頁の下から13行目の「なお書き」以下最下行（職業高校の代替科目について、過年度の高校卒業者に対する別途措置についてなど）までについては、「Ⅳその他の諸問題」として新たに柱を設ける。

また、記述についての修正点は、「Ⅲ出題の教科・科目」の項の社会の科目に関し、①「4科目から任意に2科目を選択解答させる案を第2案として検討する」旨の記述（7頁1行目）は、昨秋総会で決定した「基本方針」に抵触することが考えられるので、これは削除する。但し、今回のアンケート調査集計結果の報告の中でこのことに触れることとする。②これに関連する「まえがき」中の4頁の上から10行目以下6行の記述も削除する。③同じく社会の出題に関して、「大学入試センターの作題委員会に具体的な出題内容について検討を依頼する」旨の記述（7頁下から3行）は、社会のみならず他の4教科についてもいえることであるので、これは教科全体にかかる文章に修正し、新たに設ける「Ⅳその他の諸問題」の項で触れる。④数学の出題科目及び解答の方法の表記（8頁3行目）については、主文の表記と同じスタイルに改める。⑤同じく数学の出題科目についての「なお書き」（8頁）以下5行で、数学については「2次試験で論述試験を課すことが適当であろう」とある記述は、それぞれの大学の判断に依って行われるべきであるという意見が多

く、この記述は削除する。⑥以上の修正のほか、共通1次入試の実施時期の再検討についても「IVその他の諸問題」の項で触れておく必要があると思われる。

以上のような報告ならびに説明があったのち、これに関連し、大学入試センターの加藤所長より概ね次のような説明があった。

大学入試センターの試験教科目等調査研究委員会では、中間報告の内容に関して原案作成の段階で種々議論を行った。その際の論議の中で、数学の出題科目の表現の仕方について、「確率・統計」、「代数・幾何」、「基礎解析」の選択科目の問題が数Ⅱのレベルの問題であることがはっきり判るような表現にすべきではなかろうかという意見もあって、中間報告案にある表現に落ち着いた経緯がある。その点、主文(案)の数学の記述は問題のレベルの点がやや不鮮明になるきらいがあると思われる。また、社会の出題科目について、ただいま松井専門委員より説明があったが、20大学から修正意見が寄せられたことに伴い、原案に近い形で「4科目中任意の2科目を選択させる方式」についても検討の余地があるのではなかろうかという意見も出していた。

次に、「IVその他の諸問題」に関連してご報告すると、職業高校における代替科目の問題については目下試験教科目等調査研究委員会において検討中で、今年度末か来年度初めには代替科目案を入試教科目改訂専門委員会に提示できる見込みである。また、共通1次入試の実施時期の問題、志望校の決定時期(出願の時期とも関連する)の問題、教科目間の平均値差の問題等についても検討に着手していることも併せてご報告する。

以上の説明があったのち、配付資料をもとに種々意見交換が行われた結果、起草委員会および小委員会における修正点のほか、主文の見出し「I出題の形式」を「試験の形式」に改めること、説明資料の「まえがき」の文章を整理することなどが決められた。

以上をもってアンケート調査および中間報告案についての協議を終了し、本日の協議の結果を踏まえ中間報告起草委員会で「中間報告」作成作業をすすめることとした。

## 2. その他

### ①共通第1次学力試験の試験場の問題について

これについて委員長より次のように述べられた。

共通第1次学力試験の試験場の変更については、「試験場問題に関するガイドライン」(2・18理事会了承)に沿って措置されることとなっているが、これに関して大阪大学長より第2常置委員長宛に「大阪大学では共通第1次試験の際、公立高校を試験場に借用しているが、諸般の事情からこれを市内に確保することが困難なため、共通1次試験発足当初より大阪市外の高校にも試験場を設定している。そして来年度も引続き市外の高校を借りなければならない状況にある。これは先のガイドラインに抵触することになると思われるが、以上のような事情から大阪府における試験場の設定については、来年度についても現行と同様の体制を執ることをご了承願いたい」旨の文書が届いているので、これの取扱いについてご協議願いたい。

これについて協議の結果、「試験場問題に関するガイドライン」の原則は今後も堅持することを確認し、大阪府の場合には、毎年市内に高校を借用することが困難な事情にあること、

および当初より府レベルで実施していること、  
などから特例としてこの申出を認めることとし  
た。

◎昭和57年度共通第1次学力試験出願状況につ  
いて

このことについて加藤大学入試センター所長  
より、配付資料「昭和57年度共通第1次学力試  
験出願状況」をもとに56年10月17日現在の出願  
者数等について説明があった。なお、これの最  
終確定数の発表は来る11月初旬に行われる予定

である。

以上の協議のほか委員長より、今回のアンケ  
ート調査の結果および中間報告案の概要につ  
いて文部省記者クラブより当委員会に会見の申入  
れがあったので、委員会終了後記者会見に応じ  
たい旨諮られ、これを了承した。

以上で本日の協議を終了し、最後に委員長よ  
り退任（10月23日）に当たっての挨拶があり、  
これに対し猪新潟大学長（次期委員長）より、  
謝辞が述べられた。

---

## 第2常置委員会

日 時 昭和56年11月10日(火) 13:30~15:30

場 所 学士会分館8号室

出席者 猪委員長

吉田、帷子、伊藤、秋田、松田、金子、五十嵐、  
丸井、井沢、脇坂、谷口、幡、井上、松山各委員  
宮崎、猪岡、松井各専門委員

(大学入試センター) 加藤所長、中村管理部長

猪委員長主宰のもとに開会。

議事に入るに先立ち、委員長より、新たに就  
任された松田委員（東京工業大学長）および宮  
崎専門委員（新潟大学教授）の紹介があった。

### 【議事】

◎ 中間報告のまとめについて

このことについて委員長より次のように述べ  
られた。

来る秋の総会に提出する予定の「昭和60年度  
以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等  
に関する中間報告（案）」については、前回の委  
員会（10月19日）での意見を基に原案の整理を  
行い、それを10月29日開催の理事会に提出して  
説明を行った。これに対し若干意見があり、特  
に原案の「主文」の部分については、単に「出  
題の教科・科目」を提示するに止まらず、その

結論に至った経緯や考え方の要点の説明も加え  
た方がよいとの意見であったので、その意見に  
基づき「主文」の冒頭にこれを掲記することに  
した。これに伴って「主文」に対する「説明  
書」の初めの部分が若干変更されたが、これの  
中身については従前のものと変りはない。ま  
た、この「説明書」は「主文」に関する経緯、  
解説を記したものであるので、「主文」と一本  
にして扱うことが了承された。なお、この「説  
明書」という表現は適当でないとの意見もあ  
ったので、これを「試験形式と出題教科・科目等  
について」という表題に改めた。以上のような  
経過で本日配付の「中間まとめ」の原案がまと  
まったので、これについてご審議をお願いした  
い。

以上の経過説明があったのち原案の審議に移  
り、原案を逐条的に朗読しつつ検討を行った結



果、下記の諸点を修正して成案を得たので、これを総会第1日の昼休中に開催される理事会に

諮って了承を得たうえ総会に提出し、承認を得た後これを公表することとした。

ページ	行	原 案	修 正 案
3	13 14 "	、現行の 考えていたが、 新しい教育課程の必修科目	、現行の場合 考えているが、 新しい教育課程の場合はその必修科目
4	17~18 5 15	措置がとられることとされているので、 現行の制度においても、 準必修とされている	措置がとりうることとされているので、 現行の制度において行われているように、 準必修と扱われている
5	下2 1 下1	かなり異なっている。 を学習させようとしているなど、 「数Ⅰ」だけの履修でとどまることも可能と なっているが、	かなり異なっている。 をも学習させようとしているなど、 「数Ⅰ」のみを必修科目としているが、
7	8 10 下1	高校における「英語」の 「ドイツ語」及び「フランス語」 今後、刊行される教科書等によって具体的な 出題についての検討は大学入試センターにお いて行う。	高校における英語の 『ドイツ語』及び『フランス語』 、具体的な出題についての検討は、今後、刊 行される教科書等によって大学入試センター において行う。

なお、この審議の過程で①「外国語」の試験にヒヤリングを取り入れる問題、②「社会」の選択科目の履修年次と出題との関係の問題、③職業高校出身者に対する代替科目の問題、④旧課程卒業者に対する経過措置の問題、等について若干意見が交された。

ついで、この「中間まとめ」を公表した以後、来年秋の総会に「最終報告」を提出するまでの作業の段取りについて協議が行われ、次のような意見が述べられた。

- ① 高校側に対しこの「中間まとめ」を周知させる必要があるが、当面は入試センター内に設けられている高校側との連絡機関である「総合部会」に報告すればよいと思う。
- ② 共通入試を発足させた際には、その構想についての中間報告案が出された段階で高校側にその内容を説明して意見を徴しているの

で、今回これを改訂するに当たっても、その前例に倣って各ブロック毎に高校関係者に対する説明会を開催することにした方がよいであろう。その時期は「最終報告」作成の関係を考慮すると、来年6月総会前頃が適当と思われる。

- ③ 公立大学側の意向もきく必要がある。

以上で「中間まとめ」に関する審議を終わり、ついでこれに関連する問題について自由討議が行われ、主として「試験の形式」および「出題の教科目数」の問題（高校教育の多様化と関連して）について意見交換があった。

最後に加藤入試センター所長より「昭和57年度共通第1次学力試験志願者数」について、資料に基づいて説明が行われ、本日の会議を終了した。

## 入試教科目改定専門委員会

日時 昭和56年10月14日(水) 14:00~16:45

場所 国立大学協会会議室

出席者 齋藤委員長

猪, 喜多, 帷子, 高野, 安倍, 福原, 奥田,

丸井, 宮崎, 松井, 片山, 吉村各委員

(大学入試センター) 中村管理部長

齋藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられたのち議事に入った。

本日の議題については、本会議に先立って去る10月8日に小委員会を開催し、各国立大学から回答を得た「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目等についてのアンケート調査」の集計結果について松井委員より詳しい報告を受け、それをもとに予備的検討を行っている。そこで本日は、このアンケートの集計結果について再度松井委員より説明を伺ったうえ、この取りまとめについてご協議いただきたい。また、これを踏まえて来る11月総会に提出する予定の「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方についての中間報告(案)」の取りまとめ方に関してもご意見をいただきたい。

### 【議事】

#### ◎ アンケートのまとめおよび中間報告(案)のまとめ方について

初めに松井委員より、「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目についてのアンケート調査」の集計結果について、配付資料をもとに概ね次のような説明があった。

今回のアンケート調査の回答は、10月7日の集計整理の時点で92大学(1大学未着)より寄せられた。

その回答の集計結果をアンケートの設問の順を追ってご報告すると、Iの「出題教科・科目」については、当方から提示した原案(「昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」に表示された教科・科目)に対する各大学の賛成率は、国語が89大学で96.7%、社会が58大学で63.0%、数学が81大学で88.0%、理科が80大学で86.9%、そして、外国語が83大学で90.2%という結果で、社会以外の4教科については高率の支持が得られた。なお、社会については、19大学(20.6%)より修正案が寄せられたが、その修正案の内容は分散していて特定の方向性があるとは認められない。しかし、この原案に対する修正意見については今後検討を要すると思われる。

以上の説明について、概略次のような意見交換が行われた。

○ このアンケート調査の集計結果からみて、当方から提示した出題教科目案は全体として各大学の支持を得られたものと思われる。ただ社会については、当初よりある程度予想はしていたものの、原案に対し相当数の批判が寄せられているので、これについて今後どのように対応するかが一つの問題点と思われる。

なお、これに関連することであるが、新高等学校学習指導要領の実施によって、大学側では学生の学力水準の低下を危惧する論議が

行われているが、それが共通1次試験がレベルダウンするから第2次試験を強化するという方向に進むとなると、今回の学習指導要領改定の趣旨を没却することになる。それで、この改訂の趣旨を尊重し、かつ現在の学力レベルを維持しようとするなら、大学における一般教育の問題をその組織・制度あるいは財政的な面からも検討する必要があるのではなからうか。

- 高等学校学習指導要領改定に伴う一般教育の問題については、これまで第1常置・第2常置・教養課程特別委員会の三者で構成する合同小委員会で検討が行われてきているが、これに関連する当面の問題として職業高校出身者の受験に対する代替科目の問題がある。
- 職業高校出身者に対する代替科目の問題については大学入試センターの試験教科目等調査研究委員会で検討の緒についたばかりであるが、共通1次試験の選択科目における職業高校出身者に対する代替科目については限界がある。いまのところ相応しい代替科目としては商業科における簿記、工業科における工業数理を数学に代替できるのではないかと考えられる程度である。
- この代替科目の問題については、「中間報告」のまとめの段階ではまだ結論は無理なので、「中間報告」では検討中であることを明記しておく要があろう。

ここで、配付資料『「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目に関するアンケート」Ⅱ（試験形式）及びⅢ（実施上の諸問題）についての意見（概要）』について、大学入試センターの中村管理部長より概略以下のような説明があった。

設問Ⅱの「試験形式」については、アンケートでは単一形式を前提とする設問となっているが、92大学中（1大学回答未着）53大学が「意見なし」の回答で、一部の大学・学部から、文系・理系のコース別出題、複数型（メニュー、ア・ラ・カルト）等を希望する回答が寄せられた。設問Ⅲの「実施上の諸問題」については、自由記入ということであったが、46大学（延べ数）より、出題教科・科目について、出題について、選択科目間の得点の平均点の差について、自己採点について、輪切り・序列化について、共通1次試験の利用（傾斜配点）について、実施期日について、試験場について、入試制度全般について等の意見が寄せられた。

以上の説明について次のような意見交換が行われた。

- このアンケート調査のⅡおよびⅢに寄せられた回答をみるかぎり原案が十分理解されているとは思えない点がある。その点から、「中間報告」の中で、①試験の形式をなぜ単一方式としたかその理由（コース別やア・ラ・カルト方式によると、受験生が選んだ受験科目と大学側が検査したいとしている科目との間に齟齬が生ずる場合があり、受験する大学・学部の選択の幅が狭くなるなどのデメリットがあることなど）、②職業科高校に対する配慮の問題点（学力レベルの点で、入試段階だけに止まらず、入学後の一般教育にもかかわってくる問題があること）、③選択科目間の得点（平均点）の差の補正の問題点（科目間の出題の難易度にかかわりがあり、また選択した受験生の学力差にも関係があること）、④同一教科の科目間では傾斜配点を行わないこと理由（2科目選択の一方の科目の成績

だけを見ることは2科目を課する趣旨に反する) などについて改めて説明しておく必要があると思われる。また、これは今後の検討事項として、共通1次試験の実施時期の問題、入学開始時期の問題等についても触れておいた方がよいのではなかろうか。

ところで、「アンケート調査のまとめ」としては、Ⅰの「出題教科・科目」の集計結果が主になるかと思われるが、これにⅡおよびⅢに寄せられた意見をもう少し整理したうえ取りまとめ、第2常置委員会に提出することとしたいが如何であろうか。

- 来る11月総会で公表を予定する「中間報告」の取りまとめを来週19日開催する第2常置委員会の小委員会および本委員会で行うので、本日はその素案づくりのための方向を決めていただきたい。
- 「中間報告」は3部で構成してはどうか。まず初めに「総説」として、この中間報告を出すに至った審議の経過を主に、試験の形式、そして目下検討中の職業科の代替科目の問題について記す。次に「出題教科・科目案」を示しそれぞれの内容を詳しく説明する。最後に「実施上の問題点」として、今後検討を要する点の基本的な方向についてコメントする、という形ではどうであろうか。
- その構成そのものは3部構成とするとして、①「前文」は、審議の経緯、共通1次試験と2次試験のかかわり、学習指導要領に対

する考え方等を記し、②「主文」で、出題教科目の内容と、これに補足として「職業科の代替科目」、「実施上の問題点」を付記する、そして、これに③「資料」として、先のアンケートの集計結果を添付してはどうであろうか。

- 来る11月総会でこの「中間報告」が了承されたなら、これを公表し、各大学より改めてこれに対し意見を求めることにしたい。そして、その結果、特に必要があれば、来年春の総会においてこれに多少の手直しを施すこととしてはどうであろうか。
- 「中間報告」を公表した段階で、高校をはじめ広く関係者から、これに対する意見を聴取する必要がある。

概略以上のような意見の交換が行われた。

その結果、①「アンケート調査」のまとめについては、アンケートの設問ⅡおよびⅢの回答内容をもう一度松井委員の手で整理しなおしたうえ、次回の本委員会に提出することとし、②「中間報告(案)」の取りまとめについては、来る19日に開催する小委員会および本委員会において協議するが、当日両委員会に先立って中間報告(案)起草小委員会(斎藤委員長、猪、帷子、秋田、安倍、宮崎、丸井、片山、松井各委員で構成)を開き、そこで本日の議論を踏まえ「中間報告(案)」の基礎となる素案をまとめることとした。

### 第3常置委員会

日時 昭和56年10月20日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

小池, 木下, 世良, 須甲, 柳田, 林, 水野, 南,  
沢田, 永松各委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より次のように挨拶があった。

本日は先般行った留年問題に関するアンケートの集計結果がまとまったので、先ずこれについて水野委員より説明を願い、これに対するご意見を伺うとともに、これを基に今後この問題をどう進めていったらよいかについてもご討議をお願いしたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

#### 【議事】

#### ◎ 「留年問題に関するアンケート」のまとめについて

これに関して水野委員より、配付資料「各項目別の集計表」を基に詳細な説明があった。

ついで委員長より、このアンケート調査によって一応留年の実態がある程度把握できたが、来る11月総会に報告する際このままの形の資料でよいかどうか、また本問題を検討する上で更にデータを必要とするかどうか、についてもご意見を伺いたい、と述べられた。

これについて次のような意見交換が行われた。

- この集計表によれば、4年制大学における大多数の大学ではその在学年数を8年間としているという結果が見られるが、その場合の

在学年数別の留年者数というのは調べられないか。

- 在学年数別の卒業時の残留率を出すことは、残留率の定義がまだ不統一なので、誤解を生ずる懸念がある。
- 残留者の状態を見ると、6年間以上在学した残留者は単位不足で卒業の見込みがないと思われる者が多い。そこで、これを5年間で除籍処分にしてもよいようにも考えられるが、どうであろうか。
- 現在、在学年数を6カ年と決めているのは教育系の大学に多い。なお、今回集計して感じたことであるが、残留率が高い低いということよりもどのような学生を残留させているかというその内容の方がむしろ問題ではないかと思われる。大学によって単位認定の方法が異なっているなどの事情もある。
- 留年の理由には単位不足、大学院進学、司法試験受験のためなど、いろいろ事情がある。
- 留年する者の内容には、意図的に残留するという者が多いのではなからうか。まじめに勉強しておれば卒業できないはずはない。その証拠には、留年者の就職が不利ということになると、残留者の数が目立って減少する。
- 最近委員になった関係で、当委員会がこの留年問題を取り上げた趣旨がよく分からないが、最終的にこの留年問題をどのようにまとめようとするのか。
- 留年問題については、どの大学でも残留率

の低下を望み、またそのような努力もされている。それに対し、各大学の状況がどうなっているかの情報提供をすることも意味があると思う。それと、例えば修得単位のチェックポイントの数と留年率と相関関係があるかどうかということも関心のあるところであるが、今回の調査結果では両者の間に必ずしも相関関係があるとは言いきれない。そのような情報提供も各大学には参考となるであろう。留年の功罪ということは一概に言えないが、大学としての制度的側面からすれば留年は抑止した方がよい。それで、留年者を減らすための何らかの提言ができるならば、そのようなこともしたいと考えている。

- この留年問題を取り上げた経緯について一言すると、当委員会が最近検討してきた問題としては課外活動の問題、学寮の問題などがある。しかし、これらの問題は学生全体を対象にした問題というものではない。第3常置委員会が取扱う本来の問題は、全般の学生を対象にした補導の問題である。そこで、この辺で一般学生を対象にした問題に取り組んではどうかとの意図もあって、この留年問題の検討ということになったわけである。
- 東京近郊の大学においては、第2志望で入学してくる学生が多いというためか、多くの者が単位も取らないで留年しているという状況がある。しかし、留年者が増えると一般の学生の勉学の志気にも影響をおよぼすので、これを放置しておくわけにはいかない。いろいろな事情で1~2年の留年は止むを得ない場合もあるが、この留年問題について何か理論の通った見解でも出せるとよいと思う。
- 留年の内容には計画的なもの無目的のものがある。その原因を詰めることも重要であ

る。

- 学則の再検討をした際に従来8年間であった在学年数を6年間に短縮してはどうかとの案が出たが、それに対し学生対策として行おうかとか、あるいは留年する一部の学生のために従来の学則までを改める必要はないのではないかというような意見などがあつた。そこで、国大協の方で在学年数に対する、ある見解でもまとめられるようであれば、大学にとっても有益であろう。
- ある新設医科系の大学の例であるが、教官が従前の医学生に対すると同じ気持で学生の成績を評価したところ点数が極めて悪く、留年率が非常に高くなった。そのうち教官の方でも現在の学生の質の程度に馴れてきて、高かった留年率が徐々に低下しつつあるという現象がある。このようなことから、留年率については大学内部の問題として、まだ考えるべき問題があるのではなからうか。
- この集計表において留年率が41~45%という学部が見受けられるが、このデータを生(なま)のまま出してよいものであろうか。
- 日本の大学は入学するには苦勞するが、卒業するのは容易にできると言われている。それなのに留年者が増えるということはどう考えたらよいか。
- アメリカの理科系の学生についての例であるが、4年制大学でストレートに4年間で卒業できる学生は優秀な学生であり、普通は5年間で卒業する。長くて6年間までであつて、それ以上になると、自分から退学をしていく。そのように学生自身が勉学について厳しい意識をもっている。その点が日本の学生とは違っている。このような点を大学の教官も認識する必要がある。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

この留年問題についての本委員会としての今後の作業の進め方についてであるが、一つにはこの調査結果のデータを各大学に提供して参考に資するということもあるが、さらに進めて留年問題についての対策的な提言をするということも考えられる。それらの点についてご意見を伺いたい。

これについて次のような意見が交された。

- 来る11月総会には、当委員会として留年問題について何かまとめたものを報告しようという考えがあるのであろうか。
- 11月総会では、このアンケート結果のまとめを報告しようとは考えていない。しかし、各大学にアンケート調査をお願いしたのであるから、これについていずれ何かまとめをしなくてはならないと考えている。
- そのまとめについてであるが、差し当たっては今回行ったアンケート調査のデータを参考資料に供するといった程度のことでよいのではなかろうか。
- 今回の調査データは共通入試実施以前のものである。そこで、また2～3年後に同様な調査を行えば、共通1次試験実施後の状況が把握でき、その結果を比較することによって、何か大学の参考に資することができるであらう。
- このアンケート調査で、学生相談室の設置状況についても調べているが、学生相談室が留年の減少にどの程度貢献しているかということが分かればよいと思う。
- その点は個々の大学にきけばある程度のことは分かるかもしれないが、客観的な数字的な資料としてまとめるのはむしろかしいと思

う。ただ、学生相談室が何らかの点で留年問題と関わりがあらうと思われたので、参考までに別枠として学生相談室の設置状況を調べたわけである。

- 留年問題との関わりという点からすれば、学生相談室よりもむしろ助言教官制度というものの方が関係が深いのではないか。ただ、これが如何に機能するかということが問題であらう。
- 当委員会としては今回の調査データを示してこれらの学生補導機関に対して学生の指導に更に努力してもらいよう示唆すればよいのではなかろうか。
- 助言教官制度の問題であるが、教養部学生に対し専門課程の教官がどの程度これにタッチしているかということがあり、これについては専門課程の教官が最初からタッチした方がよいという意見もある。
- 最近、留年学生数が減る傾向にあるというようなことを聞いているが、これには何か理由でもあるのであろうか。
- そのことは大学側の教育指導の結果というよりも就職問題との関わりによるものである。最近、学生が就職する場合、採用する企業側で留年をチェックするようになり、留年すればする程就職には不利になるということが原因しているようである。

以上のような意見の交換があったほか、このデータをまとめるについての表現法や学部別の留年の特徴などについて意見が交されたのち、最後に委員長から次のように述べられ、了承された。

この留年問題についての今後の扱いについては、差し当たり各大学に参考になる情報提供を

するというので、本日の意見を基に整理したデータを各大学に送ることとし、それと共に留年問題について何か提言すべきことがあれば引き続き検討を続けることにしたい。なお、来る11月総会には、取敢えず本日の集計資料を提出し、これまでの経過と今後の見通しについて報告することにした。

以上のように述べられたのち、前回の委員会

(6月17日)で審議された今後の検討課題(入学辞退者の問題、学生の起こす交通事故の対応策、学生部長協議会と本委員会との連携、大学総合体育大会運営の問題等)については、いずれ折をみてその問題の中身を検討して、これの対応策について協議したい旨が述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

### 第3 常置委員会

日時 昭和56年12月8日(火) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

木下、世良、須甲、町田、柳田、水野、南、森本  
(代:俵病院長)、永松各委員

根本専門委員

(文部省)井上学生課長外1名

(オブザーバー)立野学生部長(東京大学)

---

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日の議題の関係で文部省の井上学生課長ならびに東京大学の立野学生部長に出席を願った旨の紹介があり、ついで次のように述べられた。

本日、急遽お集まり願ったのは、大学卒業予定者に係る「就職協定」の問題について緊急にご協議願わなければならない問題が生じたためである。その事情については、委員会開催通知に添付した新聞記事によっておおよそご理解頂けたと思うが、この問題の経緯や考え方等について、まず文部省の井上学生課長より説明を伺い、そのうえでご協議願いたいと思う。

本日の主な議題は以上の就職協定の問題であるが、なお時間に余裕があれば目下検討中の留年問題についても討議したいと思うのでよろしくお願ひしたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入

た。

#### 【議事】

#### 1. 就職協定の問題について

このことに関し井上学生課長より、配付資料を基に就職協定に関するこれまでの経緯について次のような説明があった。

大学卒業予定者に係る「就職協定」の現在までの経緯についてご説明したい。この就職協定は、昭和28年以来大学諸団体が申合わせを行い、これに基づいて文部省・大学側は企業側に、大学卒業予定者の求人開始および推薦開始時期等について、一定の期日を守るよう協力を求めてきた。その後46年当時いわゆる「青田買い」が激化し、大学3年次の1~2月に選考が行われるような事態となったことから、大学教育上の影響を憂慮した大学関係者から労働省及び経済団体等へ申合せ遵守のための措置をとるよう



協力要請が行われた。この結果、47年10月に経済4団体代表と文部・労働両大臣が、青田買い防止について懇談し、企業側が早期選考を行わないための措置について申合せを行い、これを閣議に報告して了解を得た。これを承けて中央雇用対策協議会は47年11月に、求人活動5月1日、選考開始7月1日といういわゆる5-7協定を決議した。

その後オイルショックによる景気の悪化等に起因して、50年に一部企業において採用内定取消し、自宅待機等が行われたことから、選考開始時期の繰り下げの必要性が指摘され、50年12月の中央雇用対策協議会では、10-11協定が決議され、大学側も8団体の間で同内容の申合せを行った。

しかしながら、依然として遵守状況が思わしくないことに鑑み、53年12月25日の中央雇用対策協議会では、それまでの大枠のみが定められていた協定内容を具体化し、10月中に遵守しなければならない事項を明確にするとともに、遵守の強化を図るため決議遵守委員会を設置して、違反企業に対しては「注意」・「勧告」・「公表」の措置を講ずるなどの遵守活動を行うこととなった。

ところが、昨年および今年の状況を見ると、景気の動向が上向いてきたということもあって企業側の実際の選考開始時期が夏休みの頃から既に始まっているという事態になった。これに対し労働省から再三の注意が行われたが、その実効が仲々あがらないため、労働省としては、その行政上の責任が果せないというような基本的な考え方から、今回この中央雇用対策協議会の決議から手を引くということを表明するに至った。なお、これに対する労働省の見解については配付資料「大学等卒業予定者の就職協定に

関する労働省の見解」に見られるとおりであり、労働省としては、このような状況に対し、今後の大学卒業予定者の求人・求職秩序については、まず、その需要供給面での当事者である大学等関係者及び企業が、出来るだけ早い機会に、そのあり方についても一度真剣かつ徹底的に検討されることを望んでいる。

これについて文部省としては、労働省に対し配付資料〔「大学卒業予定者の就職協定に関する労働省の見解」についての文部省の考え方について〕にあるように、就職協定が学校教育の適正な実施及び就職の機会均等の確保等からその存続が極めて重要であるとの見地から労働省が中央雇用対策協議会の就職協定の決議から手を引くということに対しては、慎重な配慮をするよう申入れを行った。

一方、中央雇用対策協議会における各業種別団体のこれに対する反応は、この労働省の言い分はあまりにも唐突であって、この事態については、まだ切羽詰ったというところまでには至っていないわけではないので、いまだ時間をかけて、就職協定の存在の意義なり、その役割、さらに、これの遵守のための手段等について検討すべきであるという意見が大勢のようである。しかし、労働省の方ではそれでもなお、中央雇用対策協議会の決議から抜きたいという意向を表明している。しかし、配付資料「大学卒業予定者にかかる就職協定の経緯」の2-③（47年10月の経済4団体と文部・労働両大臣の申合せの一項）には「文部・労働両省は、業種別の団体等に対し協力の要請を行うとともに、申合せの実効が確保されるよう関係各省とも協力して必要な行政指導を行う」とあり、労働省には行政指導の責任があるものと思われる。それで、文部省としては、国大協をはじめとする

大学関係者の意見も十分に踏まえたいうえで、労働省と、この就職協定の実効を担保する措置について協議を重ねていきたいと考えている。

以上のような次第で、本日は唐突に会議の開催をお願いしたが、引続き12月14日には国大協をはじめとする大学等関係11団体の会議を開催し大学側のご意見を伺う予定である。

なお、本日のこの委員会では次の2点について特にご協議頂きたいと思う。

- (1) 就職協定は果して必要なかどうか。
- (2) 就職協定による申し合せの実効担保のため、どのような措置を講ずればよいか。

概ね以上のような趣旨の説明があったのち、次のような質疑および意見の交換があった。

- 労働省がこのような表明に出たのは、唐突なことではなく、以前からそのような伏線でもあったのであろうか。
- 労働省が中央雇用対策協議会の就職協定の決議から抜けるということは、全く唐突な事と受取られている。ただし文部省では、11月26日の中央雇用対策協議会が開かれる以前に、労働省側からそのような意向を洩れ伺った。それで文部省としては、就職協定が学校教育の適正な実施と就職の機会均等等からもその存続が極めて重要であることから、協定の実効があがらないという理由で決議から手を引くということはおかしいので思い止まっていたほしいということを申し述べておいた。
- 私学の方の態度についてはどうであろうか。
- 私大協会、私大連盟とも就職協定は必要であるということである。また、来年度の就職時期については、現在の10—11月協定が守られていないからといって、それを6—7月に

繰り上げることを考えるにしても、来年度についてはその準備が間に合わないのではないかということである。

- 配付資料の「就職に関する申し合わせ等の期日の推移」には、55年6月5日に中央雇用対策協議会が開かれそこで決議があったと記載されているが、一方「大学等卒業予定者の就職協定に関する労働省の見解」では、52年12月21日に中央雇用対策協議会で行われた決議には参加しないというように述べられているが、これはどういうことか。
- これについては、配付資料「昭和53年度以降の新規学校卒業予定者の採用選考開始期日等に関する決議」(52. 12. 21決議)が基本的な決議であって、それ以降毎年中央雇用対策協議会では同じような申し合わせをしているのである。
- また、この労働省の見解のなかで「労働行政が今後とも就職協定に関与し続けるとすれば行政の公平性を失いかねない」とあるが、この「行政の公平性を失いかねない」ということはどのようなことなのか。
- 現状を見ると、就職協定を正直に守っている者が就職戦線に遅れを取って損をするというような実情にあり、これでは、行政が関わっている事柄について歪(不公平さ)をもたらしていることになるので、行政の公平性が失われるといっているわけである。
- 大学側において就職協定を無視した行為というのは、実際にはどんなことなのか。解禁前に就職関係書類を企業側に提出するというようなことがあるのか。また、解禁前に就職問題について企業側と話し合うことも協定違反になるのか。
- これは、配付資料「大学卒業予定者に係る

就職協定についての中央雇用対策協議会の取組みと就職協定の問題点」の中の「措置事例の概要」の項に記してあるとおりである。

- 協定違反については大学側としても反省すべき点があるが、むしろ企業側の方がアクティブである。労働省としては今回の態度表明によって、企業側、大学側が具体的改善に着手することを期待しているのではないか。
- 先程紹介のあった「就職協定の問題点」の資料の中で「違反企業に対しては経済4団体及び各業種別団体は、警告等の必要な措置をとる」とあるが、これは実際にはどのような措置がとられているのであろうか。それは実効を伴うものであるのか。
- これについては、同資料の2-1(1)の「措置件数等の推移」にも書かれているように、「注意」・「勧告」・「公表」というような措置がとられることになっている。その実際は、労働省が該当する企業の人事担当責任者を呼んで、この就職協定の申合わせ事項に違反しないように注意をしたり、勧告を行ったりしている。
- 国立大学側としては就職協定が無くなって野放し状態になることは困るので、これの存続に努力しなければならない。これは中央と地方の大学の就職条件の格差を上げないためにも必要である。
- こういう協定が無くなって野放しになったのでは教育上の弊害が大きい。しかし、この協定を存続させるためには、労働省に加わって貰わないと企業側への統制力に欠けることになる。それで、文部省と労働省でよく話し合って貰って、労働省が復帰するようすすめてほしい。また、大学側としても自粛すべき点があれば、それへの努力をしなければならない

ない。

- 決議順守委員会の活動実績のデータでは、通報件数、措置企業数、あるいは「注意」・「勧告」共に毎年減少の傾向がみられる。このようにその実績を上げているのであるから、今後労働省が協定から手を引いて野放しにしたのでは、これまでの努力が無駄になるのではなからうか。
- 順守委員会への通報は主として学生からの「たれこみ」で、実情を十分に反映したものではない。
- 私立大学は大学生の8割を抱えているので、私立大学のこの問題に対する動向が問題であるが、どのような状況であらうか。
- 私立大学の各団体でも関係者が相寄ってその対応について協議しており、就職協定存続の立場から、これを実効あらしめるための相談をしている。
- 協定違反企業に対する労働省の措置は警告だけか。
- この就職協定は紳士協定なので法的な処分措置はない。企業名を公表するという制裁措置が限度である。
- 大学側に対しこうしてほしいという具体的な意見はないか。
- 就職関係の書類提出時期などは守れるが、学生個々の就職活動や、企業側の学生への接触（企業の見学や実習等の際）などを抑えるのはむずかしい。
- 学生は4年次の後半になると就職問題でそわそわし、先生も学生の就職のため動かざるを得なくなる。問題は企業の態度ということになるが、企業も発展のためには人材獲得をしなければならないという事情があり、協定順守の有効な手段を見出すのは仲々むずかし

い。

- 企業さえ協定を守ってくればということでは、文部省と労働省との話し合いは進まない。
- 企業、大学の双方が協定を順守するという強い姿勢をとらないと問題は解決しない。
- 協定を守らないと教育に支障を来たし、ひいては企業側にも支障を来たことになる。そういうことであるので、大学側としても出来るだけ協定を守る努力をするから、関係方面でも協力してくれということを進める以外に方法はないのではないか。
- 協定を厳守するためには労働省が抜けては困るので、文部省から復帰の説得をして貰う必要がある。
- この問題は、就職協定をなぜ取り決めたかの原点に帰って、大学側・企業側共に自粛する以外に手はないと思う。厳しく自粛すれば大抵に協定違反はできなくなる。
- 協定の意義や内容を大学に周知する努力をし、その上で文部省に対し労働省に折衝してほしいと頼むことにする。ただ企業側が悪いというだけでは問題の解決にならない。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

この問題については、来る12月14日に国大協をはじめとする公・私立大学および高等専門学校も含む11団体が集まり協議をし意見を述べることになっている。

そこで、その際に本日の意見を踏まえて、国大協としての意見を述べておくことにしたい。

(文部省側退席)

## 2. 留年問題についての今後の取扱いについて

このことについて委員長より次のように述べられた。

留年問題についてのアンケート集計については、前回の委員会(10月20)でご審議願ひ、その意見に基づいて水野委員が整理した資料を去る11月総会に報告した。このアンケート調査によって留年に関わる新しい事実が判明したが、これから結論的なものを出すためには、これを補完する調査がさらに必要ではないかとの意見となった。そこで、この留年問題について残されている点、また調査をするならどういうことを調べるかなどの点についてご意見を伺いたい。

これについて次のような意見の交換があった。

- 今回のアンケート調査によって、残留率の状況を知り得たということについては、メリットがあったと思うが、そのほか、留年に関する時間的な経過(年度的な推移)ということについての調査資料が得られれば有効と思われる。

また、学生相談室の機能について、もう少し調べてみてはどうであろうか。各大学の学生相談室の実態がよく分からないので、その機能の状況を調べ、そこで留年問題も扱われているようなら、それを留年対策の資料として利用できるのではないかと思われる。

- 学生相談室の中味は各大学によってかなり違うのではないかと思われる。それから、大学には、学生相談室でなくとも学生を指導するための組織が置かれているということもあるので、その点も考慮する必要がある。学生

相談室と留年の関係について調べるのもよいが、留年問題は大学が決められている在学年数との関わりがあるので、この点について検討してみてもどうか。例えば8年間在学できる大学にあっては、8年間あるからという気安さから学生は適当にのんびりやっており、これを6年間にすれば、それはまたその積りでやるのではなからうか。そこで、この在学できる期間を何年くらいにするのが適切かという問題があると思われる。

- この学生の在学年数は各大学が学則で決められていることであるので、国大協でどうこうできるという問題ではないと思うし、これを変更することには学生からの反撥も予想される。在学年数は何年が適切かということはここでは決められないが、各大学の実情についての紹介はできる。

- この留年問題について更に調査するというよりは、現在のデータをもっと分析して相関関係を見るというような作業をしてみてもどうか。

例えば、入学者選抜と留年との間には関係があるようであり、第2志望で入学した者には留年者が多い。それで、入試の選抜方法、あるいはカリキュラムの取り方、それから在学できる期間などと残留率の相関関係をみることも参考になるのではないか。

- 縦割か横割かということも残留率と関連がありそうである。
- この前の調査によると、関門（在学中の段階的成績チェック）の数と留年率との相関は非常に薄いということは表われており、これについては当委員会ですでに報告済みである。
- 共通1次学力試験が実施されるようになってから、不適応学生が増加しているという問

題がある。これは、偏差値に基づく進学指導によって本人の意思によらないで入学してくる学生が増えてきたためと思われる。その証拠に進路変更を希望する者が30%以上もいるというデータがある。これは新しい現象であり、その内容を分析すれば学生の補導上の参考にならう。

- 共通入試の「傾斜配点」については、私の地区の大学では反対意見が多かった。傾斜配点をしたところで、良い学生が入学してくるとは限らないという意見である。しかし、これは相当長い期間に亘って行わなければ結果は分からないのではないと思われる。
- 在学期間の問題であるが、在学期間を例えば6年間と決めた場合、もしこれが8年間であれば在籍できたものを6年間であるがために除籍処分になるということになる。その場合、普通は8年なのになぜ6年にしたか、その根拠を示せという問題が生ずる。それで、このような場合、「在学できる期間は6年であるが、特別の場合には8年間の在学期間を限度として在学を認める」とでもしておく方が無難のようである。
- 留年をすると就職の場合に不利となるが、就職のために留年するというケースもある。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

この問題は、本日の意見も踏まえたいうえ手許で整理し、まとめる方向で作業を進めることにしたい。

それから、これは提案であるが、本日オブザーバーとして出席された立野東京大学学生部長は、学生問題については大変エキスパートであるので、本委員会の専門委員に委嘱してはどう

かと思うが、如何であろうか。

以上の提案については異議なく了承された。

最後に、この1月9日付で学長任期満了に伴

い当委員会の委員も辞任される南委員（神戸商船大学長）より退任の挨拶があり、これに対して委員長より謝辞が述べられ、本日の会議を終了した。

---

---

## 就職問題懇談会

日 時 昭和56年12月14日(月) 14:00~16:30

場 所 文部省第2特別会議室

出席者 国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学連盟、日本私立大学協会、私立大学懇話会、国立短期大学協議会、全国公立短期大学協会、日本私立短期大学協会、国立高等専門学校協会、公立高等専門学校協会、私立高等専門学校協会  
(文部省)井上学生課長、大島課長補佐

---

---

開会にあたり井上学生課長より次のように挨拶があった。

大学・高専各団体におかれては常日頃学生の就職指導にご配慮を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のように、去る11月26日に開催された中央雇用対策協議会（以下「中雇対協」という）の席上において、労働省が「大学・高専卒業予定者に係る“就職協定”の決議に参加することは今回限りとする」との声明を突如発表された。この労働省の見解について、文部省としてはこの「就職協定」が学校教育の適正な実施および就職の機会均等、公正の確保等からその存続が極めて重要であること、および労働省がこれの決議に参加しないことは今後の企業側の就職協定の存否に影響を与え、大学・高専側の申し合せにも重大な支障を及ぼすことから、この協定への不参加については慎重な配慮をするよう予め労働省に対し申し入れを行った。しかし、労働省としては、この協定を存続するとするなら関係者が実効ある措置を講ずる必要があるとの堅い決意を表明している。それで本日は、それらの点を配慮して、協定の存続の

問題や実効ある措置、協力のあり方等について率直な意見を伺い、これを集約したいと考えている次第である。

なお、11月26日の中雇対協においては、企業側もこの「就職協定」は必要であるとの大方の意見であり、これの対処について各業種別37団体で論議を尽くしたうえ、来年早々にでも改めて協議会を開く予定とのことである。それで、この問題に対する企業側の対応は目下のところ不明であるが、当方としては本日の意見を取りまとめて労働省に対し、あるいは中雇対協の際に、大学側の意見を明らかにしたいと考えているので、その点もご留意のうえご協議をお願いしたい。

### 【議 事】

#### 1. 大学及び高等専門学校卒業予定者のための就職事務について

初めに大島課長補佐より、11月26日の中雇対協における協議の状況について補足説明があったのち、各大学・高専団体より今回の問題に対

する対応について概ね次のような意見が述べられた。

国立大学協会： 今回の問題について文部省から連絡を受けてから間もなく、本協会では協議の場を設け各学長等から意見を伺った。その結果を要約すると次のようなことである。

教育上の見地から、いわゆる“青田買い”は好ましくないの、この就職協定は飽くまで守って行きたい。なお、国立大学に関して言えば、この協定は中央、地方の大学の間における就職条件の格差解消にも役立っている面がある。従って、この協定の順守に難点があるにしても、関係者の協力により現在の形は存続させるべきであるという結論である。

なお、大学側としては協定順守に一定の努力を払ってきたが、一方において協定順守委員会から注意を受けている事例もあるので、その点を反省し一層の努力を重ね、学内の末端にまで趣旨の徹底を図る必要があると考えている。

公立大学協会： 11月26日の中雇対協の翌日この問題について関係者で協議を行った。そこでの話では、協定が解消されれば求人や採用選考時期が繰り上がる恐れがあるが、これは教育上好ましくない。また、協定が無くなれば地方大学は不利な立場におかれることになるので、協定は存続させるべきであるということであった。大学側としては協定順守にできるだけ努力してきたつもりであるが、大学側にも違反事例が出ていることについて反省している。これは大学側として遺憾なことだが、いま労働省がこの協定から手を引くということはその及ぼす影響が大きい。それで、労働省、文部省がそれぞれ企業側、大学側と協議して、協定の円満な遂行に努力するようにしてほしい。そのための積極的方策についてここで協議したいと思う。

日本私立大学連盟： この問題について関係者の会合を数回開いて協議した。その結果を要約すると次のとおりである。

①就職協定が守られていないと非難されているが、大学側としては概ね守られていると思っている、②労働省の協定からの脱退宣言は遺憾である、③就職協定は就職環境を守るために絶対必要である、④今後大学側としても協定順守に一層努力する、⑤労働省は協定順守のため三者協議会（労働省、企業側、大学側の三者）をつくり、これに出席してほしい、⑥57年度の就職協定については本年度の協定を継承することとする。

なお、就職協定に関連する「事務協定」の問題や58年度以降の就職協定の問題については、今後さらに検討することとした。

日本私立大学協会： 委員会でこの問題を協議し、次の4項目について意見が一致した。

①今度の労働省の態度からして協定存続は考えていないように思われるので、大学側だけで協定を結ぶ必要がある。ただ、この協定の順守について労働省の斡旋、協力を要請したい、②大学側において一部に協定不履行の事例があるかもしれないが80%以上は守られているものと思っている。従って、今後大学側だけの協定となったとしても守られるものと思っている、③当面明年度の方針を決める必要があるが、これについては大学、高専11団体で協定することにし、その内容は本年度どおりとする。なお、求人票の受付およびこれの学生への提示時期については、現行より少し早めてもよいのではないかと思われる、④この就職協定の問題について中雇対協でもいずれ態度を決めるであろうが、大学側としてはその段階で話し合い用意はある。

私立大学懇話会： 本会としてはこの問題につ

いて次のように考えている。①大学側としては就職協定は概ね守られているものと思っている、②労働省の今回の措置の真意はよく分からないが、行政の府がこの協定から手を引くというのは遺憾である、③この就職協定は就職の機会均等、公正化のために絶対必要である、④協定順守のためより一層の努力が必要である、⑤大学側の協定、中雇対協の協定を一本化するよう大学側と文部省が一体となって推進すべきである、⑥取敢えず明年度の方針を決める必要があるが、これについては本年度の方針を継承することにする、58年度以降のことは今後考えることにする。なお、細則的なことは大学の意見をきいて決めることにする。

**国立短大協議会：** この問題について会員校と協議した結果、①就職協定は就職の機会均等、公正化の見地から絶対必要である、②協定に示されている推薦選考時期等については、国立短大としてはこれを順守している。なお、この会でその時期等について変更が決定された場合には、その決定に従うつもりである、というような結論となった。

**公立短大協会：** 公立短大は学校数、学生数が少ないので、従来から会員校に対しこの協定の順守徹底を要請し、これが厳守されているものと確信している。今回、協定違反の実情を理由に労働省が協定から手を引くということになると、現在以上の混乱が生ずる恐れがある。それで、厳格な協定を確立する要があるが、それには特に4年制大学が真剣にその対策を考えてほしい。そして、それに基づいて文部省が四者会談（労働省、文部省、企業側、大学側の四者）を開き、そこで確固たる決定をして、この憂慮すべき事態を打開してほしい。

**私立短大協会：** この就職協定はその趣旨、こ

れの経過等からして今後も絶対必要と思う。私立短大は425校あり、圧倒的に女子短大が多いが、その就職活動は全般に大学推薦になっており、協定に沿ってやっている。ただ最近、一部に自由応募の現象も出てきて、若干協定不履行のケースもみられる。しかし、これは企業側の主導によるものである。なお、短大として今後問題とすべきことに高校との関係の問題がある。地方における企業からの求人は高卒が主体でありそれとの競合問題が生ずる。その他専修学校との協定の問題、公務員採用試験時期の問題、現在の採用選考時期が11月1日に集中している問題等、就職に関わる現実の問題は種々あるが、いずれにしても就職協定は絶対必要である。

**国立高専協会：** この問題について12月11日の理事会で審議した結果、①無協定の野放し状態になることは困る、②労働省は文部省や企業側との協議の場に着いてほしい、③推薦選考時期については、協議の場で直すなら直してもよい、というような結論となった。

**公立高専協会：** 今回の問題について会員校にアンケートを行った。それによると、①協定は絶対必要である、②推薦選考時期については、景気の動向に左右される面が多く、ここ1～2年求人活動が早まってきている。それで、学校側としては最終年次の学生の勉学のことも考えて、7月1日求人受付、7月15日求人票提示、9月15日選考開始ということにしてはどうかとの意見もあった、③大学・高専側も中雇対協に参加できるよう希望する、などのようになっている。

**私立高専協会：** 私立高専は少数であるが、凡て就職協定を守っている。私立高専は全部理工系なので、今年は企業からの求人が早まり、それへの対応が問題となった。このような実情を



ふまえ対策を立てる必要がある。この就職協定は学校教育の立場からぜひ必要なので、その中心の柱となる労働省が手を引くことは困る。現在でも、この協定は実績を挙げていないとは言えない。労働省も同一テーブルに着いて努力されるよう希望する。

各大学・高専団体から概ね以上のような意見が述べられたのち、本日の意見を集約して中雇対協に申し入れを行うべきかどうかについて協議され、種々意見交換があったのち、次のような見解を取りまとめ、これを労働省、中雇対協に対し申し入れることとした。

#### 「就職協定」に関する大学・高専関係

##### 11団体の考え方

56.12.14

1. 大学及び高等専門学校卒業予定者のための、いわゆる「就職協定」については、学校教育の適正な実施及び就職の機会均等の確保等の観点から、その存続が必要不可欠であり、大学・高専関係11団体においては、今後とも「就職協定」の存続及び順守のために積極的な努力を継続する。

2. 「就職協定」の存続と順守のために、文部省が必要な指導を行うことを要請する。
3. 「就職協定」の存続と順守に当っては、採用者側の積極的な理解と取り組みが必要であり、企業側の努力と、労働省の「就職協定」への参加及び協力を要望する。
4. 「就職協定」の実効性を確保するための具体的方策については、大学側として今後積極的に検討していくこととするが、同時にこのことについて文部省、労働省、大学側及び企業側の間で協議していく必要があると考える。
5. 「就職協定」の内容等の問題については、今回の中央雇用対策協議会の審議の経過に対応しながら、適切に対処することとする。
6. 次年度協定については、無用の混乱を避けるため、原則として現行通りとする。

なお、本問題解決のための焦点である「就職協定の実効性を確保するための具体的方策」については、各団体から代表1名をもって構成する小委員会を設け、早急に検討を開始するとともに、その結果を基に文部省、労働省および企業側との合同協議を進めていくこととした。

## 第4 常置委員会

日時 昭和56年11月10日(火) 17:30~19:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 野村委員長

岡路、原田、吉田(久)、天野、辰野、平松、鈴木、吉田(徳)、百々、池田、綾部、西沢、中村、玉井各委員

根本専門委員

(文部省)井上学生課長、諸橋学生課課長補佐

(学徒援護会)田崎常務理事、三木業務課長

野村委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より新たに委員に就任された西沢委員(高知大学長)の紹介があり、ついで

本日出席された井上学生課長、諸橋学生課課長補佐、ならびに学徒援護会田崎常務理事、三木業務課長の紹介があったのち、議事に入った。

## 【議 事】

### 1. 学生教育研究災害傷害保険の問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

学生教育研究災害傷害保険は昭和51年にスタートして、これで5年を経過したであるが、その間55年には担保範囲が拡大されるという改善が行われた。それは、当初はこの制度の趣旨は正課中における災害事故による傷害だけを取扱う保険であったのであるが、課外活動中の災害事故についても担保範囲に加えるというように担保範囲が拡大改善されたものである。しかし、教育・研究の高度化・広域化、学生の課外活動の拡大化・多様化の現状からみて、学生および大学側とも安心して教育・研究に従事でき、かつ本制度の充実、発展を願うという立場から、この時点において国立大学の意見を問い、その結果を今後の検討指針にしてはどうかということに、前回（6月17日）の委員会で取り決められた。そしてその際、そのためのアンケートの案文を委員長に一任されたので、本日お手許に配付したような資料「学生教育研究災害傷害保険に関するアンケート（案）」を準備した。そこで本日は、これの内容の適否についてご審議をお願いしたい。

以上のような説明があったのち、これに関連して井上学生課長より次のように説明があった。

現在文部省におけるこの保険に対しての取り組み状況についてであるが、先般九州大学において行われた学生部長協議会では、この保険制度のあり方について、主として次のような点について議論があった。

- ① 保険金のあり方について
- ② 保険の掛金について
- ③ 保険担保の範囲について

確かに、この保険制度のあり方については、検討する余地が十分にあるように思われる。これを一方、諸外国の例に見ると、この種の保険制度がただ単なる教育・研究活動中の災害保険ということに限らず、学生の通学途上の問題あるいは健康上の問題、特に医療に対する手当の問題等を含めた学徒に対する保険制度という広い範囲を対象にしたものがある。

そこで、これらの点を参考に保険制度そのものを全般的な立場から見直してはどうかということである。そのような気運から学徒援護会第二次将来計画懇談会においては、今回学生の互助共済制度というものを新しく提起して検討してはどうかということになった。これについては、配付資料「学徒援護会の将来計画について」の中で述べているのでご覧いただきたい。

以上のような状況であるので、今回国大協の方でこの保険に関してアンケート調査をされるのであれば、学生の互助共済制度についても検討されご意見を承りたいと思う次第である。

以上のような説明があったのち、アンケート案の審議に入った。

まず、委員長より原案を朗読しながら逐一その項目に従って説明があり、これに対して次のような意見の交換が行われた。

- 例えば、兵庫教育大学のような場合、現職の者が研修命令で大学院生として入学して来るが、これらの者はこの保険の対象となり得るものであろうか。
- これらの者は既に公立学校の教員であり、公立学校共済組合の組合員である。そこで、

研修中に災害があれば、これは公務災害として公立学校共済組合の方で救済されることになる。従ってこの保険の対象としては扱われない。

- この原案に「担保範囲」と「担保内容」という用語があるが、この二つの用語の意味するところは、どのようなことであろうか。
- 「担保範囲」とは抽象的なものを意味しており、担保の大枠を示したものである。これに対し、「担保内容」とは担保の個々に関する具体的なものを意味するということで使い分けをしたわけである。
- この保険についてであるが、55年に担保内容が改善されて、学校行事等の範囲も拡大された。ところが、このアンケート（案）に添付された資料「学生教育研究災害傷害保険の概要」には、その点については何も示されていない。もしこれが運用上の取扱事項であるのであれば、今回アンケート調査をするについては、この点の資料を添付するなどして明らかにしておかなければ、このアンケート調査としては十分であるとはいえないのではなかろうか。
- 今回のアンケート調査は、約款上のものについてのみに質問して意見を聴取するというのが目的である。現在実行している拡大部分の担保範囲については、学徒援護会と東京海上火災保険会社のサイドで話し合っているものであって、公的には大蔵省が認可しているというものではない。そこで今回のアンケート調査は、各大学の意見を伺い、それらの意見を踏まえて、これを公的なものとして約款に盛り込みたいというのがその狙いである。
- アンケートの設問についてであるが、設問

に「死亡・後遺障害をもっと重視すべきである。」との回答選択肢があるが、死亡と後遺障害とは別項目として扱った方がよいのではないか。

- 確かに、「死亡」と「後遺障害」では、保険金の給付額が違うことでもあるから、これは別々に項を起こして設問するというにしたい。
- 保険料についてであるが、これについては保険会社の収支がはりしない以上、大学側としては回答のしようがないのではなかろうか。
- これは、掛金と支払金の差額が問題であるということであろうと思う。この掛金と支払金の差額のことを保険の用語では損害率といっている。  
現在（55年）この保険の損害率は36～40パーセントであるが、この保険の予定損害率は75パーセントと見積られている。従って、実際に支払った保険金の率は極めて低いという結果となっているので、この点に関し非公認ながら保険会社と学徒援護会との間で話し合い、運用上の面で担保範囲を拡大しながら扱っているというのが現状である。それから現在、文科系と理科系・体育系とでは保険の掛金に差がある。これは理科系・体育系の学生は実験あるいは実習実技において事故災害に遭遇する機会が多かろうということから高低がつけられたのであるが、実際にはこの5年間の結果では、文科系の学生の事故災害について保険金を支払った額が、理科系・体育系の学生のそれをはるかにオーバーしている。従って、このようなこともこの際見直す必要があるのではなかろうか  
以上のような意見の交換が行われたほか、添

付資料の「傷害保険の概要」に記載されている加入者数については、学生総数に対する率を示した方がよいのではないかと、また、この調査票の最後のところに「その他の意見」の欄を設けた方がよいのではないかと、などの意見があった。

最後に委員長から、このアンケート（案）の今後の処置について次のように述べられ、了承された。

このアンケート（案）については、本日の意見を踏まえた上で私の手許でこれを修正し、それを各大学に送付することにしたいので、この点ご一任願いたい。

それから明日の総会における当委員会の報告についてであるが、総会には取り敢えず本日のアンケート（案）を提出して承認を得たいと考えているが如何であろうか。

なお、このアンケート調査は総会終了後できるだけ速やかに名大学へ発送するようにして、12月末までには回答を受け取り、次回（1月中の予定）の委員会には、その結果が報告できるようにしたいと考えている。

## 2. 次回の委員会について

このことに関して委員長より次のように述べられた。

次回の委員会は、特別の場合として、横浜国立大学の留学生会館の施設見学ということも含め同大学を会場として開催することにしたいのでよろしくご了承願いたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

次回 1月22日（金）横浜国立大学において開催。

---

## 第5常置委員会

日時 昭和56年11月10日（火） 10:30~12:30  
場所 学士会分館8号室  
出席者 西川委員長

長谷部、大塚、鈴木、平島、北条、飯島、橋爪、  
榊、堯天、小林、関田、三善、柿本、宮城各委員  
篠沢専門委員  
（文部省）長谷川留学生課長、光田国際教育文化  
課長、渡辺同専門員ほか1名

西川委員長主宰のもとに開会。

議事に入るに先立ち、委員長より、新たに就任された鈴木（東京外国語大学学長事務取扱）、北条（信州大学長）、飯島（名古屋大学長）、関田（高知大学教授）の各委員の紹介ならびに本日出席の文部省関係官の紹介があった。

### 【議事】

#### 1. カナダ国大学学長の招待について

このことについて委員長より次のように述べ

られた。

本年度の外国学長招致事業としてのカナダ国大学学長の招待のことについては、前回の委員会（6月17日）でご協議頂いたが、その後文部省を通じ先方と折衝を重ねた結果、最終的に3人の学長が12月9日より23日までの2週間来日されることに決定した。同学長団が滞日中に訪問視察する大学は東京大学、京都大学、大阪大学、広島大学、筑波大学ということになったので（その他慶応大学、日本学術振興会、国立民

族学博物館を訪問)、訪問大学の学長をもって構成する「カナダ国大学学長招待準備委員会」(委員長は会長)を設置し、去る10月23日に委員会を開催して実施上の細部の打合せを行い、受入れ体制を整えた。その日程の内容については文部省側よりご説明願いたい。

ついで光田国際教育文化課長より、招待準備委員会の議事要録ならびに当日まとめられた「招待日程表」を基に招待行事の内容について詳細な説明があり、また来日学長の経歴等について紹介があった。

このあと委員長より次のような補足説明があった。

この外国学長招致事業の目的は、諸外国の学長に大学の管理者としての立場から、わが国の大学の諸施設を見学する機会を供するとともに、大学の管理運営、研究教育等の問題について意見交換を行い、また留学生交流の促進等を図ることが主眼であるので、その観点から招待計画の立案を行うよう配慮することとした。

以上の説明を了承し、本議題の協議を終わった。

## 2. 国立大学長の中国視察について

このことについて委員長より次のように述べられた。

本委員会の斡旋で、昨年10月に「有志学長による中国視察」が実施されたが、その際、諸種の事情から20名の参加希望者を9名に絞ったという経緯がある。このことについて前回の委員会で、参加できなかった訪中希望者のために、第2次訪中団の実施を考慮してはどうかとの意見が出され、また中国側としても国立大学長の再度の訪中を希望している由伺っているので、

もし訪中希望者が相当数いるのであれば、文部省と折衝して第2次訪中団の実現を図りたいと考えた。そのため、過般国立大学長に対し中国視察の希望の有無について照会を行ったところ6名の希望者があったので、第2次訪中の計画を推進したいと考え、過般文部省とその件について折衝を行ったが、その際次のような事情をかかされた。

今年の5月に諸沢事務次官が中国を訪問した際に、中国教育部から国立大学長数名を招待したいとの申出があり、諸沢次官もこれを受諾されたとのことである。それで、文部省の国立大学長訪中計画と国大協側の訪中計画の二つの線が出てきたが、同じ国立大学の学長が別個のルートで相次いで訪中することも適当でないということで、既に約束が行われた文部省の計画の方を優先せざるを得ないということになった。ただ、国大協側の計画によって既に訪中希望者も決まっているという事情もあり、文部省が訪中団の人選を進める際にその点を配慮してほしい旨を申し入れた。文部省側もこの点を了承されたが、訪中団の人選に当たっては大学の地域バランスとか、学長の専攻分野の点なども考慮する必要があるということで、最終的には4人の訪中メンバーのうち3人まで国大協側の訪中希望者を入れるということになった。その人選から洩れた残りの3人の参加希望者に対しては、以上の経緯を説明して了承して頂いた。

なお、この件について過般の理事会に報告した際、畑群馬大学長(昨年の国大協訪中団の団長)より、昨年の訪中の際、中国教育部の方から、この訪中を第1次とし、さらに第2次、第3次の国立大学学長団の訪中を歓迎するとの意向を強く表明された経緯もあるので、今回の国立大学長の訪中を「第2次国立大学学長訪中

団」ということにして貰えないかとの希望が述べられたので、この際そのことについてもご報告しておく。

ついで、以上の問題の経緯について長谷川留学生課長より次のように述べられた。

今度の中国教育部からの国立大学長招待のことは、既に昨年春からそのような話があり、本年春諸沢次官が訪中した際に本年中に来訪してほしいとの正式の申し入れがあったものである。そして、その招待者については、主として中国留学生を受入れている大学の学長数名と、留学生受入れに携っている文部省関係官若干名ということである。それで当方としては学長4人と文部省関係官2人の計6人を派遣することにしたが、その旅費は日本側の負担、滞在費は中国側負担ということになっている。

このような計画が進行している最中に、国大協の方から第2次訪中団の話が出てきたが、同じ国立大学長の訪中が二途に分かれて行われるのも妥当でないとの判断から、既に進行中の文部省の方の訪中計画一本に絞り、その人選については国大協側の訪中希望者のことを配慮しつつ学長の専攻分野、大学の所在地域や規模、中国留学生の受入れ状況等の諸事情をも勘案して選定を行った。その結果、西川帯広畜産大学長、宮沢一橋大学長、武藤名古屋工業大学長、堯天神戸大学長の4学長と阿部大学局審議官、両角事務官の6人ということに決定し、来る11月18日から12月1日までの2週間、中国を訪問することになった。以上のような次第であるのでよろしくご了承頂きたい。

以上の説明に引続いて委員長より更に次のように述べられた。

この国立大学長の訪中に関連して、中国の学長をわが国に招待することについても考えなければならないが、この問題については外国学長招致事業についてこれまで検討した際に、中国から招待するとの案が出されたことがある。その際の話では、中国の大学関係者との交流はいろいろな形で頻繁に行われているので、そう急いでやる必要はないのではないかとの空気であったが、中国側からの招待を受ければその返礼として当方からの招待も考えなければならない。その際、その招待を従来からの外国学長招致事業の一環として考えるか、あるいは中国との関係は特殊な面もあるので別枠として考えるか、という問題もあるので、これらの点についてもご意見を伺いたい。

以上の説明があった後、次のような意見交換があった。

- 先程の委員長の話の中にあつた「今回の文部省派遣の訪中団を“第2次訪中団”と称することについては、昨年の国大協の訪中団が実現するまでの経緯と今回の訪中計画との関係を考えて、一寸適当ではないように思われる。
- 中国の大学の学長を従来の「外国学長招致事業」のルートに乗せて招待するかどうかという点については、中国の大学の学長という地位が他国の場合とはやや異なっている点があるので、一考を要すると思われる。
- 中国の留学生に関わる問題であるが、最近の中国政府の第3次国共合作の動きに関連し、中国留学生が台湾の留学生と接触しようという気運がみられるが、これを受ける台湾留学生の方では困惑を感じるかもしれない。両方の留学生を預る大学としてはこれの対応

を慎重に考えなければならないと思う。

### 3. 国内大学間の交流について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前回の委員会で、当委員会の担当事項である「大学間の協力」ということの中には、外国の大学との国際交流のみでなく国内での大学間交流も当然含まれているので、この問題について今後検討してみてもどうかとの意見が出された。それで、この問題を今後の検討事項として取り上げることとし、その問題点等をお考え頂くようお願いしたが、何か具体的なお考えがあればお伺いしたい。

この国内大学間の交流の問題については、例えば農林水産系についていえば、ある大学の練習航海に他大学の学生が参加して単位互換をするとか、また地区の隣接大学が相寄って共同で実習を行って単位互換をするというようなことも考えられる。このような単位互換の問題も含めて国内の大学間交流について何かお考えがあれば承りたい。

これについて次のような意見交換があった。

- 7大学工学系合同ゼミというのが行われており、これに参加すると学生は2単位取れることになっている。これは山中湖畔で3泊4日で行われ、各大学から12名ずつ参加してエネルギー関係の合同ゼミを行ったものであるが、このような合同ゼミでは参加学生も適度にライバル意識が出てきて成果が上り、参加者からも好評であった。次の委員会にでも参加学生へのアンケートの結果を報告したい。
- 九州ブロックでは教養課程の学生の合同ゼミを実施しており、これに対し単位認定をし

ている大学もある。

- 東京大学と京都大学との間では単位互換をやっているが、京都大学では単位互換を近畿地区の大学との間にも広めようとの動きがあるようである。この大学相互間の単位互換の問題は今後検討の要があると思われる。
- この問題を当委員会としてどのように取り上げたらよいか。
- 文部省には、これに関するデータがあると思われるので、それを参考にして検討してはどうか。
- アンケート調査でもして実情を調べてみてはどうか。

概ね以上のような意見交換があり、この国内大学間の交流の問題については今後さらに検討することにした。

### 4. その他

#### (1) マレーシア国パータニアン大学からの日本での研修依頼について

このことについて委員長より次のように述べられた。

前々回の委員会（5月28日）において協議されたこの問題については、このパータニアン大学の海外研修が農水産関係を中心としたものであることから、これに関係のある鹿児島大学、東京水産大学、東京農工大学等に対し協力の可能性についてご検討をお願いしたが、余り十分なお世話はできないとの回答であった。一方、このことについて国際教育協会とも相談をしたが、同協会の話によると、この申出を受入れるについては700万円くらいの費用がかかることであり、いずれにしてもこの依頼に応ずることは困難なので、過日私よりその旨を認めた簡単な返書を送り、また国際教育協会の方から

も同趣旨の手紙を送って貰った。

本問題については、この種の海外からの依頼を国大協が引き受けるべきかどうかという基本的な問題もあるが、今回のパートナー大学からの依頼については、以上のように処置したのでご了承頂きたい。

以上の件が了承されたのち、さらに委員長より次のように述べられた。

これも海外からの通信であるが、フロリダ国際大学より「経済的・社会的発展のための大学会議」への出席方の招請があった。しかしこの文書には、この会議に参加するための旅費はどうかなどのことについては何も触れていないので、その旨先方に問合せたが未だに何の返事も無い。それで、この件については返事待ちということになっているので、よろしくご了承頂きたい。

#### (2) 在外研究員の問題について

このことについて、現在の短期在外研究員の実情には種々問題点があるようなので、この制度を取り止めて国際研究集会参加の方に重点を置くようにしてはどうか、との意見があり、これに関し若干意見の交換があった。

#### (3) 中国留学生の問題について

このことについて、中国からの留学生の中には日本語も英語もできない者がおり、大学としてもその扱いに苦勞している、との発言があり、これに関し長谷川留学生課長より概ね次の

ような説明があった。

中国政府派遣の留学生の場合には、日本語その他必要な基礎知識について数カ月特訓を受けることになっている。この中国政府派遣の留学生は54年度より受入れが始まり、研究生、進修生、研究者、学部学生等を合せ3年間に930名が留学し、そのうち110名が帰国して現在820名が在学している。

ところで中国政府は最近、学部留学生は縮小する方向のようであり、その縮小した分を大学院留学生の方に振り向ける考えのようである。この大学院留学生は中国の大学の新卒者の中から選び、日本の大学院修士課程に入学させて修士の学位を取らせるとのことである。そして、来年春に1,500名ほどの者を選び、その半数はアメリカに留学させ、日本には200名ほど送りたいとのことである。

日本には現在も修士課程、博士課程合せて40名ほどの中国の大学院留学生が来ているが、これをさらに増やそうということである。その条件や方針はまだ十分固まっていないようであるが、当方としては12月一杯には中国側から数字的なものを含めその内容を知らせて貰うよう考えている。それが分かり次第大学側にお知らせし、ご協力をお願いするつもりであるのでよろしくご了承頂きたい。

以上をもって本日の会議を終了した。



日時 昭和56年10月23日(金) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 平野委員長

西川, 福田(代:正井), 沢田(代:村尾), 山村  
(代:奥野), 頼實(代:山下) 各委員

但馬専門委員

(文部省) 渡辺国際教育文化課専門員

## カナダ国大学学長招待準備委員会

西川委員司会のもとに開会。

開会にあたり西川委員より次のように挨拶があった。

平野委員長には、公務の都合により若干遅れるとのことであるので、この招致計画は第5常置委員会で検討している関係もあり、私(第5常置委員長)が代って議事の進行を務めさせていただきます。

本日は、昭和56年度の外国学長招致事業計画に基づき、来る12月に来日されるカナダ国大学学長受入れの具体的計画についてご協議ねがいたい。なお、本委員会の専門委員として、例年のとおり東京大学事務局の但馬事務官を委嘱したいので、よろしくご承願したい。

### 【議事】

#### 1. カナダ国大学学長招待計画の経過報告について

初めに渡辺国際教育文化課専門員より次のように報告があった。

最初、訪日時期を10月に設定し、カナダに照会したところ、3名の学長のうち1人が都合が悪く、再三調整した結果、結局12月9日~23日ということに決定した。3名のうちオズモン学長は帰国を一両日早めたいと希望しており(航空券はオープンで送るよう手配した)、現在、離日の日時の確認をしているが、まだ返事はな

い。しかし、あと2名のうちホロピッツ学長は日程案通り23日に帰国し、ワッツ学長は12月20日に夫人が来日され、公式日程終了後も数日間滞在され、27日に帰国されるとのことである。従って、2名の学長は22日に開催される国大協主催懇談会および国大協会長主催パーティに出席されるが、オズモン学長の方は、帰国日時によってはこれに参加出来ないことも考えられる。

続いて国大協事務局の竹下次長より、その後の事務的経過について次のように報告があった。

滞日日程が決まったので、まず受入れの具体化を図るため、宿泊ホテル、国内移動時の列車・航空機等の手配を文部省に依頼した。ついで、国立大学以外の訪問先である慶応大学・国立民族学博物館、日本学術振興会の3つの機関に対し、訪問についての了承と協力を求める依頼文書を9月22日に発送した。また同日、訪問の各国立大学長に対し、当準備委員会委員の委嘱依頼をした。

なお、12月16日(水)に予定していた国立民族学博物館の見学は、当日、同館は休館に当たるため日程を変更してほしい旨の連絡を受けたので、文部省と相談の上、同館訪問を12月14日(月)に繰り上げたため、招待日程が一部変更になった。

## 2. 各訪問大学の日程説明について

訪問の日程順に各訪問大学の委員より資料を基に招待計画の内容について説明が行われた後、次のような意見の交換があった。

- 今回訪問される学長は3名とも専門が文科系であるので、専門を考慮して計画を立てた方がよいであろうか。
- この外国学長招致事業の目的は、大学の管理者としての学長の立場から、大学の諸施設の見学や大学の管理運営・研究教育等についての意見交換を行い、また留学生の実態を視察するなどが主眼であるので、余り学長の専門にこだわる必要はない。
- 訪問大学の全てを案内するのは無理であろうから、学長表敬の際、大学の概要を説明し、あとは特定の施設等重点をおいて案内すればよいであろう。
- 学長の専門にこだわらなくてよいということであれば、大阪大学の場合はその目玉ともいえるレーザー核融合研究センターの案内も考えられる。
- 訪問大学にカナダの留学生がいれば、その状況を視察し、彼らとの懇談を行うことも有意義であろう。
- 京都訪問の場合は、大学の施設の視察もさることながら、文化財の見学も考えなければならぬ。しかし、余りハードスケジュールになってもいけないと考えている。
- 大学の管理・運営問題を中心にしてというなら、広島大学では大学移転問題があって、この問題に関して学長を含めての意見の交換も可能であるので、そのことについて一度検討してみることにしたい。
- 筑波研究学園都市は世界最大の規模をも

ち、筑波大学はそのうちの一つの施設である。この点を認識してもらうために、時間がかかるが、研究学園都市全部を見ることにした方がよいであろうか。

- 大学において研究学園都市のプランニングを説明すればよいのではないか。

概ね以上のような意見交換があったのち、西川委員から次のように述べられた。

ただいま協議されたことを参考に、各大学の行事の中身についてさらにご配慮をお願いしたい。(了承)

## 3. 全日程の調整、整理について

事務局次長より、配付資料「カナダ国大学学長招待日程」と「配車分担表」に基づき、招待計画の全体の流れと各訪問大学等の配車の分担について説明があり、関連して来日学長団の地方訪問の際の随員について、協議の依頼があった。

以上の説明に関して検討の結果、次のことに関して変更がなされたほかは、招待日程案の要領で実施することが決定された。また配車の分担についても、12月21日に一部変更がなされたほかは、配付資料記載のとおり了承された。なお、随員については、東京大学の但馬事務官に依頼することになった。

- 12月21日(月)の筑波大学訪問の際、来日学長の随員を東京大学の但馬事務官に依頼する。その関係から、同日のホテル——上野駅間の往復の配車も、あわせて東京大学に依頼する。
- 来日学長3名の帰国日時はそれぞれ異なるため、見送りは文部省関係官のみとし、第5常置委員長の見送りは取り止める。

続いて事務局次長より次のような補足説明があった。

本日配付の「カナダ国大学学長招待日程」には、4ヶ所に行事の時間が不明のところがあるので、当該の大学・機関に連絡の上、これを補完して各委員に送付したい。なお、招待計画に大きな変更がある場合は事務局までご連絡ねがいたい。

#### 4. 検討・確認しておくべき事項について

招致計画実施上取り決めておくべき事項について、別紙資料記載の20項目について協議し、以下のことを確認、了承した。

- 12月9日(木)の出迎えは、第5常置委員長と文部省関係官(氏名は追って連絡)が行う。帰国時の見送りは、3学長の帰国日時がそれぞれ異なるため、文部省関係官のみで行う。
- 地方訪問の際の随行は東京大学の但馬事務官に依頼する。
- 休日、自由行動時間の付添いは、特に来日学長より希望があれば世話大学・機関で配慮する。
- 航空券、乗車券等の手配は文部省が行う。
- ホテルの予約は文部省で手配済みである。また、来日学長の到着時に文部省で日程の説明をする際に、滞在費の内訳(日当から宿泊費・列車の切符代を差し引いて、その残額を本人に渡す。その中から食事代等を支払う)も説明する。
- 国立大学協会主催懇談会(12月22日)への文部省関係への案内者リストは国際教育文化課で作成し国大協へ送付する。また、同日の

国大協主催パーティには、ワッツ学長夫人(12.20来日)を招待するほかカナダからの留学生も招待する。カナダからの留学生の在学状況については国際教育文化課で調べ、国大協に連絡する。上記懇談会およびパーティの際の通訳は国際交流サービスセンターに依頼する。

- 来日学長に対する在日カナダ大使館の招待の有無については後日文部省より国大協に連絡する。
- 国大協主催の懇談会の際における来日学長からの希望テーマについては、視察がある程度進行した時点で、但馬事務官から伺ってみることにする。
- 来日学長滞在中の関係事務の連絡窓口は文部省国際教育文化課とする。
- 各訪問大学からの寄贈資料は、各大学で直接各学長宛に郵送することにする。そのため国際教育文化課より英文の学長の略歴リスト(大学の所在地も記載されている)を各訪問大学の国際主幹宛に送る。
- 各訪問大学は招待の実施状況報告書をまとめ、国大協事務局に提出する。その作成要領は後日事務局より各大学に通知する。また、招待事業報告書のまとめは西川第5常置委員長が担当する。
- 来日学長の訪問の印象記も会報にのせたいので、懇談会の席上で第5常置委員長よりその旨を伝えることにする。

以上をもってカナダ国大学学長招待の実施計画の打合せを終了した。

日時 昭和56年11月10日(火) 16:00~17:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 畑委員長

有江, 荒井, 梅津, 松田, 大石, 阿部, 諸星,  
宮沢, 高安, 武藤, 阪田, 後藤, 砂田, 田中,  
中塚各委員

平間, 荻原各専門委員

(文部省) 斎藤大学課長, 森嶋人事課任用班主査

## 第6常置委員会

畑委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より、新たに就任された田中健蔵(九州大学長)委員及び関連事項の説明のため出席された斎藤大学課長並びに森嶋任用班主査の紹介があったのち、前回委員会(9.25)以降の活動経過に関し、次のように報告があった。

先般、特別会計制度協議会(10.5)が開催され、その席上、過般の第6常置委員会が出された第6次定員削減に関しての4つの要望事項について質問をした。

①教員の定員削減は5年間で0.5%で、毎年度同数の削減数が割り当てられることになっているが、これの年度割り振りについては弾力的、柔軟にしてほしい。

②小規模大学は教官定員も少なく、また空き定員も極めて少ないので、それらの大学に対しては定員削減にあたって特別の配慮をしてほしい。

③教官の定員削減は講座・学科目単位にはりつけられるのではなく、学部単位ぐらいに拡げるようにしてほしい。

④定員削減により欠員が生じる講座・学科目に対しても従来と同様な予算配分の措置を講じてほしい。

これに対する文部省の回答は、①については、考慮したいとのことである。②について

は、文部省も十分配慮し定員削減を割り当てない等の措置を講じたいとのことであるが、全体の削減数は変わらないので、その分を大規模大学等に負担して貰って、カバーすることになるということである。③については、関係方面と折衝はしてみるが難しいのではないかということである。そして、④については、前例等を調べた上で対処したい、とのことであった。なお、本日は文部省より関係官に出席いただいているので、後ほど、改めて以上の4点についての説明及び検討の結果について説明を伺いたい。

次に、10月9日に給与問題小委員会を開催し、人事院の公務員給与見直しの問題について検討した。小委員会としては、この機会に既に要望している研究技術専門官制度の推進を図ること、そしてその際、図書館司書、施設系の技官等これまで研究技術専門官制度の適用範囲外であった者を再び洗い直し、その適用について検討することが課題であるという結論に達し、その問題点の整理を荻原専門委員に依頼した。それについては、後ほど同専門委員からご説明いただきたい。

なお、この技術系職員の処遇改善については、これに関する要望が政府直轄研究所長連絡協議会(以下、「直研連」と略す)及び文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議(以下

「所長会議」と略す)等においても出されており、人事院からは関係団体間で連絡を取り合い統一した要求にまとめてほしいとの要請もあったので、本協会が斡旋役となって去る11月2日に第1回研究技術専門官制度問題懇談会を開催した。

直研連からは処遇対策委員会の松本委員長(気象庁気象研究所長)及び大久保副委員長(建設省土木研究所長)他2名の補佐官、また所長会議からは第3分科会の垣花主査(名古屋大学プラズマ研究所長)及び市川プラズマ研究所教授、それから国大協側としては給与小委員会からは私と高梨委員、坂井・荻原各専門委員が出席し、国大協の要望書を基に意見の交換を行った。懇談会での議論を要約すると、直轄研は研究職という職階を持ち、これは研究技術専門官制度の職階と比較するとかなり有利な運用がなされている。また研究技術専門官制度の俸給表(案)では、その最高が1等級(技監)で講師相当に位置づけられているが、これでは低すぎるのではないか、という意見もあった。それで、今後、直研連には国大協の案を基に建設的に検討ねがい、小数であっても加入いただきたいと考えている。なお、この懇談会はお互いに連絡をとり、更に問題点等をつめてゆきたいと考えている。

## 【議事】

### 1. 臨調に関するその後の報告

これについて斎藤大学課長より次のように説明があった。

本年7月10日に出された臨調の第1次答申では、文教関係においても受益者負担の考えや支出抑制の措置等のことが示されているが、大学

関係の方向性については格別触れていなかった。臨調の基本答申は来年6月に予定されており、これに向けての審議が始まったが、大学関係の問題で何が取り上げられるかまだ明らかではない。いまのところ国立大学の使命は何かというようなことが議論されているが、文部省としても、基礎研究等における国立大学の特色は端的に説明できるが、その外延的範囲が拡大してくると、私立大学との境界はどこにあるのか等、説明が困難な点もある。

いま一つは、科学技術行政が重複しているとの指摘もある。科学技術行政は、科学技術庁の所管するものと、通産省工業技術院の所管するものとの関連が議論の中心となるが、同時に大学の学部・研究所で行う基礎研究との関連についても問題になる。これを能率主義の観点から見れば、現在、3カ所で行われているものを一つにまとめて行った方がよいのではないかという議論が出てくる。確かに必要な調整なり、一元化は望ましい点もあるだろうが、全てを一本の私たちで行うとなると、大学の研究の自由が阻害される等重大な問題が生じる。これについては、先般の特別会計制度協議会でもおねがいをしたことであるが、この問題についての助言、支援等おねがいをしたい。

その他、第1次答申では国立大学の授業料についての指摘があり、答申には“学生納付金の引上げを図る”と明記されており、財政当局としては最近の厳しい財政事情を考えるとその実現を強く要請してくるものと思われる。その際は国大協とも連絡をとり対応したいと考えている。

次に、臨調の答申には「行政の合理化、効率化の推進」の方策として国家公務員の定員削減計画の改定強化を挙げている。これを承けて政

府では現在進行中の第5次定削を本年度で打ち切り、明年度から5年間に亘り5%の削減を行うという第6次定削を実施することになった。その内容については前回の委員会で説明しご理解を願ったが、今回は教官、看護婦等も定削の対象とされ、5年間で0.5%の削減が行われることになった。これの次の段階としては各大学に教官の定削数307名(5年間)の具体的な割り振りをお願いすることになるが、何分ともよろしく願いたい。

次に、これの実施に関連して最初に委員長報告の中で説明を依頼された点であるが、②については、文部省としては高等専門学校・国立大学附属学校等小規模組織で、かつ欠員の少ないところは、場合によると生首を切る恐れも生ずるので、削減の対象外として措置せざるを得ないと考えている。しかし定削の総数は変わらないので、その除外した分はその他の大学に回されることになり、その結果0.6%程度の削減率でお願いすることになろう。他に、よい解決策がないので、恐縮ではあるが弱小機関の肩替りを、そういう形でお願いせざるを得ないと考えている。

③については、関係当局とも随分折衝を重ねたが、削減人員は講座・学科目単位にはりつけざるを得ない。各大学でも実施に際し困難を伴うかと思うが、よろしくご配慮をお願いしたい。なお、本年末までに割り振りを依頼したいが、直ちに調整がつかない場合、①のこととも関連するが、文部省と協議をねがい、個々の大学の事情でお互いにやりくりをして、国立大学関係全体として各年度の目標数を削減出来るようにしたい。

最後に、④については少なくとも57年度は定削分の当校費の削減はないものと思われるが、

その後の長期的見通しは不確定である。

その他、いわゆる設置法機関である新設の大学並びに医・歯学部は、従来は定削の対象外として措置してきたが、今回からは学年進行中の大学・学部は対象外とするが、完了したところについては対象とせざるを得ない状況である。

次に病院関係の看護婦についてであるが、5年間で0.5%の削減で、その実数は86名となる。これを年間に振り分けると16~17名ということになる。これを各大学に割り振ることになるが、一方新規増(例えば手術部の新設等)もあるので、これをもって出来るだけその分の穴埋めをしたい。しかし、定削数の全てを回復出来ない大学も出てくると思うので、その際には、これら事情をくんでご了解ねがいたい。なお、48年度以降の新設医大等の病院は整備途上であり、原則として定削をしないよう措置したい。

続いて、森嶋任用班主査より、その他の職員の定員削減について次のように説明があった。

その他の職員の定削は5年間で4,189名(8.25%)である。これの割り振りについては、海事職・教(一)の教務職員・南極隊員等は削減率を低く抑えたい。また端数の範囲で小規模機関についても若干調整したい。従って、それ以外のところについては削減率8.5%程度になろう。なお、設置法機関についても今回は対象となるので一応割り振りはするが、別途軽減措置を講ずるつもりである。この実施にあたり、どの予算項から、あるいはどういう職種から削減するか等は、従来の通り各大学に計画を依頼し、12月10日までに計画表を提出ねがい、種々調整することになっている。これらの各大学への通知は本日発送することになっている。

以上の説明に関し次のような意見の交換が行われた。

- 教官の定削はなぜ講座・学科目にははりつけざるを得ないのであろうか。
- 学部単位にはりつけるようにしてほしいと主張すると、逆に新規増員の場合も学部内の欠員の活用で運営可能ではないかと反論されることになる。それで、この問題を余り強く主張するのは、かえって国立大学のためにならないという判断である。
- 各大学へ定削を割り当てる際、小数点以下の端数はどのように処理するのか。
- 処理の仕方はいろいろ考えられるが、どれも完全とは言えない。四捨五入にしろ、その境のところの処理について問題は残る。しかし、現在、それ以上の方法もなく、原則として四捨五入で計算し、あと定削数に合わない場合、特定の大学について切り上げの措置を講ずる等、修正をして割り当てることになろう。
- 端数を処理した分については、次回まで持ち越すことになるのか。  
また、今回の場合、前期の定削の際の端数の処理分を含めて考慮することになるのであろうか。
- 一般事務系の場合、第5次定削の際の過不足は計算に入れている。教官の場合は前期は対象外であったので、そういう問題はない。
- 看護婦の定削分の回復を図るとのことが、どのようにしてやるのか。
- 毎年20数名くらい新規増員してそれを配分し、実質的に減員にならないよう配慮するということである。
- 先程、教官の定削については講座、学科目にはりつけざるを得ないことの理由として、

定削を学部単位で扱いと新規増員を要求する際に学部内の欠員を活用せよと反論されるとの説明があったが、その反論に対しては、教官の欠員のポストは教官の専門領域や資質等の関係から適任者が見つかるまで空けているのだということの説得できるのではなかろうか。

- 指摘のとおりで、文部省でも従来からそのように説明している。これに対して、大学として工夫のうえ、そういう運営をやってもらってよいのだが、同時に絶えず3,500名ほどもいる欠員についても活用方法を考えられたい、というのが先方の主張である。
- 新規増員に欠員のポストを利用したあとで適任者が出てきた場合、定員の枠を別途つけてくれるなら、そういう方法も可能だが、そういう可能性のない現在、欠員ポストができるのも止むを得ない。
- このような問題は現実に厚生省関係の病院や農林省等で起こっており、種々議論されている。そういう状況の中で、文部省が仮定の問題を出しても議論にならない。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

現在、第2次臨時行政調査会の動向に対して、国大協では当委員会が中心となって対応しているが、いろいろな面で処理しきれないところもあり、会長に対し、臨調対策特別委員会というようなものの設置を進言している。そこで総括的な審議を行い、問題によってはそれを関係委員会に下ろすようにしたらよいのではないかと思う。

## 2. 人事院における公務員給与の見直しの問題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

人事院では目下公務員給与の見直しの作業を進めており、今年には民間給与の実態を調査し、それらを基に来年には試案を作成し、58～59年にかけてこれを法案化して60年度から実施したい意向のようである。本委員会としてはこの機会にこれまで推進してきた研究技術専門官制度の実現を図りたいと思っているが、それ以外の専門性を持った大学職員についてもその処遇の改善を図りたいと考えている。これについて萩原専門委員が作成した資料があるので、まずこれの説明をお願いします。

ついで、萩原専門委員より配付資料「国立大学事務系職員待遇改善検討事項」に基づき、次の項目に関し詳細な説明があった。

- ① 研究技術専門官の推進
- ② その他の専門職員の検討
- ③ 教室系、現業職員の組織化
- ④ 役付職員等給与の整合性

続いて、森嶋任用班主査より次のような説明があった。

人事院は、58年の人事院勧告での発表を目途に公務員給与見直しの検討を進めている。今年の人事院勧告では、俸給表の再編成、俸給号の構成、昇給制度、諸手当の整備等を検討課題とすると述べており、そのために国家公務員の昇進等の実態調査や民間企業の人事制度の基本調査を実施している。今後、文部省としては研究技術専門官制度を含めて、この公務員給与見直しの問題については各方面の意見を聞き、人事院のスケジュールに合わせて対処してゆきたいと考えている。

## 3. 次期委員長の選任について

畑委員長の退任（12月15日付学長退任）に伴う後任の委員長の選任について協議の結果、人選を委員長に一任された。

## 4. その他

委員長より、本協会宛に提出された当委員会に関連ある要望書等——新制大学農学部協議会及び静岡大学職員組合からの要望書および総評・日教組他5団体からの内容について紹介があった。

最後に委員長より退任の挨拶があって本日の会議を終了した。



日 時 昭和56年11月2日(月) 13:30~16:00  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 (国立大学協会第6常置委員会)  
畑委員長(群馬大学長)  
高梨委員(信州大教授)  
坂井(東大原子核研究所教授), 荻原(千葉大事務局長)各専門委員  
(文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議)  
垣花第3分科会主査(名古屋大プラズマ研究所長)  
市川プラズマ研究所教授  
(直轄研究所長連絡協議会処遇対策委員会)  
松本委員長(運輸省気象研究所長)  
大久保副委員長(建設省土木研究所長)  
加藤(気象研究所総務部長), 金安(土木研究所企画部長)各補佐官

## 研究技術専門官制度問題懇談会

畑第6常置委員長の司会のもとに開会。

初めに、畑学長より次のように述べられた。

国立大学協会第6常置委員会は、教職員の待遇改善、授業料、定員削減等を含んだ大学財政の問題の検討を職掌としている。そのうちの教職員の待遇改善問題、特に現在要望中の研究技術専門官制度新設の問題に関して、過般、人事院の加藤人事官と面談の折、各省庁直轄研究所および文部省所轄機関並びに国立大学附置研究所にも技術専門職があり、国大協が要望している研究技術専門官と共通の問題もあるので、その連絡調整の役を国大協が取ったらどうかという話があったので、本日ご多忙の折柄ご参集いただいた次第である。

ついで、本日の出席者の簡単な自己紹介がなされたのち議事に入った。

### 【議 事】

#### ◎ 研究技術専門官制度問題について

このことについて畑学長より次のように述べられた。

人事院は昨年から国家公務員給与体系の全面的見直し作業に着手しており、56年度は公務員内部および民間の調査、57年度は原案を作成し有識者の意見を聴取し、そして58年度に60年度実施の目途に新給与体系を公表するというスケジュールという。国大協としては、先に研究技術専門官制度の新設を要望(53年11月)しており、是非、この機会に実現したいと考えている。そこで本日は、それぞれの機関・研究所で検討されている案もしくは抱負等について説明ねがった上で具体的な協議に入らせていただきたい。

まず、最初に、高梨委員より配付資料「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」の説明がなされたのち、次のように述べられた。

現在の公務員給与体系見直しの中で、最大の争点になると推測されるのは行政職(一)と考える。この行(一)俸給表は既にできてから20数年を経過し、当初なかった種々な職務の者が含まれるようになり、今日その運営が困難になっている。そこで人事院は、そこからある職群の者を

取り出し別建て職階を作ることを検討しているという。その意味で、この研究技術専門官制度は人事院の考え方に沿うものである。また一方、国立大学の管理運営に関連するが、現在の国立大学の助手の職務内容は複雑であり、これを本来の意味の助手制度にするための一つの手掛りとして研究技術専門官を新設するという狙いもある。

なお、当要望書の適用範囲については、現在、大学の特殊事情を配慮し大学プロパーな業務（学生部関係等）の従事者等を含め、更に拡大する方向で待遇改善を図るべく第6常置で検討している。なお、この要望書は試案であるので、それに示されている俸給表の金額・職務内容等変更の余地はある。

次に松本処遇対策委員長より配付資料「技術専門官制度の検討結果について」（54年8月）について説明があったのち、次のように述べられた。

直轄研究所長連絡協議会（以下「直研連」と略す）処遇対策委員会の主たる仕事は、毎年、人事院勧告に向け要望を取りまとめることであるが、数年前から技術専門官の処遇改善問題にも取り組んでいる。この問題については、最近熱心なところ、その必要性が薄らいでいるところと両極化の傾向が生じている。私の勤める気象研究所は後者の例で、約180名ほどの中規模研究所である。かつては旋盤等の技術専門職もいたが、数次にわたる定員削減等で漸次退職に伴って整理をしたり、上の等級へ切り替える等をして、現在、4・5等級は少なくなっている。しかし将来、プログラマーとかオペレーターとか、高度な技術を要する職種が生ずることも考えられるので、その必要はあると思う。

なお、前者の例として土木研究所があるので、それについては大久保副委員長から説明する。

続いて大久保処遇対策副委員長より次のような説明があった。

直轄研究所の場合、研究職は一本の俸給表で運用され、全て1～5等級のいずれかに該当し、1～3等級は研究員、4・5等級は研究補助員である。研究補助員を3等級の研究員に昇格させる場合には人事院との協議が必要で、その際、過去における論文発表数等の実績が大きな要素となる。一般に、研究補助員は注射・培養等を専門とする人で論文を書く機会はほとんどない。従って、3等級の研究員に昇格させるのは仲々困難である。このように、3等級と4等級との間には大きな壁がある。

例えば、高卒で4等級どまりの研究補助員の場合、行政職に移せば4等級にすることも可能となるので、各研究所でも将来の処遇を考え、行政職(一)や(二)に切替えたりして、現在4・5等級の人数は非常に減少している。しかし、本来の研究機関のあるべき姿を考えると、研究員のもとに、その研究を支援する補助職的なものが必要であり、そのような姿勢を打ち出してゆけば、研究補助員の処遇の問題は避けて通れないと考える。

次に、松本委員長から説明の要請があった土木研究所のことだが、土木研は建設省が行政と同時に事業を執行する性格を持っていることからして、他の研究所と相違する点がある。その事業は河川等のダム建設であり、これは自然条件の影響を受けやすく、その一つひとつが数式化・数量化できにくい要素を含み、量産になじまない。従って、その安全性を期する場合にも、個々のケースについて実物大で確かめる以

外にないし、その実験等も大規模にならざるを得ない。そのため、研究補助員は欠かせない。現在、土木研の研究職は310名、そのうち研究補助員は145名（研究職全体の47%）で、この数値は他の研究所に比較すると非常に高い。また補助員から研究員（3等級）に移行した者は12～13名（更に、このうち2名が2等級に移る）で、その割合は補助員の約1割であり、3等級の研究員に上げるのに苦労しているというのが実情である。このような事情もあり、先程委員長より説明されたように昭和50年に研究職の3等級を構想（3等級は国大協で提案の研究技術専門官的なもので、論文等に関係なく本人の経験・技能を評価して昇格させる）し、その後アンケート調査を実施するなどして今日に至っている次第である。

最後に、垣花文部省所轄並びに国立大学附置研究所長会議第3分科会主査（名古屋大学プラズマ研究所長）から次のような説明があった。

現在、第3分科会では各研究所に共通する助手・助教授の高齢化の問題やこの研究技術専門官の問題を扱っている。後者については、次のような措置で待遇改善を図っているし、また図りたいと考えている。

まず第1は、附置研究所では技官を助手・助教授に移し待遇改善を図っている。

第2は、技官が年をとらないうちに民間にトランスポートするとか、夜間の学生を臨時に技官に雇い卒業と同時に民間に移すとか、民間とのローテーション策をとっている。

第3は、今後の課題であるが、国大協等と協力し、研究技術専門官制度を実現させ技官の待遇改善を図ってゆきたい。

以上のことに関して具体的に説明すると、プ

ラズマ研は工務部が設けられており、部長は教授の併任だが、教授は技官から上がってきた人である。またプラズマ研には核融合研究企画情報センターと電子計算機センターがあり、両センターには教官が配置されているが、助教授以下はサービス業が主であり、国大協要望のような制度が出来れば、そういう職務の人が従事するのがよいと考える。

各関係者から以上のような説明があったのち、概ね次のような意見の交換が行われた。

○ この問題は1970年代はじめに所長会議第3分科会で手掛けたもので、その時の発想は、技術者の待遇改善の観点からではなく、日本の大学・研究所等の技術者が正当な位置づけがされておらず、それがひいては研究活動のネックになっているのではないか、ということから検討を始め、'74年暮にかなり明確な方向を出した。その後、国大協でもこの問題の検討を開始したので、国大協と協力して活動をする必要を痛感し、私も国大協の第6常置委員会の専門委員に加わり意見等も述べてきた。しかし、この案についていうと、職種の大メジャーとなる研究技術専門官の最高給与が教育職の講師相当というのは物足りないと思う。この俸給表だと、研究職の2等級の俸給とその管理職手当（12～16%）を合わせると、はるかに研究職の方が上になる、この点も一つの検討課題である。

○ 大学の場合、組織の長（学部長等）しか管理職手当がつかない。しかし、研究職は2等級くらいになると部長とかの役職につかなくても、独立研究員等の名目で手当が支給される。教育職と研究職の俸給表を比べると、俸給表自体は教育職の方がよいが、手当を含め

て考えると研究職の方が上になろう。

- 最初に指摘されたとおり研究所長会議の案は、技術者の地位を高め、補助者というより対等ぐらいにし、独自の分野を責任を持って担当する高度の技能を有する職員という身分・地位を確立するという考え方であり、具体的には研究技術専門官にも教授・助教授相当のものも含めた体系の新設であった。国大協としては、その趣旨には賛成であったが、試案を作る段階では各大学の賛同が得られやすいように高い理想の部分を削除したという経緯がある。
- これは現実問題として、現在いる職員を新しい職階に移すわけであって、人事院としては具体的現実性がないと仲々取り上げてくれない。仮に、大学や研究所等で技術専門の人で教授クラスの人がおり、身分を移してもよいという人がいれば、その理論は実現可能かとも思うが、実際には難しい点がある。一つには、その辺のことをも配慮したので、この俸給表は多少、妥協の案にもなっている。なお、これについては、一応、研究所長会議の同意も得ている。
- 研究所長会議では、先程述べられた考え方から、文部省に対しては研究技術専門官を補助者というより、研究の一つの主体性をもった者として位置づけされたい、というコメントを付けて回答している。
- 「研究技術専門官制度の新設に関する要望書」では、「研究教育補助職員」という名称を使っているが、これは適切な名称が思い浮かばなかったため俗称を用いただけで、もし誤解を生ずるようなら、例えば研究教育協力者とか、具体的に職務にマッチするような名称のものに修正したい。
- 試案では理想の部分を削除したわけだが、この制度が実現し、更に整備されてくれば、1等級（技監）の上に乗るものの新設も可能となるのではないかと考えた。
- この制度が実現した場合、国立大学関係で、この専門職群に入るのは何名位になるか。
- 研究技術専門官の適用範囲をどこまで拡大するかという問題はあるが、現実のところ講師・助手のうち技術専門の人の一部、教務職員、行政職(一)の技術職員(建築関係は除く)および行政職(二)の技術職員で、約15,000名ぐらいの職群になるのではないかとと思われる。
- 人事院との間で問題になるのは、「公務部内均衡」という公務員賃金決定の原則である。確かに俸給を有利にすれば良い人材が集まるが、どこかを上げると、必ずキャッチアップする動きが生じてくるので、人事院を動かすのは大変困難なことである。そのためには説得させる論理が必要である。また、人事院は公務員給与の勧告に際して「民間賃金準拠」といってその実態を調査するが、最近では直接リンクしない職種も増えており、この公務員給与の見直しの機会に、研究技術専門官の適用範囲等を整理し、更に公務部内で均衡をどうとってゆくかは大きな問題である。
- 例えば、高エネルギー研究所では技官の待遇改善のためもあり、新しい部課を設置し行(一)、行(二)の2等級あたりまで処遇するという方策を試みているが、直轄研の場合、その点はどうかであろうか。
- かつては土木研にも模型を作る職工等、木材系統や金属系統の人も沢山いたが、現在は定割等の関係で欠員が生じても必ずしも補充せず、定割割当のため留保する等の措置を講じているため、その数は非常に減少してお

り、ほとんどの仕事は外注に依存している。このような状態であり、そのように部課を新設し4・5等級の改善を図るのは困難である。

- 大学でも機械工作・ガラス細工等外注が多くなっている。このようにサービス部門がつぶれていくのは大問題である。
- 確かに外部にまかせてよいものもあるが、研究所で開発する必要のある基礎的技術の積み上げ等も次第に出来にくくなっている。これは日本の将来の基礎科学にとって大きな問題である。
- 直轄研の研究公務員のことであるが、科学技術庁の技術専門官制度の審議に参加して、直轄研の研究職の3等級の一部および4・5等級をどう取り出すか、いろいろと議論したが仲々合意に達せられなかった。
- 国立大学関係の技術専門官の場合、性格はかなり共通していると思うが、政府の研究機関は各省庁ごとにその性格や構成が異なる。例えば先程説明のあった3等級に関しても、医師系統の研究所は研究職3等級以上は医師であり、レントゲン技師等とは截然と別れており、決して医師にはなれないとの意見が強く、この問題をめぐって論争したこともある。
- 直轄研では研究補助員を研究員にするところが問題であるとの説明があったが、これを附置研から見ると、附置研は教授・助教授・助手という確たる体系があり、運用の妙ぐらいのところしかあげられない。しかし、附置研の技官はおそらく研究職になれば3等級の研究員になれるのではないか。仮に、同様な条件・資質の者が研究職なら2等級までいけるとなると助教授に相当する。このように国

立大学の方は、教官系とその他の系列とで身分制度ははっきりしていて、この方の問題がネックになっている。

- 研究職の等級別定数は決まっているのか。
- 人事院は研究職3等級のところは教官に比してもう少し弾力的に扱っていると思う。研究所により異なるが、4等級から3等級に移る時に資格審査を要するわけだが、これは大学のその他の系列から教官系に移るのとは全然仕組みが違う。
- 研究職の等級別定数について、もう少し詳しく説明すると、定数ははっきり決まっており、定数の欠員がなければ4等級から3等級に移せないし、また定員に余裕のある場合でも人事院の審査がある。ただいま弾力性があると言われたのは、人事院に申し出たとしても審査に通りそうな者がたまったら、まず定数改訂の要求を出し、ある程度定数改訂が認められると、今度は実際こういう者がいるということで人事院との折衝があり、それを人事院が認めればはじめて等級の移行が出来る。
- 直轄研の場合定数改訂があるが、教官はない。
- 確かにその点は違うところである。
- 政府の研究機関の場合、キャリア組というのは国家公務員試験上級職合格者（博士課程修了者は人事院と協議の上、上級合格者と同様に扱う）であり、たとえ修士や学部修了者でも資格のない者は高卒の資格でしか採用しない。その意味では、身分は制度的に明確化されている。
- 先程の説明だと、2・3等級にノンキャリアの人がいるということだが、その状況はどうなっているのか。

- 土木研の場合、ノンキャリア 145 名のうち約 1 割弱で、その関門は非常に厳しい。
- 配付資料「研究公務員等の処遇改善に関する検討資料」(科学技術庁計画局)を見ると、高校卒で研究職 2 等級になっている者は直轄研全体で 769 名いる。しかし国立大学関係で高校卒で行政職(一)の 3 等級になっているのは全国で 10 名もいない。この問題は国立大学関係の方が、はるかに緊要度が高い。
- 直轄研の上級職合格者の処遇についてであるが、所長とか部長は行政的職分で、統轄・管理の責任がある。しかし、この任務に適さない者もあり、研究面で業績のある者については、適正な名称をつけ、役職につかずとも同等の処遇が与えられるよう各研究所で色々な措置を苦勞して講じている。また、この問題については、処遇対策委員会でも、キャリア組・ノンキャリア組を問わず、こういう人達の処遇の問題について検討している。
- 今までの議論を聞いてみると、国立大学関係の研究技術専門官制度と直轄研の技術専門官制度を 1 つのものとするのは無理のように感じられるので、それぞれ、別途に、その処遇改善の方途を講じた方がよいように思われる。
- 別建て職階を立てる場合、人事院としては全省庁に適用できる制度であることを条件とするであろうと思われる。
- 人事院給与局の話では、新しい職群を設けるには 1 万人ぐらいの該当者がいることが必要とのことだった。すると、国立大学関係の方は 1 万人を超えるが、直轄研の方は人数がそれほど多くないので、国大協の考え方に吸収されることになるのか。
- 手順としては、大学の方が先行して俸給表を作り、それに直轄研関係で乗れるものがある。その際、その適用を受けるかどうかは本人の選択の問題である。しかし、この試案は国立大学関係だけで作成したもので、職分の内容・俸給表の描き方等、他の機関の意見も十分に伺い修正する必要はあろう。
- 直轄研の場合、高卒資格の初級職で入った者は 15~16 年で 3 等級にあがれるようにしている。しかし、国大協の案では、それと同水準の 2 等級(主任専門官)に昇級するのに、高卒 21 年以上を要することになっている。また 3 等級(専門官)は高卒 16 年以上となっているが、直轄研では 4 年目に同水準のところにあがれるようになっている。この国大協の案は直轄研の現実のものよりかなり低い。従って、将来の処遇ということを含めてこの案を検討すると、逆に内容をかなりレベルアップした形のものになるのではないかと、それが国立大学関係の現実の姿とどうからむか、という問題も出てきそうな気もする。
- 研究職の方が有利であるので、直轄研が国大協の案に乗るとしたら、直轄研が上の 1・2 等級への移行が多く、国立大学関係は下の方の移行が多くなるという結果になるだろう。また直轄研の方でも、現在の 1 等級(技監)で頭打ちという点についても検討願いたい。

概ね以上のような意見の交換がなされたのち、畑学長より次のように述べられた。

本日は種々ご協議いただき参考になったが、新しい職階を設けるとなると、先程も意見にあったように国立大学関係だけでは困難であるので、少数であっても直轄研の方にも参加して協力してもらえ余地があるか、その辺の可能性を一つ検討されることをお願いしたいし、また

今後とも、国大協第6常置委員会を通して折衝を続けたいと思うのでよろしくお願いしたい。

以上をもって本日の懇談会を終了した。

---

## 医学教育に関する特別委員会

日時 昭和56年11月10日(火) 11:00~12:00  
場所 国立大学協会会議室  
出席者 猪委員長  
吉田, 高安, 館, 吉利, 脇坂, 福見各委員  
堀専門委員  
(文部省側) 前畑医学教育課長

---

猪委員長主宰のもとに開会。

はじめに委員長から開会の挨拶が述べられ、ついで議事に入った。

### 【議事】

#### ◎ 医学教育に関する昭和57年度概算要求について

初めに文部省側から、「昭和57年度国立学校特別会計概算要求の概要」その他の資料をもとに概略の説明があった。

つづいて、これに関連して「国立大学における医学教育の当面する諸問題について(説明メモ)」をもとに、次のように説明があった。

##### ① 実習用解剖体の確保方策について

これに関しては前回(5.29)のこの特別委員会においても論議があったが、日本学術会議からは献体登録の法制化の提言があり、国会でも論議されるという状況になった。これに対し文部省では、現在の必要体数が適正であるなら、これの確保の方法をワーキンググループなどで検討することを考えている。あるいは各大学でなんらかの調整ができないものかとも考え、とりあえず、この問題の現状を把握するというので、その実態調査をすることにしている。

##### ◎ 国費沖縄学生制度の存続について

諸般の情勢を考慮して57年度から61年度までの5年間国費沖縄学生制度を存続させ、医学を履修する課程10名以内、歯学を履修する課程5名以内の大学受入れをお願いしたい。これについては琉球大学においても慎重に検討され、むずかしい判断がなされているようであるが、そのような事情をご理解のうえご協力をお願いしたい。

##### ③ 医師国家試験の改善検討について

この問題の具体的な進め方としては「医師国家試験改善検討に関する常設専門機関の設置」という問題が提起されているが、これに関してどのような対応をすべきかという問題がある。厚生省の方ではこの常置の専門機関を「医療関係者審議会」の下部組織として設けたい意向のようである。しかし、そのような考え方に対して、医師国家試験という重大な問題を検討する機関を「医療関係者審議会」の下部組織とするということではいささか軽く扱う結果になるのではないかとの批判もある。また、これについては医学教育関係者の意見も十分汲み取るべきであるという意見も強く出されている。

④ 服務規律の保持の問題、事務機構の一元化の問題についても検討されている。

⑤ 次に、この機会にお願いしておきたいことは、先般の医学部長会議でいくつかの議論があ

ったが、その中で特に重要な問題として注目をひいた議論の一つに、医師の過剰という問題から出てくる学生定員の規模の再検討ということがある。このことについて文部省としては、まだ新設医大の整備計画を進めているところであるので、この問題についての対応はきわめて慎重であってほしいということである。それに国会でもこの問題に関しては議論があり、いま「老人保険法」も審議されているので、これとの関連も考え、医療資源の適正配分という全体的な見地から医科大学の適正配置とその規模の問題は検討してゆかなければならないと考えている。

もう一つの問題は、新設医科大学にかかわる大学院の問題である。文部省としては大学院は学年進行の順に設置してゆくという計画をたてているので、この計画に則って進めてゆくことにしている。

以上の説明に関して次のような意見が交された。

- 医師国家試験の改善を検討する機関を医療関係者審議会の下部組織として置くということは、医師国家試験というものを軽く扱うということになり問題ではないか。
- 医師国家試験を検討する機関というのは、医師国家試験のあり方を専門的に検討する委員会ということであるから、これが他の機関の下部組織ということは成り立たないのではないか。
- この問題については厚生省はすでにはっきりまとまった結論をもっているというわけではない。ただ、一つの考え方としてそのようなことを考えているということである。
- 医師国家試験の改善の問題は、そもそもこ

の試験が現在は年2回行われているのを1回に改めようということから起きたのであるが、制度改革という重要問題については厚生省と文部省が一体になって、例えば入試改革のために入試センターを設置したように、整備された独立の機関を置いて検討し改善してゆくというぐらいにしなければ、望ましい医師国家試験は行えないのではないか。

- 文部省と厚生省の合同機関ということは無理であろう。また現在の組織で共通1次試験のような大がかりの医師国家試験を行うことは無理な話である。なお、この試験を年1回にするか2回にするかについては、そのいずれにも筋の通った論理があるわけではない。また、この問題は国立大学だけにかかわる問題ではなく、公立・私立大学にも深刻にかかわっている問題である。
- 医師過剰論が最近になってよく出されるようになったが、これはどこで、どういうふうに、どうすべき問題であるのか、よくわからない。そうかといって厚生省のみに任せておけばよいという問題でもなさそうである。
- 文教行政の立場からすれば、目下新設医大の整備計画を進めているところであるから、いまその議論に関わることは躊躇せざるをえない。また、国会では老人医療の問題が審議されているところでもあるので、そのような状況もよくふまえたうえで、この問題に対応してゆくことにしたい。とりあえずは定員を増やさないと方向を進みたい。
- 医師過剰論の問題は、国大協としては急いで解決しなければならない性質の問題ではなさそうであるので、新設医大の整備計画が終わるまでは強くは触れなくておく方が現在の状況に適合しているのではないか。



○ この問題には地域性の問題、医師の労働時間の問題、それにわが国にもプライマリーケアを導入してはどうかという問題もあるので、それらの全体的な状況もよくとらえたいでなければ容易には取り組むべき問題ではなさそうである。

○ そのほかの問題としては医学部の大学院問題がある。この問題もいずれは検討しなければならない問題である。

以上のような意見交換があつて本日の会議を終了した。

---

## 教養課程に関する特別委員会

日時 昭和56年10月23日(金) 13:30~16:00  
場所 学士会分館7号室  
出席者 神田委員長  
久保, 松山, 須甲, 天野各委員  
柘植, 緒方, 浅野各専門委員

---

神田委員長主宰のもとに開会。  
初めに、委員長より開会の挨拶があつたのち直ちに議事に入った。

### 【議事】

#### 1. 教養課程に関するアンケート案について

初めに緒方専門委員より、配付資料を基に小委員会において取りまとめたアンケート案について、次の項目を挙げて説明があつた。

- ①一般教育の理念、認識
- ②基礎科目について
- ③外国語教育について
- ④カリキュラムについて
- ⑤教養課程と専門課程全般について
- ⑥保健体育科目について

これに関し次のような意見の交換があつた。

- このアンケート調査を行う目的はどのように考えられているのであろうか。
- このアンケート調査の目的は、当委員会が昨年11月にまとめた報告書「一アンケート調査結果を中心とした一教養課程教育の実状」

の仕上げという意味ではあるが、実際には、この報告書をよく読んでもらつて、教養課程教育の実情をよく認識して貰うという含みがある。

- アンケート調査の対象はどの範囲について行う考えであらうか。
- このアンケート調査の対象は、各国立大学ということであるが、その場合、大学単位で行うと教養課程担当の委員会等からの回答ということになり、教養部サイドの意見に集中しはしないかと思われる。そこで、大学単位ということではなく、範囲を別に考えて、例えば各学部単位とするようにしてはどうかと考えている。そして調査する対象者は教官・大学院生というところを考えている。
- もしも、教官なり院生に答を求めるとであれば、その専攻分野がわかるようにするとよいのではなからうか。
- ところで、大学の一般教育がどうあるべきかということについては、文科系と理科系ではその理念についての考え方が相当違つているように思われる。理工系の方では専門基礎的な考え方をする人達が多いが、文科系の

方ではそのようでもない。

- このアンケート調査によって一般教育の理念の統一を図ろうと考えるべきではなく、多様化の実態をよりの確に把握するということを所期すべきであろう。
- ある大学の理工系では、一般教育の一部を専門課程の教官が受け持っているところもある。これは、将来理工系へ進学することを予測して考慮したものであろうと思われる。
- 小さい規模の大学では、一般教育についての理念はある程度統一される必要があるように思う。例えば、専門基礎として教える科目については、専門課程の教官でも教えることができるが、どうしても専門基礎として扱えないような科目は一般教育科目のなかで浮き上がってしまうことになる。このような現象は教官スタッフの不足ということに由来することであろうが困った問題である。
- それは、一般教育と専門基礎という学問が混同されて考えられるからであろう。
- 一般教育についてであるが、昔は旧制の中学とか高等学校で一般教育は完了していたように思う。そこで、現在の大学教育を考えると、専門課程の分野も相当に拡張されつつあるように思うが、そのような状況のなかで、一般教養的な教育をするという余地が一体どれくらい残されていると考えられるのであろうか。
- それに関連してであるが、一般教育というものを全く別のものとして考えるなら、これを別建てとして専心一般教育を行えばよい。ところが、現在の大学では一般教育もやり、専門の教育もやらなければならないというところに問題がある。例えば、理工系の自然科学に関してみるならば、以前から教養課程のなかで一般教育と専門基礎とが混然として行われてきていたことは事実である。ところが、それをはっきりさせないで、建前だけで一般教育と言いつ張っているのはおかしなことである。
- 一般教育に関連して、入学試験の傾斜配点についてであるが、例えば理工系へ進学する者に理・数科の成績を重視するというやり方は、いずれ進学する専門課程の専門基礎ということを念頭においての考え方だと思ふ。しかし一方、人間形成という教育的観点からすれば、入学試験の際軽視された理・数科以外の科目は、将来理工系へ進む者にとって、入学試験以降殆ど触れることのない科目となり、問題があるのではないか。このように、この傾斜配点について前者と全く逆の考え方もあると思ふ。
- 教育系の大学では一般教育というものは非常に重要な意味をもっているものであると思ふ。特に小学校教員になる者は、全教科に亘って教えなければならないのであるから、一般教育を基礎教育とみる考え方以上に、基本的な意味をもつものであると考える。そこで、国大協として「教員養成系の大学における一般教育はどうあるべきか。」という理念を示してもらいたいと思ふ。
- 一般教育が重要であるということは、教育系の大学ばかりでなく医学部などにもそのような考え方が強く出ている。これは医師になるためには、やはり教養課程のうちに十分一般教育を身につけておかなければならないという、全人教育の必要があるからということであろう。
- 教養課程を担当する教官のなかには、講義の内容があまりにも自分の専門の学問に傾き

過ぎて、広い視野に立ってそれぞれの学問の意義を了得させ、その学問への関心を高めるといふ配慮に欠けると思われるような講義もあるようである。

- そのような教官の考え方は、学問を発展させていくのは学生自身の問題であって、講義そのもののなかから何を汲み取るかということが一般教育の真髄ではなからうかという考え方の方である。
- 教育系大学・学部での一般教育の重要性についてであるが、一般大学と教育系大学との卒業生の就職先の環境という面を比較した場合、一般大学の学生の就職先は概して会社か一般官庁関係である。そうすると、そこには先輩なり上司がいていろいろな面で精神的にも指導を受けることになる。ところが、教育系の大学を出た学生は殆ど教師として就職し、いわば直ぐ一城の主となるわけである。このようなことを考えると、教育系大学の場合は大学の在学期間中に人間形成という点についての教育をより以上に受けておく必要があるように思う。
- 教育系大学の学生は、卒業すると小・中・高校というように幅広い分野の教職に就くことになる。そのうち高校の教師になる者は相当に専門の学問を修めておかなければならず、また基礎となる一般教育もやらなければならないわけである。ところが教育系大学の現状では、規模が小さいために、一般教育を施すのに、これを小中・高校と分けて行うというわけにもいかない。その点に問題がある。
- 今回のアンケート調査をするについての要望であるが、各大学ではその事情がそれぞれ違うのであるから、その辺の本音が抽出でき

るものであってほしいと思う。

なお、今後の検討を進めるについて、何か重要な参考になる資料が得られれば更によいと思う。

- アンケートの集計に当たっては、専門別にその意見を分けて集計されると、それぞれの分野にわたって考え方の違いなどがわかって参考になる。例えば、教養課程の教官にはこのような考え方があるとか、理工系の専門課程の教官にはこのような考え方があるとかいうようなことがわかり、参考になるのではないか。

おおむね以上のような意見の交換があつて、本議題についての協議を終了した。

## 2. 今後の検討課題について

このことについて委員長より次のように述べられた。

今後の検討課題の参考にもと思い、このたび当委員会の学長委員の方々に宿題を課して教養課程に関する意見を伺ったところ、その意見も大体出揃った。しかし、今日はそのについて逐一説明を伺い検討する時間的余裕もないので、次の機会にすることにしたい。

なお、この宿題の回答について、小委員会の方でその主要点を項目別に取りまとめてみた。それがお手許に配付した資料「教養課程に関する意見」であるが、これについて何かご意見があれば伺いたい。

このことに関し次のような意見交換が行われた。

- 一般教育を担当する教官には、専門課程担当の教官と教養課程担当の教官との間に何か差別があるのではないかというような意識が

ある。このような意識のあることは大学全体として見たとき、好ましいこととはいいがたい。ただし、これは全大学の仕組みに問題があると考えられる。そこで、一般教育担当の教官にも専門課程の講義をさせるというような工夫が必要ではなからうか。

- 仕組みを替えるということは仲々困難なことだと思うが、各大学で何か工夫すれば、現在の日本の大学の硬直化している面は、かなり柔軟化するのではなからうか。
- 大学の教育の仕方についてであるが、例えば、体育系の教官は体育教育理論などを大学教育のなかで修めており、体育教育のキャリアもあるので、体育教育をどうすればよいかということについては専門家である。ところで、学生が一般教育になじみにくいというのは、一般教育を担当する教官がその科目について、どう教育すればよいかという仕方について関心が乏しい点があるからではなからうか。
- 確かに、大学教官には、教え方について反省がないように思う。現在の大学の講義は教官自身が大学で教わったとおりに行っているのが実際であって、教育の工夫というものはないようである。
- 大学教育は高校教育とのつながりという点から見れば、やはり大学へ入学した当初は、教育の仕方に大学でも工夫する必要があると思う。
- 一般教育の仕方の一つであるかもしれないが、ある大学では各教官が学生20名程度を対象にセミナーを実施しているところがある。そして、これは教官も学生も相当に興味をもって行われているようである。
- 欧米系の大学教官と東洋系の大学教官の

「教え方」ということについての意識の違いについてであるが、先般、筑波大学においてIUTの国際会議があった。その際ある分科会では「学生に教師を評価させる方法」ということが議論されたのであるが、これに対して欧米系の大学の教師は、この議論に賛成であり、これを如何にやらせるかということであったが、東洋系の方では、先ず学生が教師を評価すること自体の是非からはじめなければならぬということ、この議論には否定的であった。このようなことで、欧米と東洋とでは「教師と学生」という観念については、かなりのずれがある。ただし、この会議でそのことを知り得たということには意義があったと思う。

それから、現在の全国的な傾向として大学生の学力のレベルが低下しつつあるということが憂慮されているが、これに対し如何にわかり易く教育すればよいかということが取り上げられ、今までのように一方的に教師が講義するようなかたちではいけないのではないかという反省があった。

おおむね以上のような意見の交換があったほか、総合科目の試みということについても若干の意見が交された。

### 3. 次期委員長の互選について

これについて、委員長より次のように諮られた。

私の学長任期が来る11月6日で満了となり退任することになった。従って、これに伴い当委員会の委員長も辞任することになるが、次期委員長の選出についてはどのようにしたらよいであろうか。

このことについて協議した結果、須甲委員

(埼玉大学長)が次期委員長に選任された。

#### 4. 委員の交代および専門委員の追加について

このことについて、委員長より次のように述べられ異議なく了承された。

このたび、第2常置委員長として当委員会の委員を委嘱されていた斎藤委員(東京工業大学長)が学長任期満了に伴って委員を退任されることになるが、これについては特別委員会の委

員の選出についての内規によって、次期第2常置委員長猪新鴻大学長を委員に委嘱することにしたい。

次に、専門委員の1名追加についてであるが、これは次期委員長である須甲委員にその人選を一任することにしたい。

以上をもって本日の議事を終了し、最後に神田委員長より退任の挨拶があつて閉会した。

---

### 図書館特別委員会

日時 昭和56年11月10日(火) 13:30~15:00

場所 学士会分館7号室

出席者 広根委員長

大塚、松田、丸山(代:細井)、林、吉武各委員長、沙藤、東各専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から次のように述べられた。

当委員会では、従来6月総会において、大学図書館の整備充実にかかわる事項を、「大学図書館の明年度予算に関する要望書」としてまとめ、これを概算要求が行われる9月頃、文部省その他の関係機関に提出することについて予め了承を得るといふ措置をとってきた。ところが今年度は臨時行政調査会における行財政建て直し推進という厳しい財政事情の下にある点を考慮し、従来のような多岐に亘る要望を差し控え、目下その設置が進められている学術情報システムの早期発足という一本だけに絞る方が時宜を得た措置ではないかということになり、6月総会にも「学術情報センターの設置に関する要望書」案を提案し、これを関係方面に提出し要望した。しかし、これは当面の厳しい財政事情に対応してとった便法的な措置であつて、当特別委員会として、大学図書館が抱えている諸問題

についてどのような取り組みをすべきかという問題とは別個の事柄である。従つて、当特別委員会が従来からとってきた大学図書館の整備充実を促進するという姿勢は、今後も継承していくことはいうまでもないことであるが、大学における教育・研究の進展に伴い大学図書館のあり方にも新たな課題が提起されているのではないかと考えられる。

このことについて、去る9月7日に当特別委員会の小委員会を開催し、大学図書館に関わる問題点の整理ということで意見交換を行ったところ、いくつかのサジェスティブな意見も出された。そのときの議事をまとめた小委員会議事要録が配付されているので、参考までに事務局の方で朗読してもらふことにし、これをもとにして本日の議事を進めることにしたい。

以上のような挨拶があつたのち議事に入った。

## 【議 事】

### 1. 委員の補充について

まず、委員の補充について委員長から次のように諮られた。

斎藤委員（（前）東京工業大学学長）の後任には松田武彦東京工業大学学長を、また木村（教員）委員（（前）一橋大学附属図書館長）の後任には大川政三一橋大学附属図書館長をそれぞれ当てることにしてはいかがであろうか。なお、大川委員については国立大学図書館協議会との連携を密にすることからして、同協議会の方に推せん方を依頼した。

次に、松山公一熊本大学学長は情報工学の専門家であるので、この機会に当特別委員会の委員としてご参加を願うことにしてはどうかとの意見が小委員会で見出されている。なお、その他、情報処理の専門家および事務局長レベルの者を委員に加えることについては、いまのところ具体的な候補者があがっているわけではないので、その必要性がでた段階で選考することにした。なお、事務局長については図書館の専門家というわけにはいかないから、図書館の管理運営の問題について特に関心をもっている者ということを検討するという方向で選考することにした。

以上の委員補充に関する委員長の提言を異議なく了承し、それぞれ委嘱の手続きを進めることになった。

### 2. 今後の検討課題について

これについて委員長から次のように述べられた。

今後の検討課題について小委員会では熱心な意見交換が行われた。その内容を要約すれば次

の3点にまとめることができるのではないかとと思われる。

第1は、当特別委員会の姿勢としては国立大学図書館協議会と緊密な連携をとりながら問題の検討を進めてゆくという事は言うまでもないことであるが、その結論のところはこれを文部省の方へ浸透するよう押し進めてゆくべきであるということである。

第2は、国立大学図書館協議会の方で採り上げていく問題があるとすれば、当委員会としてその問題には特に留意しなければならないということである。

第3は、大学図書館として新しいビジョンというものがあるとすれば、それは当特別委員会として検討していかなければならないということである。例えば、学生に対するサービスの問題あるいは大型コンピューター導入の問題等が考えられるのではないか。

委員長の以上の提言につづいて、次のように意見交換が行われた。

- 文部省情報図書館課から56年3月に出された「学術情報センターシステム開発調査概要（昭和55年度）」によれば「学術情報センターのサービス業務開始には、次の作業スケジュールが考えられる。」とあって、そのスケジュール表が示されているが、この計画はこのスケジュールによって進められているのであろうか。
- 学術情報システムをわが国に導入し、このシステムの早期かつ合理的な実現と円滑かつ効率的な運営を図っていくためには、その中枢機関として「学術情報センター」を設置する必要がある、ということが学術審議会が55年1月に出した答申の基本的な考え方であ

る。そして、その中枢機関に当たるものの仮の呼名として「学術情報センター」と呼称しているのであるが、このセンターの事業開始時期の目標は59年末あるいは60年度初期というように文部省は説明している。また、学術情報センターがもつべきコンピューターは、非常に大型のものにならざるをえない。現在はそのソフトウェアの開発段階であって、そのための今年度予算は3,000万円であるが、来年度は1億の予算を予定している。そういう意味では事業開始あるいは学術情報センターの設置時期が目標の時期と完全に一致するかどうか、現在の困難な財政状況のなかでこれがかまいくのかどうかは疑問である。1～2年のずれが起きないとはいいきれない。

なお、学術情報システムのセンターである学術情報センターがどのようなサービスを提供し、これを大学側はどのように利用するのか、そして、そこに起きてくる現象にはどのようなネックが考えられるのかというようなことについては、まだその構想が出されたにすぎないところであって、文部省はある部分についてのシステムの開発段階に力点をおき、それに関する協力者会議を設けて計画調査をすすめている。しかし、大学ないし大学図書館にはまだ具体的な問題が明示されたわけではない。しかし、今年度末には具体化されたレポートが出される予定になっているので、それによって学術情報センターの具体的なイメージがはっきりしてくるのではないかと考えている。このような状況にあるので、大学図書館としてはこの学術情報センター構想に期待はもっているものの、現在の段階では何をなすべきかはわからないというところが実感である。けれども、大学図書館のサイ

ドから言えば学術情報センターが設置され、稼働を開始すれば相当大きなインパクトがくることが明らかである。

- 学術情報センターが発足すれば大学図書館は大変な影響を受けることはたしかであるので、図書館側としてはこの問題に関するインフォメーションがもう少しほしい。図書館側としてはやがてくるものがくるであろうとは考えているが、そうかといって、いま具体的に何をどういうようにすればよいのかはわからない。学術情報センターが設置されれば図書館というものは大きく変貌せざるをえない。従来の大学の組織構成のなかでは、情報センターは図書館とは別の機構として置かれており、それと図書館とは人事交流もなく、全く違った事業を行っている。ところが、この学術情報センターが実現するとなれば図書館はこのままでよいとはいき切れない。その段階ではその間の相互調整という問題は図書館にとっては死活的な問題である。そして、図書館というものは大学の組織構成のなかでどういう地位を占めうるのか。このような問題が提起されてくることはあきらかである。したがって、先程も話題になったように、そういう問題について行政サイドから賢明な判断のできる事務局長の当委員会への参加の必要性ということはいえるであろう。

- 学術情報システムというものには、コンピューターシステムとしてハードウェアとソフトウェアの二つのシステムと、これを包み込む環境のシステムの三つのものが渾然一体とならなければ学術審議会がいう学術情報システムにはならない。文部省がいま取り組んでいるのはハードウェアとソフトウェアの部分である。すなわち外側の部分だけであって、

環境の計画というところまでは手が付けられていない。そして、大学側としてはコンピューターシステムのハードウェアとソフトウェアシステムを十分に使いこなすということがいちばんの問題ではないか。したがって、ハードウェアとソフトウェアのコンピューターシステムの方が明確に詰められないかぎり、大学ないし図書館側としてどのような働きをすべきかわからないということが現在の状況である。

以上をもって、意見交換を終わり、この問題については文部省の方の計画の進展状況をみながら対応していくことになった。なお、いずれ小委員会を開催してこの問題に関して当特別委員会として差し当り何を問題にすべきかを検討することになった。

次に委員長から、今後の検討課題の第2として国立大学図書館協議会の方では採り上げにくい問題ということに関して、大学図書館にかかわる問題のなかで同協議会では採り上げにくい問題というものがあるのかどうか、もしそれがあるとすればそれはいかなる問題であるのか、これについて意見を伺いたい、と述べられた。

これについて次の意見が交された。

○ 国立大学図書館協議会の方で採り上げにくい問題というよりは、図書館長レベルで採り上げてみても学内予算の制約があって身動きがとれず効果のでない問題というのがある。それらの問題を国大協すなわち学長レベルのところでは採り上げ、学長の理解が得られるならば相当の効果を期待できる問題というものはある。例えば、情報システムの問題にしても、図書館長の方はこれを大学の方に申し入れをする立場であって、大学としてこれをど

う評価するかという立場にあるのではない。

○ 学術情報システムが発足したからといって、図書館予算が直ちに増額するということにはならない。したがって、図書館長としてはこの問題についてはそれ程強くは出ることができない。

次に、今後の検討課題の第3として、大学図書館としての新ビジョンということについて、次の意見が交された。

○ 現在、大学図書館はその規模の大小を問わずそれぞれの問題を抱え込んでいる。それで、それぞれの大学ないし図書館は図書館の新しいビジョンというものを探さなければならない時機にきているのではないか。これは大学図書館一般のビジョンというものではない。その方は国大協の方で考えてもらえばよい。

○ 九州芸術工科大学には音響関係と映像関係という特殊なものがある。これは図書情報とは別の視聴覚情報関係に属するものであるが、これについて図書館では扱いかねるという意見と、一方ではむしろ図書館のなかで管理し扱うことのできるような機構にすべきではないかという意見がある。この問題こそ、もう少しコンピューターの機能が充実されてくれば解決される問題ではないかと思っている。

○ 大学図書館の管理運営の中心的な問題をなしているのは、図書館長の地位が併任の任期制になっているという問題である。この問題は大学図書館にかかわる今後の検討課題として提起しておきたい。

○ 大学図書館にかかわるもう一つの大きな問題としてコンピューター問題がある。しかし、この問題はいまだどこでどのような取り組



みをすればよいかかわからない問題である。

以上をもって今後の検討課題について意見交換を終わり、委員長からこれらの問題の今後の取り組み方について次のように述べられた。

今後の検討課題についてこれまで貴重な意見が交された。当委員会としてはいずれ小委員会

において本日の議論をふまえ、できればもう少しこれらの議論を掘り下げ、問題を分析して、国大協としては今後どのような対応をすればよいかというところを検討することにした。

以上をもって本日の議事を終了した。

---

## 教員養成制度特別委員会

日時 昭和56年11月10日(火) 13:30~16:00

場所 学士会分館3号室

出席者 井沢委員長

岡路, 岩下, 須甲, 椎名, 阿部, 橋爪, 田浦, 川崎, 小林(章), 後藤, 沢田, 岡本各委員  
山田, 片山各専門委員

井沢委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

当委員会では、これまでに2~3回小委員会を開き、今後どのような問題を検討すればよいかということについて協議した結果、現行の教員免許制度の簡素化について見直しを行ってみたいかどうかということになった。しかし、教大協の方では既に小学校の教員免許制度について検討を重ねているということであるので、国大協の方としては中・高校の教員免許制度を主として検討しようということになった。

そこで、とりあえず一般大学・学部における教員養成の実態を把握するため、小委員会の委員が所属している各大学の实情について調査し説明を伺ったわけである。

以上がこれまでに行ってきた概略の経緯であるが、今後の作業予定については、来年の6月総会までにとりあえずこのような実態調査を基に一応の大枠の問題点を絞り、できれば11月総会を目途にそのまとめの報告をしたいと考えている。

以上のような挨拶があったのち議事に入った。

### 【議事】

#### ◎ 大学における教員養成の問題について

この問題を検討するに当たり、まず現行の教員免許制度について、自由討論のかたちで協議を進めることとし、これについて概ね次のような意見の交換があった。

- 現行の教員免許制度は、確かに洗い直しの時点に来ているように思う。そこで今回、国大協としてはこれに関する報告書をまとめるのであれば、その基本的な考え方の裏付となるようなものであることが望ましいのではなかろうか。
- 現行の教員免許法は、本文よりも附則の部分が多過ぎるので、基本的なものが骨抜きになりかねない。そこで、今回洗い直しをするのであれば、この際あまり重要でないと思われる枝葉の部分は取り除いてもらいたい。し

かし、根幹となる部分に手を付けるとなると、これは、大きな問題になりかねない要素を含んでいるのではなからうか。

- 附則の枝葉のところは、実際には各教育委員会の方で解釈が違っており、この免許法の扱い方が案外いい加減に扱われているようである。
- 工業科の免許取得についてであるが、附則によれば教育実習はしなくてもよいということが決められている。また、その他いろいろと現行の免許法には問題のところがあり、文部省の方でも免許の手直しをしようという動きはあるようである。
- そのような動きがあるのであれば、この際国大協としての意見は出しておく必要がある。
- ところで、現在行われている小学校教員認定試験というものは、本当に必要性があるであろうか。
- これについては、時代も変わってきているので、もし新しい免許制度が考えられるのであれば、それと同時に小学校教員認定試験の是非の問題も考えてみてもよいのではなからうか。
- 教育実習の問題であるが、例えば、小学校教諭の二級普通免許状の取得について、小学校教員認定試験合格者といえども教育実習はやらなければならないという問題がある。これらの者の教育実習の実態は、授業参観や1週間程度の教育実習を行うというカタチで済ませているという状況のようである。しかし、彼等は非常に教育については熱意があるようである。

なお、この小学校教員認定試験合格者の半数以上は在学生のようであり、特に私立大学

の学生が多いという実状である。

- この小学校教員認定試験も、現場では恒久的にやるのであればやるようにはっきりさせるべきであって、現在のように各大学の教授会の動向によって行ったり中止したりするということはおかしなことである。
- ところで、これらの者の就職後の状況はどうかという点、これらについては追跡調査も行っていないので、その実態についてはわからないということである。
- この教員認定試験も国の施策として必要であるのであれば、少なくとも現在より何かその中味を変えたいというような工夫をして、改善の方向で検討すべきであろう。
- 免許状についてであるが、現在のように小・中・高とその種類を分ける必要があるのだろうか。例えば、教育系大学を卒業した者には、小・中校の教師の資格を与え、一般大学の学部を卒業した者で教職課程を修めた者には高校教師の資格を与えるというように単純には考えられないものであろうか。
- 今回、免許法の改善を検討しようとする点について、国大協としては現行の免許法より厳しくしようとする考えであるのであろうか。
- それについては、これを総体的に厳しくするというわけにはいかないが、ある部分は厳しく、ある部分はもう少しゆるやかにしてもよいのではないかと考えられる。
- 免許法改正のことは時間の掛る問題であると思うが、検討のための一つの指針として卒業生の評価というものが問題になるのではなからうか。
- 教員になる人材の確保という問題であるが、現在の教員養成学部の学生を見ても、特

に理科系の学生の質が劣っている。これは入学する以前から理・教に弱い学生が受験してくるからではないかと思われる。そこで、よい学生が得られるようにするにはどうすればよいかということが今後の検討課題であろう。

- それにはいろいろな要素があるが、教員となる者の資質は、できるだけ多様性がある

方が望ましいのではなからうか。

概ね以上のような意見の交換があり、そのほか、現在の教員への就職情況、あるいは採用試験のあり方等についても議論があったのち、閉会した。

次回 小委員会 12月19日(土)

10:00~13:00

## 特別会計制度協議会

日時 昭和56年10月5日(月) 10:30~13:00  
場所 文部省第2特別会議室  
出席者 (文部省側)  
諸沢, 宮地, 松浦, 柳川(代:野村), 植木各委員  
十文字, 斎藤, 勝谷各専門委員  
阿部, 大崎各審議官, 斎藤人事課長,  
(国大協側)  
平野, 香月, 沢田, 畑, 官沢, 飯島各委員  
望月, 石塚各専門委員

平野議長主宰のもとに開会。

初めに議長から次のとおり挨拶が述べられた。

本日は、私が会長就任後初めての協議会であるがよろしく願います。

今回は、文部省から来年度概算要求ならびに第6次定員削減に関して協議会開催の申し越しがあったのでお集まりいただいた。

なお、協議に入る前に委員ならびに専門委員の異動についてご報告する。

最初に文部省側としては、省内の人事異動に伴い、吉田委員に代り柳川管理局長を委員にご委嘱したのでご紹介する。また、新任の十文字高等教育計画課長に専門委員をご委嘱したいのでご了承頂きたい。(承認)

次に国立大学協会側としては、先般今村北海道大学長が退任されたため、会長指名の委員として飯島名古屋大学長をご委嘱したのでご紹介する。(了承)

以上の委員等の異動報告に関連し、宮地大学局長より、前回(6.13)の特別会計制度協議会以降の文部省幹部の人事異動について報告があった。

ついで、諸沢事務次官より次のように挨拶があった。

本日は、昭和57年度の概算要求について説明を申し上げるとともに今回の臨調の答申に基づく第6次の国家公務員の定員削減という大きな問題をお諮りして、国大協のご協力を得たい。

ところで、例年であれば6月にこの特別会計制度協議会を開催して、次年度の概算要求の基本的な考え方について説明申し上げていたのであるが、本年はご承知のとおり臨調の関係で大蔵省の基本方針も遅れて示され、従って文部省としての要求のとりまとめも8月末になって大蔵省へ提出したというような次第である。

なお、その内容についてであるが、本年の予

算はその枠組がゼロシーリングという極めて厳しいなかでの予算編成であった。しかし、文部省としては教育・研究活動に必要な最小限のものについては、これを計上しようという方針で努力した次第である。

一方、定員削減の問題についてであるが、従来は国立大学の教官なり看護婦については、その特殊性に鑑み例外的にこれを対象外として扱われていたのであるが、今回の臨調の答申ではこれについて対象外とする特別措置は認められないことになった。そこで文部省は国大協にも諮りこれについていろいろ関係方面とも折衝したのであるが、結局はある程度の削減を認めざるを得ないというような状況である。

これについては、9月はじめに国大協の方へその時点における状況については報告済みであるが、本日はその後の経過について説明を申し上げ、具体的にこれをどうすべきかということについてご相談したいのでよろしく願いたい。

#### 【協 議】

### 1. 昭和57年度概算要求について

初めに文部省側より、配付資料に基づき昭和57年度文部省所管概算要求額ならびに大学局・学術国際局の概算要求重点事項について説明があった。

ついでこれに関して、主として次の事項について質疑応答ならびに意見の交換が行われた。

- ①特別会計への一般会計からの繰入れの割合について

- ②受託研究費の充実について

- ③教官研究旅費および科研費の状況について

- ④育英奨学事業見直しのための調査研究の方針について

- ⑤物価の上昇率と大学の基準的経費の伸び率とのバランスについて

- ⑥授業料問題について

### 2. 第6次定員削減について

これについて斎藤人事課長より、その経緯と内容および今後の段取りについて詳細な説明があった。

これに関し教官の定員削減について次の4点の質疑があった。

- ①年次割当て人員の弾力化について

- ②小規模大学への配慮について

- ③削減のはりつけの単位を学部レベルにすることについて

- ④定割分の予算措置について

以上のほか、次のような事項について質疑が行われた。

- 第6次定割に関連してであるが、大学の職員組織について、これを機として改革でもしようという考えがあるのであろうか。

- 事務職員の定員削減に対応して事務の簡素化の推進を図る必要がある。

- 大学の規模の大小に関わらず、各大学への定割の割当てについては個々の大学の事情を勘案して慎重に配慮すべきである。

以上の事項について意見の交換があったのち、本日の協議を終了した。

## 第69回総会国立大学協会事業報告

(注) 第68回総会より今総会前まで

### I 諸 会 合 (49回)

#### 1. 第68回総会

56. 6. 16 (火) 第1日

6. 17 (水) 第2日

#### 2. 事務連絡会議

56. 6. 18 (木) 幹事会

6. 19 (金) 第35回事務連絡会議

#### 3. 理 事 会

56. 6. 16 (火)

10. 29 (木)

#### 4. 常置委員会 (26回)

##### (1) 第1常置委員会

(主要審議事項) 本年前半に2回に亘って審議してきた放送大学の問題に関して、その後「放送大学学園法案」が成立した時点で、放送大学の設置に伴い国立大学と関係する具体的問題を中心に文部省関係官と意見交換を行った。今後も更に検討を続け、放送大学の実施面、運営面について国立大学側として希望すべき事項があればそれを取りまとめ、文部省に要望することとしている。

また、本委員会の今後の検討課題に関し審議を行った。

なお、これまで検討を続けてきた①助手の問題(第6常置委員会との共同審議)、②大学院の拡充整備に関する問題、③高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育のあり方の問題(第2常置委員会・教養課程に関する特別委員会との共同審議)等に関しても、時期をみて更に検討することとしている。

##### (委員会開催状況)

56. 6. 17 (水) 常置委員会

9. 10 (木) 常置委員会

10. 21 (水) 専門委員会

11. 10 (火) 常置委員会

##### (2) 第2常置委員会

(主要審議事項) 「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の共通第1次学力試験のあり方」の問題について、一昨年12月より、本委員会の下部組織である

「入試教科目改訂専門委員会」を中心に検討を続け、今総会（11月総会）に提出する予定の「出題教科・科目に関する中間まとめ（案）」の取りまとめを行った。

なお、この「中間まとめ（案）」をまとめるに当たり、予めその試案について各国大学にアンケートして意見を求める一方、全国7地区に設けられた「地区連絡協議会」に専門委員を派遣して、各国立大学入試担当関係者に試案の趣旨説明を行った。

その他、本委員会の関係事項として、①留学生の受入れ問題、②身体障害者の大学入学の問題、③推薦入学の問題、④直轄研・附置研等における大学院生の配分の問題、等についても協議した。

（委員会開催状況）

- 56. 6. 17（水） 常置委員会
- 7. 20（月） 入試教科目改訂専門委員会
- 10. 8（木） 入試教科目改訂専門委員会小委員会
- 10. 14（水） 入試教科目改訂専門委員会
- 10. 19（月） 同起草小委員会
- 10. 19（月） 小委員会
- 10. 19（月） 常置委員会
- 11. 2（月） 同起草小委員会
- 11. 10（火） 常置委員会

### (3) 第3常置委員会

（主要審議事項） 昨年6月総会時に開催された委員会において取り上げられた「留年問題」を継続審議中である。この問題を審議するに当たり、まずその実情を調査する必要があることから、昨年10月、本委員会所属の各大学に対し予備的な第1次調査を行ったが、その結果を踏まえ、本年6月末国立大学を対象とする2次調査を実施した。その調査の集計結果がこのほどまとまったので、これを基に今後この「留年問題」の対応策について検討することとしている。

（委員会開催状況）

- 56. 6. 17（水） 常置委員会
- 10. 20（火） 小委員会
- 10. 20（火） 常置委員会

### (4) 第4常置委員会

（主要審議事項） 本委員会の推進の努力もあって実現をみた「学生教育研究災害傷害保険」（51年度より実施、学徒援護会主管）が発足してから5年を経過したので、1ラウンドした時点でその実情を把握し、その運営の改善に資するため、各国立大学に対しアンケート調査を実施することとしている。

（委員会開催状況）

- 56. 6. 17（水） 常置委員会
- 11. 10（火） 常置委員会

#### (5) 第5常置委員会

(主要審議事項) 例年実施している外国学長の招致について、文部省とも協議し、本年度はカナダより3名の学長を12月9日より2週間に亘り招待することとした。その細部の実施計画について過般(10.23)「カナダ国大学学長招待準備委員会」を開催して協議し、受入れ体制を整えた。

また、本委員会の斡旋により昨年10月実施された「有志学長による中国視察」の第2次計画の促進を図ったが、たまたま文部省において別途国立大学長の中国派遣計画があることもあり、本計画は中止することとした。

この他、国内大学間の交流問題について協議を行った。

(委員会開催状況)

- 56. 6. 17(水) 常置委員会
- 11. 10(火) 常置委員会

#### (6) 第6常置委員会

(主要審議事項) 本委員会の主要な担当事項である大学財政に関する問題については、第2次臨時行政調査会の行財政改革に関する審議の動向に対応し、本年6月以後3次に亘り、昭和57年度予算ならびに定員問題に関し要望書を作成し、臨時行政調査会ならびに関係各機関に対し要望を行った。

また、給与問題については、目下人事院において検討が進められている「国家公務員制度の見直し」(国家公務員の給与体系の抜本的改正)の動きに対応し、国立大学側としての意見の取りまとめを進めることにし、殊に当協会が数年来推進を図ってきた「研究技術専門官制度の新設」をこの機会に実現するよう努力している。

なお、これまで検討を続けてきた①助手の問題(第1常置委員会と共同審議)、②非常勤職員の問題、③学費問題、等についても、今後時期をみて更に検討することとしている。

(委員会開催状況)

- 56. 6. 17(水) 常置委員会
- 8. 6(木) 大学財政小委員会
- 9. 25(金) 常置委員会
- 10. 9(金) 給与問題小委員会
- 11. 2(月) 研究技術専門官制度問題懇談会
- 11. 10(火) 常置委員会

### 5. 特別委員会(12回)

#### (1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 今後の検討課題について目下審議中であるが、本年6月要望した「学術情報センターの設置」に関連する大学図書館のあり方の問題が当面の課題とされる状況にある。

(委員会開催状況)

- 56. 9. 7(月) 小委員会
- 11. 10(火) 特別委員会

(2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 今後の検討課題について協議し、医師国家試験と医学教育との関係の問題について検討する予定としている。

(委員会開催状況)

56. 11. 10 (火) 特別委員会

(3) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 昨年11月に取りまとめた調査研究報告書「大学における教員養成——一般大学・学部と大学院の現状と問題点——」の後をうけ、引続き教員免許制度・資格制度の問題を中心に調査研究を続けている。

(委員会開催状況)

56. 7. 17 (金) 小委員会

9. 21 (月) 小委員会

11. 10 (火) 小委員会

11. 10 (火) 特別委員会

(4) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 昨年11月に調査報告書「——アンケート調査結果を中心とした——教養課程教育の実状」を取りまとめたが、その中に提起されている問題を更に検討し、教養課程のあり方について研究を進めることとした。そのため「教養課程に関するアンケート」の実施について検討中であり、また本委員会所属の各委員より「教養課程のあり方に関する意見」を徴し、それを基に今後の検討課題を設定することとしている。

そのほか①放送大学と国立大学教養部との関わりの問題、②高等学校学習指導要領改訂に伴う大学教育（特に教養課程教育）のあり方の問題（第1・第2常置委員会と共同審議）についても、時期をみて検討することとしている。

(委員会開催状況)

56. 7. 3 (金) 小委員会

9. 4 (金) 小委員会

10. 13 (火) 小委員会

10. 23 (金) 特別委員会

(5) 大学格差問題特別委員会

(主要審議事項) いわゆる新設大学の充実整備を進めるための方策について検討を続けているが、今後人文社会系学部の拡充整備（大学院設置を含む）の問題、複合学部の独立促進等の問題の検討を進めることにしている。

(委員会開催状況)

56. 11. 10 (火) 専門委員会



## 6. カナダ国大学学長招待準備委員会（1回）

（主要審議事項） 例年実施している外国学長招致事業の本年度計画として、カナダより学長3名を来る12月9日より2週間招くことが決定されたので、その受入れ体制を整えるため、訪問大学学長等をメンバーとする本招待準備委員会を設け、具体的事項について協議した。

なお、2週間に亘る国内視察を終えて帰国する前日（12月22日）に関係機関・団体等の関係者を招いて、カナダ国大学長との懇談を行う予定である。

（委員会開催状況）

56. 10. 23（金） 準備委員会

## 7. 特別会計制度協議会（1回）

（主要審議事項） 文部省と国大協との間で予算問題を審議するため設けられた本協議会を去る10月5日開催し、行財政改革進行中における明年度予算、第6次定員削減等の問題について、その経緯、内容について文部省より説明をきき、意見交換を行った。

（協議会開催状況）

56. 10. 5（月） 協議会

## 8. その他の諸会合（3回）

56. 7. 4（土） 日教組との会見

10. 5（月） 科学技術行政に関する懇談会

10. 29（木） 国公立大学入試問題連絡協議委員会

## II 要望書その他の諸活動（12件）

### ■ 対外的諸活動

56. 6. 16（17, 18, 24） 第68回総会において決議された「昭和57年度予算に関する要望書」ほか8件の要望書について、会長、副会長、関係委員長等がそれぞれ関係機関（臨時行政調査会、文部省、大蔵省、人事院、日本育英会）を訪れこれを提出し、要望懇談した。

56. 7. 6 臨時行政調査会の第一、第二特別部会の報告の内容に鑑み、学生納付金、育英奨学事業、教官・看護婦の定員削減、学部・学科等の新增設等の問題に関し要望することとし、沢田副会長が土光会長に面会して要望書を提出し、趣旨説明のうえ配慮方を要望した。

56. 8. 11 臨時行政調査会の「行政改革に関する第1次答申」が7月10日に政府に提出されたことに関連し、関係機関（文部省、大蔵省、行政管理庁）に対し、国立大学の実情を訴え予算編成に当たっての配慮を求める要望書を提出することとし、香月副会長および畑第6常置委員会委員長が関係機関を訪れ、これを提出し要望懇談した。

### ■ 各国立大学への意見照会等

56. 6. 17 第2常置委員会では「昭和57年度からの新高等学校学習指導要領実施に伴う昭和60年度以降の大学入試改訂」について、57年11月を日途にその構想の取りまとめを行って

るが、本年11月総会にその「中間まとめ」を提出することに関連し、各国立大学にその試案に対する意見を徴することとし、斎藤委員長より各国立大学長に対しアンケート調査を依頼した。

56. 6. 30 第3常置委員会では、目下検討中の「留年問題」の審議に資するため、昨年10月、同委員会所属の各大学に対し留年問題に関する予備的な第1次アンケートを実施したが、より広範にその実態を把握する必要から各国立大学に対する第2次アンケートを実施することとし、広根委員長より各国立大学長に対し「留年問題」に関する調査を依頼した。
56. 7. 8 第5常置委員会の斡旋により、昨年10月「有志学長による中国視察」を実施したが、これの第2次計画を希望する声があったので、西川委員長より各国立大学長に対し参加希望の有無についての照会を行った。

#### 資料・連絡強化等

56. 6. 10 第2常置委員会では、来る11月総会に提出する「昭和60年度以降の共通第1次学力試験の出題教科・科目に関する中間まとめ」を取りまとめるため、その試案に対する各大学の意見聴取のアンケートを行うことにしたが、その試案の内容について予め各大学に説明を行うため、「地区連絡協議会」を開催されたい旨、斎藤委員長より各地区世話大学長に依頼した。
56. 6. 29 上記の「地区連絡協議会」において共通入試問題を協議する際の「討議資料」（3種）を、石塚事務局長名をもって各地区世話大学長宛に送付した。
56. 6. 30 第68回総回（56. 6. 16～17）において決議された各要望書の処理について、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
56. 7. 9 第68回総会の決議に基づき「昭和57年度予算に関する要望書」を関係方面（臨時行政調査会、文部省、大蔵省、行政管理庁）に提出したが、その後の情勢の推移に鑑み、臨時行政調査会会長に対し、国立大学の予算・定員に関わる事項について再度要望書を提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
56. 8. 26 7月10日臨時行政調査会より政府に提出された「行政改革に関する第1次答申」の内容に鑑み、関係機関（文部省、大蔵省、行政管理庁）に対し、国立大学の予算編成に当たっての配慮を求める趣旨の要望書を提出したことに関し、会長名をもって各国立大学長あて報告した。
56. 8. 26 各国立大学が「昭和60年度以降の大学入試」について検討する際の参考資料として、「新学習指導要領による高等学校教科書」を斡旋する旨の通知を、斎藤第2常置委員長より各国立大学長あて送付した。

### III 要望書等の受理

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
56. 7. 8	国立大学院農学関係学部長協議会	専任講師の定数増, 講座費の増額, 大学院学生に関する事項	第1, 4, 5, 6各常置
7. 8	国立農水産関係大学学部長協議会	実験動物経費の予算措置, 科研費の交付内容通知の早期実施及び交付期間の延長	第6常置
7. 29	国立大学一般教育担当部局協議会 会長	一般教育等の教官定員増, 事務組織の整備, 非実験科目の実験化, 一般教育建物の必要面積改定	第6常置 教養課程 特別委
8. 13	第31回国立大学工学部会長会議	予算増額, 助手の待遇改善, 博士課程設置促進等	第1, 6各常置
8. 27	国立9大学理学部会長会議	定員削減問題	第6常置
9. 16	国立医科大学学長会議	新設医科大学における定員の確保について	第6常置 医学教育 特別委
10. 21	日本共産党山口県委員会	共通1次試験の試験場について	第2常置
10. 30	新制大学農学部協議会	予算(非常勤講師手当・同旅費・教官旅費等)の増額について	第6常置

### IV 刊行物

56. 8 会報第93号  
56. 11 会報第94号

## 諸 会 合

(昭和56年10月～12月)

- |           |       |                   |
|-----------|-------|-------------------|
| 10. 5 (月) | 10:30 | 特別会計制度協議会         |
|           | 12:30 | 科学技術行政に関する懇談会     |
| 10. 8 (木) | 14:00 | 入試教科目改訂専門委員会      |
| 10. 9 (金) | 13:30 | 第6常置委員会給与問題小委員会   |
| 10.13 (火) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会小委員会 |
| 10.14 (水) | 14:00 | 入試教科目改訂専門委員会      |
| 10.19 (月) | 10:30 | 第2常置委員会小委員会       |
|           | 14:00 | 第2常置委員会           |
| 10.20 (火) | 11:00 | 第3常置委員会小委員会       |
|           | 13:30 | 第3常置委員会           |
| 10.21 (水) | 13:30 | 第1常置委員会議事打合せ会     |
| 10.23 (金) | 13:30 | 教養課程に関する特別委員会     |
|           | 13:30 | カナダ国大学学長招待準備委員会   |
| 10.29 (木) | 12:00 | 理事会               |
|           | 17:00 | 公大協との入試問題連絡協議委員会  |
| 11. 2 (月) | 13:30 | 研究技術専門官制度問題懇談会    |
| 11.10 (火) | 13:30 | 第1常置委員会           |
|           | 13:30 | 第2常置委員会           |
|           | 17:30 | 第4常置委員会           |
|           | 10:30 | 第5常置委員会           |
|           | 16:00 | 第6常置委員会           |
|           | 13:30 | 図書館特別委員会          |
|           | 11:00 | 医学教育に関する特別委員会     |
|           | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会   |
|           | 13:30 | 教員養成制度特別委員会       |
|           | 15:30 | 大学格差問題特別委員会小委員会   |
| 11.11 (水) | 10:00 | 第69回総会(第1日目)      |
|           | 12:00 | 理事会               |
| 11.12 (木) | 10:00 | 第69回総会(第2日目)      |
| 11.13 (金) | 10:00 | 第36回事務連絡会議        |
| 11.28 (土) | 10:00 | 第2常置委員会小委員会       |
| 12. 8 (火) | 13:30 | 第3常置委員会           |
| 12.14 (月) | 14:00 | 就職問題懇談会           |
| 12.19 (土) | 10:00 | 教員養成制度特別委員会小委員会   |
| 12.22 (火) | 14:00 | カナダ国学長招待準備委員会     |
|           | 15:00 | カナダ国学長との懇談会       |

## あやしくなった 現代人の立ち構え

東京工業大学教授  
(医学博士・体育生理学)  
平沢 彌一郎

日ごろよくつかっている「からだ」という言葉の中には、不思議な意味がかくされている。「人間が立つ」ということである。つまり、「からだ」の語源は、人が大地に両足をしっかりとふまえて立つさまをあらわす「軀立ち」(からだち)に由来する。

なぜ、またいつごろから、この「ち」が消えてしまったのだろうか。不思議でならない。また、この「からだ」にあたる body, Körper, sōma (ギリシャ語)にあ

たってみても、「人が立つ」という意味は全然含まれていない。それどころか、ヘブライ語で書かれている旧約聖書の中には、「からだ」にあたる言葉すら見当たらない。とすると、われわれ日本人の先輩たちは人間の立っているその姿に対してよその国や民族とは異なった、ある特別な関心と価値観をいだいていたのだろうか。

おとしの春、北海道の美沢川流域の遺跡で発掘された二つの小さな土版を見たとき、それを裏付けするような思いがした。というのは、いまから約5,000年も前(縄文初期)の2周堤墓の中から、生後10か月ほどの赤ちゃんの足跡のつけられた土版が発見されたからである。

その土版のかかとのまん中には、紐を通したと思われる小さな穴がひとつ。大先輩たちは、はじめてひとり立ちをしたわが子の成長ぶりを喜び、子の足跡を土版にとり、それを首から胸の前につるして近所や親戚回りをしたのか、あるいは氏神に奉納したのか、とにかく家中が「立ち祝」を盛大にふるまったのではなかろうか。たぶん足は子供の成長のシンボルであったのであろう。

この土版を作った優しくて温かい親たちの心。それは今日のように、出産したらその子供の手のひらや足の裏に、朱墨や金粉を塗って形をとり、額縁に入れて売る商売があるかと思えば、またそれを飾って喜んでいる親たちの心とは、およそわけがちがう。いったいこの世の中に、誕生日や七五三を祝う親はあっても、わが子のひとり立ちをはじめて見て心を躍らせ、「立ち祝」をするような親が何人いるだろうか。ひとり立ちを祝う心、その心が親になくて、どうしてわが子の「ひとり立ち教育の実践」ができようか。

最近のデータから、日本人の立ち構えがあやしくなってきたことがわかってきた。もう30年もすると、自分で立つことが不可能的に困難な事態がくるかもしれない。頭デッカチのサルが軀幹も手足もやせほそって、身動きができなくなったさまからの象形文字「愚」のようになったら、それこそ大変である。

# 要 望 書

## 国立大学の授業料の改定について（要望）

昭和56年12月21日  
国立大学協会会長  
平野 龍一

政府においては、財政再建と行政改革に真剣に取り組まれていることに敬意を表するものですが、明年度の予算編成に当たり国立大学の授業料を増額改定する意図があり、それに伴い従前から措置されていた育英奨学事業の拡充及び授業料減免の範囲の拡大等の措置も行わないと伝えられていることについては国立大学協会としては強い危惧の念を表明せざるを得ません。

国立大学の授業料については、既に昭和54年12月18日付けの要望書等において、繰り返し要望しておりますように、教育の機会均等の原則を実現するためにできるだけ低廉であることが望ましく、また国と社会を最大の受益者とする国立大学の教育にとって単純な受益者負担の原則の適用やコスト主義に基づく専門分野間格差の導入などは認められないことでもあります。しかも近年の数次にわたる増額改定により国立大学の授業料は私立大学の授業料の半額程度にまで達しており、単なる財政収入の増の観点からその引き上げが図られてはならないことも既に指摘し要望してきたところであります。

政府におかれては、われわれの意のあるところを賢察せられ、国立大学の授業料の取扱いについては十分慎重を期せられて、教育の機会均等の原則の実現に努力されるよう要望します。

（要望書提出先・小川文部大臣  
渡辺大蔵大臣）

# 資 料

## 昭和57年度国立学校特別会計予算の概要について（事務連絡）

昭和57年1月8日  
国立大学協会事務局長  
石塚 龍之進

去る12月28日に昭和57年度予算の政府案が閣議決定され、これを承けて同日文部省より国立学校特別会計予算について説明がありましたので、その概要を下記のとおりご連絡いたします。

### 記

1. 「昭和57年度国立学校特別会計概算決定額の概要」の事項別表は、別途貴学に配付済みでありますのでご了承下さい。
2. 国立学校の授業料は、授業料免除枠の拡充措置等と一体化した配慮のもとに昭和57年度入学者から改定することになりました。

3. 授業料改定に伴う措置として、授業料免除枠が現行の10%より15%に拡充されることになりました。(拡大する5%については半額免除)
4. 授業料改定の見合い施策として、学生の厚生補導経費を総額5億円増額し、学生の教育環境整備を行うこととされました。
5. また設備充実費についても、授業料改定の見合い施策として、大学院教育研究設備、一般教育設備及び学生用図書については特に前年度同額の配慮を行うこととされました。(設備充実費全体としては対前年度10%の縮減となっております。)

以上、会長のご指示により事務連絡申し上げます。

## 大学等卒業予定者に関する「就職協定」の問題について(事務連絡)

昭和56年12月18日  
国立大学協会事務局長  
石塚龍之進

去る11月26日に開催された中央雇用対策協議会の席上において、労働省が「大学等卒業予定者に係る就職協定に行政として参加することは今年度限りとする」旨表明されたことが翌日の各新聞に報道され、各大学におかれてもこの問題の成行に重大な関心を寄せられていることと推察いたしますので、取敢えずこれまでの経過の概略をご報告しご参考に供します。

ご承知のとおり、大学等卒業予定者に係る採用選考期日等に関しては、毎年大学・高専側ならびに企業側それぞれにおいて「申し合せ」(いわゆる就職協定)が行われ、早期選考の防止、求人・求職秩序の確立を図っておりますが、近来この協定が企業側、大学側双方において遵守されていない事例が多く見られるに至った事情から、今回の労働省の異例な態度表明となったものがあります。これの経緯については別紙1(「大学等卒業予定者の就職協定に関する労働省の見解」および付属資料1, 2)をご参照ください。

この労働省の見解に対し、文部省としては、これが今後の企業側の就職協定の存否に影響を与え、また大学・高専側の申し合せにも重大な影響を及ぼすことを憂慮し、労働省の就職協定への不参加については慎重な配慮を求める旨の見解を明らかにしております。(別紙2参照)

今回の就職協定に関するこのような事態は、大学教育の面にも重大な影響を及ぼすことが懸念されましたため、当協会の第3常置委員会では急速その対応策について協議を行い(12月8日開催)、この就職協定の存続の必要性和、これの遵守の徹底を図る方針を確認するとともに、労働省の協力を促すことといたしました。

一方、文部省はこの問題に対する大学・高専側の総意を取りまとめるため、去る12月14日に就職問題懇談会(国公私立大学・高専関係11団体の集まり)を招集し、その対応策について協議いたしました。その結果まとめられた見解は別紙3のとおりであります。

なお、本問題解決のための焦点である「就職協定の実効性を確保するための具体的方策」については、同懇談会に小委員会を設け早急に検討を開始するとともに、その結果を基に文部省、労働省および企業側との合同協議を進めてゆくことにしております。

以上、今回の就職協定に関する問題についてのご理解に資するため、会長のご指示により取敢えず事務連絡申し上げます。

## タンガニイカ湖詣で

京都大学理学部教授  
(生態学)  
川邦部 浩 哉

\*

アフリカはタンガニイカ湖での調査も、科学研究費を受けて行くこと予備調査を含めて3回となった。かの土地には「毒」があって、一度足を踏み入れた研究者はそこから逃れられぬ心境になるという。私も遅まきながらその段階に入ったらしい。

生態学というのはすぐれて地域性を帯びた学問である。冷温帯の自然から抽象した理論と熱帯の自然から抽象し

た理論とには、少なくとも細部はかなり重大な不整合の部分がある。琉球列島の川を最初に実見したときもそうだったが、新しい土地の自然はそれまで頭の中に作り上げて来た理論にすらりと当てはまってはくれない。いや、「理窟に合わぬ生物が間違っただけの生活をしている」と写る。

ここから精神を運動させて行って新しい理論（むしろ新しい偏見と呼ぶべきだろうか）を構築するためには、先の偏見と眼で視る自然との間での連日長期間にわたるギリギリの葛藤が必要。迂濶に時を過せば、驚きはいつの間にか消え失せ、合致せぬ部分を切り落して他の部分を少々拡大しただけの偏見を抱いたままに終ること必然である。研究者というのは、よくよく合理化（心理学上の意味における）の上手な人種なのだ。そして無意識のうちに、「私は以前からそういう意見でした」と言ってはばからない。

昨年末は同じ種の地域変異をタンガニイカ湖の東岸と西岸で見る機会があり、また別の感慨を持った。それは魚に人間と同じ思考能力があったとして、それが「そんな事は百も承知だ」と答えるような事柄ならば、それは本当に科学の名に値するののかということである。対象物が「私達も知らなかった新発見だ」と認めてくれるものでなければ、本当の意味はないのではないか。ある場所に住む人達の生活の仕方を他の場所の人達の前で面白おかしく喋って見せるのと異なる所があるとは思えない。

自分なりに作り上げた理論を次に発展させるためには、他の土地の生物の生活を見るのが最も適した方法の一つである。「間違っただけの生活をしている生物」と見る偏見がなくなるまで、私のアフリカ詣でもやはり止められそうにもない。



# そ の 他

## 新規加入大学

(大学名)	(所在地・電話)	(学 長)	(事務局長)
鳴門教育大学	〒770 徳島市新蔵町 2—24 徳島大学事務局構内 (0886) 22-5131 (代)	前田 嘉明	初見 忠男
鹿屋体育大学	〒100 千代田区霞が関 3—2—2 (文部省内) 鹿屋体育大学東京連絡所 (03) 581-5726	江橋慎四郎	岡田 参郎

## 学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
弘 前 大 学	大池弥三郎	牧野吉五郎
群 馬 大 学	畑 敏雄	小野 周
東京外国語大学	坂本 是忠	鈴木 幸寿
お茶の水女子大学	井上 茂	藤巻 正生
大阪外国語大学	伊地智善継	林 栄一
神戸商船大学	南 正巳	松本 吉春
愛 媛 大 学	野本 尚敬	坂上 英
徳 島 大 学	岡 芳包	添田 喬
大 分 大 学	中村 末男	釘宮 保雄

### ○ 委員長の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 6 常置委員会	畑 敏雄 (群馬大)	諸星静次郎 (東京農工大)

### ○ 委員の交代

(委員会)	(前 任)	(新 任)
第 5 常置委員会	西沢 弘順 (高知大)	関田 英里 (高知大教授)
図書館特別委員会	木村 増三 (一橋大教授)	大川 政三 (一橋大教授)
大学格差問題 特別委員会	神田 慶也 (九州大)	田中 健蔵 (九州大)
同	渡辺源次郎 (福島大)	伊藤巳喜夫 (福島大)
同	畑 敏雄 (群馬大)	小野 周 (群馬大)
同	小坂 淳夫 (岡山大)	大藤 真 (岡山大)
同	野本 尚敬 (愛媛大)	坂上 英 (愛媛大)

大学運営協議会	齋藤 進六 (東工大)	猪 初男 (新潟大)
同	畑 敏雄 (群馬大)	諸星静次郎 (東京農工大)
特別会計制度協議会	畑 敏雄 (群馬大)	諸星静次郎 (東京農工大)

○ 委員の委嘱

図書館特別委員会 松山 公一 (熊本大)

○ 専門委員の委嘱

第3常置委員会 立野 晴夫 (東京大学学生部長)

○ 専門委員の解嘱

第6常置委員会 大川 政三 (一橋大学教授)

寄贈図書

教育と情報 56年10月号, 11月号, 12月号, 57年1月号, 2月号, 3月号 (文部省)

厚生補導 56年9月号, 10月号, 11月号, 12月号, 57年1月号, 2月号, 3月号 (文部省)

I D E 56年11月号, 12月号, 57年1月号, 2月号 (民主教育協会)

大学時報 160号 (日本私立大学連盟)

みんぱく 56年10月号, 11月号, 12月号, 57年1月号, 2月号 (国立民族学博物館)

昭和56年度学校基本調査速報 (文部省)

一般教育学会誌 第4号 (一般教育学会)

昭和57年度大学入学者選抜試験問題作成の参考資料 国語編・理科編・外国語編 (文部省)

昭和56年度国公立大学入学者選抜面接・小論文の出題の概況 (文部省)

昭和56年度公立大学実態調査表 附属図書館編 (公立大学協会)

国際交流 No.29 (国際交流基金)

筑波フォーラム No.15特集「筑波大学将来計画」 (筑波大学)

一般教育学会第2課題研究集会要録 大学教育における論述作文, 読書及び対話・討議に関する意味づけと方策 (香川大学)

大学研究ノート No.48~50 大学医学教育に関する文献目録, 科学社会学の研究, 大学における教育機能を考える (広島大学)

大学論集 第十集 (広島大学)

クレセント 第10号 (関西学院大学)

大学通信教育の基準について 答申56年9月 (大学設置審議会)

全国立大学入学試験のうち理科に関する問題の検討報告 (私学研究所)

昭和55年度大学入学者選抜方法に関する研究報告書 (東京学芸大学)

研究と独創性 (日本学術振興会)

学習院百年史 第一編・第二編 (学習院大学)

米国における教育病院管理の現況 (医学教育振興財団)

入研協ニュース No.5 (国立大学入学者選抜研究連絡協議会)

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度）
  - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
  - 第3 “ （補導）
  - 第4 “ （学生の厚生）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会
  - 大学格差問題特別委員会
  - 図書館特別委員会
  - 研究所特別委員会
  - 教職員の厚生等に関する特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会（会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員）。その下に，大学問題第1・第2・第3・合同各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会（国大協会会長ほか5学長，文部事務次官ほか4局・課長）

## 編集後記

- \* 立春も過ぎましたが、なお厳しい余寒が続いております。  
その厳冬のさ中に、4回目を迎えた共通第1次学力試験が実施されましたが、各大学の周到な配慮とご努力により、今回も無事完了をみましたことはご同慶に堪えません。
- \* 本号は前総会関係の記事を掲載した関係で相当大部のものになりました。なお、過般の総会においては、初めての試みとして「当面する大学の諸問題」についてのシンポジウムを催し、4人の学長先生より所懐の一端を披瀝して頂きました。その演述の要旨を、各学長先生のご校閲を経て総会議事録の中に収載いたしましたので、ご一読願えれば幸いです。
- \* 今回の「特別寄稿」には、大塚宮城教育大学長の“教育所感”を、また「窓」欄には川那部京都大学教授の“タンガニイカ湖詣で”および平沢東京工業大学教授の“あやしくなった現代人の立ち構え”の2篇を頂戴いたしました。ご多忙のところご寄稿くださった諸先生のご厚意に対し深く感謝申し上げます。(R)

節分に酔うて帰れば「鬼は外」

竜石

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

昭和57年2月25日 印刷  
昭和57年2月27日 発行 (非売品)

# 会報 第95号

(第32巻第1号 通巻第95号)

編集兼  
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (813) 0647

印刷・製本 樹文唱堂